

特集 農業との多様な関わり

① 農業に触れることができる様々な施設

- 農業者の減少・高齢化や地球温暖化など農業をとりまく環境が厳しさを増す中で、国内の農業生産や農村コミュニティを維持していくためには、より多くの方々に「食」や「農」を知り、触れていただく機会の拡大を図ることが重要です。
- 近畿は、大消費地と農村の距離が近く、居住地の近くにも、地場産の農産物を購入できる直売所や観光農園・市民農園など実際に農業を体験できる施設も数多くあります。



直売所は、地場産率が約9割を占め、地域農業に触れ合える身近な場所。



都市住民の方々が小さい農地を利用して野菜や花を育てる市民農園。

事例 せせらぎの郷

琵琶湖のほとり、滋賀県野洲市須原地区では、環境保全型農業として、琵琶湖の生きものをつなぐ農村の原風景を取り戻しつつ、持続的な農業を実践するため、「魚のゆりかご水田」※を柱とした、環境教育などにより、地域活性化の取組が行われています。

その取組としてオーナー制度に基づく田植え体験等が実施されています。

※ 「魚のゆりかご水田」とは、生き物が激減した田んぼに魚道を設置し、かつての琵琶湖周辺でごく当たり前に見られた景観を復活させる取り組み。



○水路内の手前の構造物が魚道



○田植え体験の様子

○ 近畿の農業や農村が持つ魅力を伝えるため、近畿農政局ホームページにポータルサイト「ふれてみませんか？農業に」を開設し、体験する・見る・楽しむ・食べることができる農林業体験施設（観光農園・直売所、市民農園、棚田、農業遺産、農泊、ジビエ等）を紹介しています。



詳しくは
近畿農政局 HP へ ⇒

<https://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/tosizyumin/index.html>

●購入する！

○ 直売所



○ 観光農園



●体験する！

○ 農業体験施設



○ 市民農園



●訪問する！

○ 棚田



○ 農業遺産



●食べる！

○ ジビエ



○ 農泊



②企業による取組

- 地域の農林水産業を含めた関連産業の持続的な発展のため、農業や食料に関連した企業はもとより、地域経済を牽引する企業に広く農業に関わりを持っていただくことも重要です。
- 企業による農業との関わりについては、企業の社員食堂において地元食材を利用することや農業体験を社員研修に取り入れる、更には、新たな経営戦略の1つとして農業に参入するなど様々な取組が行われています。

事例1 ホテルで地元食材を提供し里山環境を保全

京阪ホテルズ&リゾーツ株式会社（琵琶湖ホテル）

琵琶湖ホテルでは、「里山の食彩プロジェクト」として、滋賀県産食材をお客様に提供することにより里山環境を保全し、多様な生物の生態系を守る活動を20年以上継続しています。その一環として、高島市畑地区や大津市仰木地区の農家と専属契約を結び、スタッフによる農作業体験や、棚田米を原料とした日本酒や鮎ずしをホテル内で提供する取組を実施しています。

事例2 農業への参入

株式会社^{のうえん}NOUEN

（株）NOUENの親会社である（株）ファントゥは、2000年に設立したシステム開発等のサービスを展開する岡山の企業です。同社代表が、出身地である兵庫県朝来市に帰省する度に耕作放棄地が増えていく状況を見て、「生まれ育った地域、恩人に何か貢献できることはないか」との故郷への思いから農業への参入を決意し、2013年に（株）ファントゥに農園事業部を立ち上げ、2018年に農園事業部を分社化、（株）NOUENを設立しました。

朝来市の特産農産物である岩津ねぎを中心に、減農薬・減化学肥料のコシヒカリや朝倉山椒を栽培しているほか、岩津ねぎを使用したコロツケ等の加工品の製造・販売も行っています。



6次化商品



③ 地域資源を活用したインバウンド誘致

- 近畿は歴史的文化遺産が多く、歴史に育まれた多様な食文化やそれを支える農林水産業、農業生産活動を通じて形成された美しい景観が数多く存在します。
- 2025年に開催される大阪・関西万博を契機として、近畿の農山漁村に宿泊し、農業体験や景観、郷土料理を楽しむ旅行への内外からの誘客を促し、日本の農林水産物及び食品のインバウンド消費や輸出の促進、農山漁村の振興に取り組んでいます。

食を支える農山漁村の地域資源



柿の葉寿司
(郷土料理百選)

ぼたん鍋
(郷土料理百選)



白みそ雑煮
(郷土料理百選)



食べる

宿泊する

農家民宿



古民家



体験する

観光する

農業・里山体験



茶摘み・茶づくり体験



地引き網体験



かやぶき屋根建造群
(美しい日本のむら景観コンテスト)



棚田



伝統的な琵琶湖型
漁業システム
(世界農業遺産)



1 食料安全保障の確保

(1) 食料・農業・農村基本法の検証・見直し

- 食料・農業・農村基本法は、制定から四半世紀が経過し、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり、地球環境問題への対応など、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかった情勢の変化や課題に直面しています。
- このような状況を踏まえ、令和4(2022)年9月から、食料・農業・農村政策審議会に設置された基本法検証部会の下で、検証・見直しの議論が行われ、令和5(2023)年5月に同審議会が「中間とりまとめ」を公表、その後、地方意見交換会（近畿ブロックは8月に実施）や国民からの意見・要望の募集を経て、同年9月に答申を取りまとめました。
- 令和5(2023)年6月には内閣総理大臣を本部長とする「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において「食料・農業・農村基本法の改正の方向性について」が、同年12月には「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が決定され、施策の工程表の策定とともに、現行基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について取りまとめられました。
- これらを受け、令和6(2024)年2月に第213回通常国会に「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」が提出され、国会での審議を経て同年5月に可決・成立、6月5日に公布・施行されました。
- 近畿農政局は、食料・農業・農村基本法の検証・見直しの検討に際し、多様な関係者に対して情報提供を行うとともに、各界各層から意見を伺うため、意見交換等を展開してきました。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

食料安全保障の確保

(1)基本理念について、

- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入力できる状態」とする。(第2条第1項関係)
- ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
- ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、その持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)

(2)基本的施策として、

- ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）(第19条及び第21条関係)
- ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）(第22条関係)
- ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1)新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2)基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1)基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2)基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾患・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

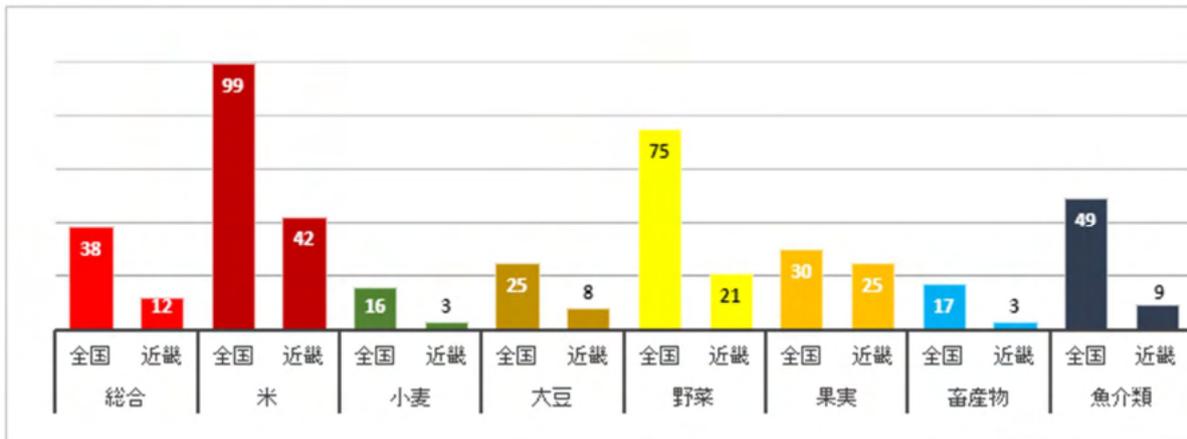
農村の振興

- (1)基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2)基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

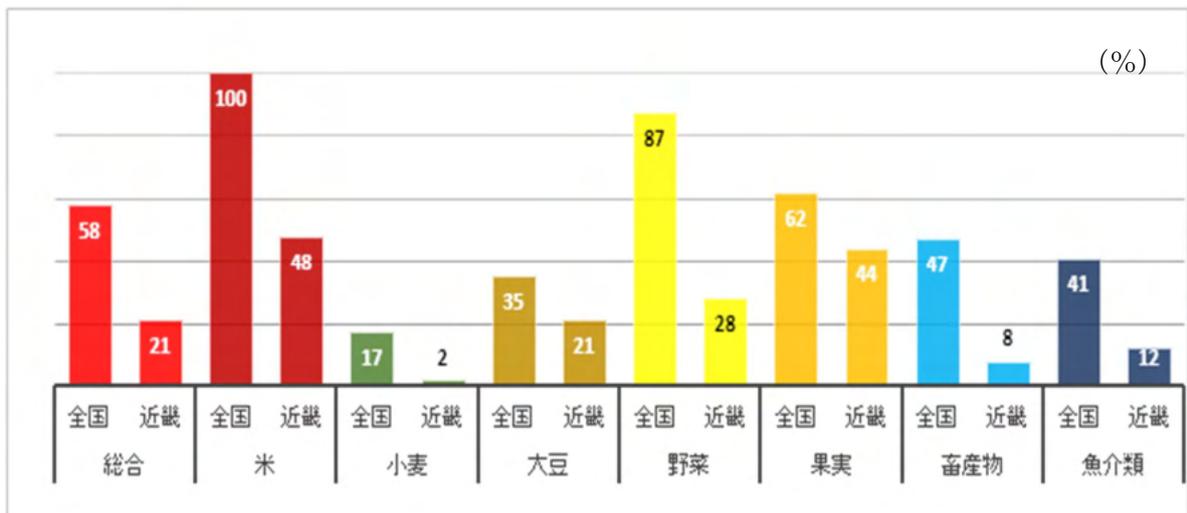
(2) 食料自給率

- 令和4年度全国のカロリーベース食料自給率は38%であるのに対して、近畿の食料自給率は12%です。また、生産額ベース食料自給率については全国が58%に対して近畿は21%です。これは近畿の人口比率は全国の16%となっていますが、農業産出額は5%であり、消費に比べ供給が少ないことが原因となっています。(図表-1、2)
- 近畿の自給率を品目別に見ると、果実において、奈良、和歌山が、うめ、みかん、かき等の生産が多いことから、カロリーベース、生産額ベースともに他品目に比べ高い水準となっているのが特徴です。

図表-1 令和4年度カロリーベース食料自給率（全国・近畿）概算値 (%)



図表-2 令和4年度生産額ベース食料自給率（全国・近畿）概算値



(3) 食品産業の振興

① 食品流通の動向

【卸売市場について】

- 生鮮食品等を取り扱う卸売市場は、農林漁業者に安定した販路を提供するとともに、消費者に日常の食料品を供給する重要な役割を果たしています。
- 令和4年度末現在、近畿には12の中央卸売市場（全国に占める割合18.5%）と、78の地方卸売市場があります（図表1）。（図表1）
- 近畿の卸売市場の取扱額をみると、3年度はやや減少したものの、4年度は微増傾向で推移しており、令和4年度において中央卸売市場では7,209億円（同19.5%）、地方卸売市場では2,237億円（同7.7%）となっています。（一部取扱品目では取扱額は横ばい）（図表2、3）
- 近年、食品流通の多様化に対応して、生産者の所得の向上と新鮮で安全・安心な生鮮食品を求める消費者ニーズへの確かな対応を図るため、各卸売市場は、閉鎖型施設整備による低温化の取組、衛生管理の強化等の取組を実施しています。

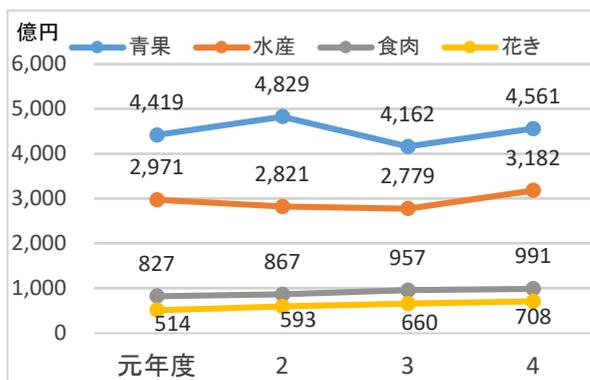
図表1 近畿の卸売市場数（令和4年度末）

区分	中央卸売市場						地方卸売市場						
	小計	総合市場	青果市場	水産市場	食肉市場	花き市場	小計	総合市場	青果市場	水産市場	食肉市場	花き市場	
滋賀	0	0	0	0	0	0	滋賀	5	4	0	0	1	0
京都	2	1	0	0	1	0	京都	12	4	2	5	0	1
大阪	4	3	0	0	1	0	大阪	18	0	11	3	0	4
兵庫	4	3	0	0	1	0	兵庫	17	8	1	4	3	1
奈良	1	1	0	0	0	0	奈良	6	1	3	0	1	1
和歌山	1	1	0	0	0	0	和歌山	20	7	0	13	0	0
近畿計	12	9	0	0	3	0	近畿計	78	24	17	25	5	7
全国計	65	37	13	3	10	2	全国計	901	163	245	385	21	87

資料：農林水産省「卸売市場データ集」、「地方卸売市場関係資料」
注：総合市場とは2区分以上取り扱っている市場のこと。

図表2 近畿の卸売市場の取扱額の推移

(中央と地方の合計値)



図表3 近畿の卸売市場の取扱額

(令和4年度)

(単位:億円)

区分		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央卸売市場	近畿	3,917	2,728	533	31	7,209
	全国	18,590	14,230	2,924	1,235	36,979
	全国比	21.1%	19.2%	18.2%	2.5%	19.5%
地方卸売市場	近畿	644	454	458	677	2,237
	全国	12,171	12,754	1,673	2,254	29,184
	全国比	5.3%	3.6%	27.4%	30.0%	7.7%

資料：農林水産省「卸売市場データ集」（中央市場）、「地方卸売市場関係資料」（地方卸売市場）

【物流 2024 年問題について】

- 令和 6 年 4 月から物流産業の長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用（年 960 時間）されることとなり（図表 4）、輸送能力の確保が懸念されることから（図表 5）、農林水産品・食品の物流を確保するため、関係府省と一体となって、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議で、緊急的に取り組むべき抜本的・具体的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」が策定されました。
- 令和 5 年 12 月、全国各地・品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」を設置するとともに、幅広い関係者と協力して推進していくため当本部の下に「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を設置しました。
- 近畿農政局においても「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を設置し、令和 6 年 4 月には、「物流革新に向けた政策パッケージ」に定められた施策に、近畿の関係行政機関がより強固に連携して取り組むことを目的に、大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の地方支分部局 5 機関で連携協定を締結しました。（写真）

図表 4 物流の 2024 年問題
トラックドライバーの働き方改革

法律・内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法 時間外労働の上限規制 （年720時間）の適用 【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用	→			
労働基準法 時間外労働の上限規制 （年960時間）の適用 【自動車運転業務】							適用
労働基準法 月60時間以上の時間外労働 増減引き上げ （25%→50%）の 中小企業への適用						適用	→

	現行	2024年4月以降（原則）
年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
1日の拘束時間	13時間	13時間
休憩時間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限

図表 5 「物流の2024年問題」の影響により
不足する輸送能力試算（NX総合研究所）

○全体

不足する輸送能力の割合（不足する営業用トラックの輸送トン数）	
2024年	14.2%（4.0億トン）
2030年	34.1%（9.4億トン）

○発荷主別（抜粋）

業界	不足する輸送能力割合
農産・水産品 出荷団体	32.5%
紙・パルプ （製造業）	12.1%
建設業、建材 （製造業）	10.1%
飲料・食料品 （製造業）	9.4%

○地域別（抜粋）

地域	不足する輸送能力の割合
中国	20.0%
九州	19.1%
関東	15.6%
中部	13.7%

政府機関の地方支分部局 5 機関による連携協定締結式



② 地域食品産業連携の推進

- 地域内外の多様な関係者が協働して、産業連携や異業種等の技術や知の集積を融合することによるイノベーションの創発に取り組んでいます。消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題の解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデルの創出を推進しています。

○地域食品産業連携プロジェクト（LFP）推進事業

地域の農林水産物を有効活用するため、都道府県が地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を推進する。

地域の食品関連企業等のネットワークの構築、マーケティングや戦略の検討、新商品等の開発、販路開拓等を支援。

近畿では、令和5年度に京都府が実施。



【京都府】有機農産物の冷凍商品化により 新たな価値を付加したサプライチェーンを構築

▶農業者、食品加工業、料亭や飲食店、大手百貨店、小売業者、運送会社、情報通信会社、機器メーカー、観光・宿泊業、金融機関、大学、研究機関、福祉団体など多様な業種の方が参画してプラットフォームを形成。生産・加工・流通・販売などの各事業者の特徴や技術の連携により付加価値の高い新商品・新サービスが自発的に創出される仕組みをつくり、オープンイノベーションの場を提供。

▶令和5年度は希少な有機いちごやサツマイモの有効活用のため、長期保存が可能な冷凍食品を開発。このプロジェクトでは、有機認証付きの加工品の小売・流通を拡大するとともに、有機栽培ほ場の拡大を目指している。



③ 食品ロスの削減

- 農林水産省は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して食品関連事業者の食品ロス削減の取組を促進しています。
- 近畿において、食品ロス削減に向けた商慣習の見直しに取り組んでいる事業者を募集した結果、納品期限を緩和している食品小売業者は 27、賞味期限表示を大括り化（年月表示・日まとめ表示）している食品製造業者は 25、賞味期限を延長した食品製造業者は 21、フードバンク・こども食堂等へ食品を提供した食品小売・製造業者は 25 の応募がありました。（令和 5 年 12 月末時点）
- 国は食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を立てており、目標達成には、事業者による取組だけでなく、国民一人ひとりが身近なところから食品ロスの削減を意識し、取り組んでいくことが不可欠です。

食品ロス削減に向けた商慣習見直しの取組事業者（令和 5 年 12 月末時点）

	納品期限緩和	賞味期限表示 大括り化	賞味期限延長	フードバンク等への 食品の提供
全 国	297 小売業者	318 製造業者	269 製造業者	367 小売・製造業者
うち近畿	27 小売業者	25 製造業者	21 製造業者	25 小売・製造業者

- 農林水産省は、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえて、予約販売等の季節の食品の需要に見合った販売を食品小売事業者に呼びかけています。

【取組事例：株式会社京阪ザ・ストア（大阪府）】

大阪府内中心に食品スーパー、専門店を展開する株式会社京阪ザ・ストアは、恵方巻きのロス削減に向け、①予約販売強化のため折込チラシ、店頭ポスター、SNS 等での情報発信、②前年の販売数量及び曜日特性を考慮した製造計画の策定、③当日の売れ行きに応じた店内製造の切り上げや早期値引き及び店間の商品移動、といった取組を実施しました。



予約販売のチラシ



2月3日の売り場の状況
(ロス削減ポスター)



(ハーフサイズ恵方巻)

④ 近畿の食文化の発信

【和食文化の保護・継承に向けた取組】

- 2025 年に開催される大阪・関西万博が関西の食や食文化の保護・継承となるよう、団体、企業、個人が取り組む近畿ならではの食や食文化を国内外に発信する活動について、「関西 食の『わ』プログラム」として認定する取組を開始しました。
- 令和6年9月末で18件のプログラムを認定しました。(図表-1)

【SAVOR JAPANについて】

- 地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る地域を「SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)」として認定、SAVOR JAPAN をブランドとして、食文化、農山漁村の魅力を海外に発信しています。
- 令和6年5月時点で、全国で41地域、近畿では4地域が認定されています。(図表-2)



図表-1 認定「関西 食の『わ』プログラム」(令和6年9月末現在)

No.	プログラム名	主催者名	活動内容
1	越境ECで旅マエ・旅ナカ・旅アト消費をサポート	ZenGroup株式会社	ZenPlus内に、関西 食の「わ」プログラムの特集ページを英語で作成し、旅マエの訪日外国人に関西の食の魅力を伝え関西へ誘客。旅ナカで実際に訪れた訪日外国人にシヨップカードを渡し、旅アトでZenPlusにてリピート購入を狙う。
2	体験型食育イベント「近江米でおにぎり作り」	スーパーホテル滋賀・草津国道1号沿	滋賀県で長年守られてきた、農林水産業の持続的なつながりの取り組み、世界農業遺産「琵琶湖システム」の存在と大切さを伝える講演と、環境ごだわり農産物である近江米「魚のゆりかご水田米」と「みずかみ」を使用し、「おにぎり作り」体験を行う。
3	日野の伝統料理を伝え継ぐ	日野の伝統料理を継承する会	日野町で昔から食べ継がれてきた料理を、旧商人の邸宅(近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」)食体験レストラン)で地域に残された漆器を使い提供。地域への聞き取り調査からのメニューの掘り起こし、再発見にも取り組んでいる。また、地域の小学校からの依頼で授業の調理の講師をしたり、料理教室も開催
4	「たがの たべるを つなぐ」	YOBISHIプロジェクト	ワークショップで昔ながらの方法(おくだん・杵臼・紅鉢など使用)を体験。地元のお母さん方の協力を得てこの地ならではの文化体験を提供。家庭でも簡単に出来る方法をミニレシポ本にして配布。紙媒体「よびし通信」やSNSで情報発信している。
5	【原体験(農業体験)】や食・環境学習に係る講師(依頼毎に訪問)	食と環境教育アドバイザー 中尾 卓嗣	幼稚園、小中高大学生、保護者、教職員、医療関係者、消費者など多方面の依頼に応じて講演。講演では、日本の食文化である、自然のめぐみである食材への感謝、バランスのとれた食事、特に野菜をとることの大切さを伝えている。
6	第64回 西日本洋菓子コンテスト	(一社)兵庫県洋菓子協会 / (一社)大阪府洋菓子協会 / 京都府洋菓子協会 / 滋賀県洋菓子協会 / 奈良県洋菓子協会 / 和歌山県洋菓子協会	洋菓子業界の発展と技術者の技術向上を図るため、昭和33年(1958年)より毎年開催している歴史のあるコンテストで、今年は第64回目となる。世界に羽ばたく洋菓子職人を生み出すべく、近畿2府4県の洋菓子協会が一体となり企画・運営している。
7	第六回おくだんサミット/おくだん未来会議/おくだんの調査研究 【出版・おくだん(電)巡り】 / 「第五回京都への恋文」京都の美食賞等	(一社)京すずめ文化観光研究所	京の食文化を陰で支えてきたおくだんを先祖から受け継ぎ、太古から受け継がれた美味しいご飯の炊き方や食べ方について体感する「おくだんサミット」を開催。おくだん未来会議で、世界に価値を上げたいと研修を重ねている。米の奇想天外な活用している方々とも連携し、米の魅力、美味しさ、和食の素晴らしさを広げ、消費量を激増させたいと取り組んでいる。
8	第4回 兵庫県産地産地消おいしい食材の宝庫再発見キャンペーン	キリンビバレッジ株式会社近畿圏統括本部 共催：兵庫県・ひょうごの美味し風土拡大協議会	兵庫県・ひょうごの美味し風土拡大協議会との共催にて、全国農業協同組合連合会 兵庫県本部(JA全農兵庫)及び兵庫県漁業協同組合連合会の協力のもと実施する、兵庫県の地産地消のおいしい食材が当たるキャンペーン。兵庫県のスーパーマーケット、キリンビバレッジの自動販売機を中心にJA直売所や道の駅、近畿2府4県で展開。
9	和歌山県産を使って料理を作る。	和歌山市立 日進中学校	夏休みに和歌山県で生産されている農産物を使って料理を作り、その後、和歌山県の郷土料理について調べ学習するなどの学習に取り組む予定。地域に伝わる郷土料理がなぜ作られてきたのか歴史的背景や地理的な特徴を調べ学習を深めて未来に受け継いでいくことを目的としている。
10	「松花堂弁当」等の食の体験の提供	京都吉兆 松花堂店	松花堂弁当をゆかりの地で提供 ・ 行事や季節に合わせた特別弁当の販売 ・ 料亭直送料理の販売 ・ こどもの日の「粽作り」「餅つき体験」実施

11	日本最古の茶畑1200年続く丹波篠山茶のヒミツ旅	丹波篠山茶生産組合	<p>日本茶（煎茶）の魅力をも再認識していただくことで、喫茶文化を保護、継承。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山でのお茶の歴史 ・生産農家による茶畑ガイド ・製茶工場見学 ・丹波篠山茶の飲み比べ、美味しいお茶の淹れ方講座
12	日本農業遺産「丹波の黒豆」生産農家のファームツアー	B・B LINK株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波篠山黒大豆栽培を継承する若手農家による説明（日本農業遺産や丹波篠山黒大豆の歴史） ・農場の見学（日本農業遺産に認定された栽培システム） ・収穫から出荷までの工程を見学 ・[7・8・9月限定]新しい特産品「デカンショ豆」を試食
13	ぼたん鍋発祥の地、丹波篠山市で獣害と向き合う	(一社) 丹波篠山市観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぼたん鍋」は明治時代におもてなし料理として誕生。その歴史を語る ・猪肉を食べることは獣害対策にもつながる話（獣害により耕作放棄地が拡大している） ・文化庁認定100年フード「ぼたん鍋」を食べよう
14	滋賀県の食材を使ったお土産の開発・販売	立命館大学 食マネジメント学部 学生団体「ぎゅっと滋賀」	<p>昨年開催した「第三回滋賀ぎゅっとおみやげコンテスト」の優秀作品を参考にしたお土産の商品企画を行い、12月に新商品として発売予定。県産の農作物を使用したお土産を販売することを通して、全国の人に滋賀県の魅力を発信。学生自ら店頭販売を行うことで、地域の人に県産食材を知ってもらう機会を創出。</p>
15	茶畑カフェ	1738やんたん里づくり会	<p>日本緑茶発祥の地とされる湯屋谷地域の「大福谷」で茶摘み体験。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶畑に囲まれながら特製お弁当と新茶と和みのひと時を提供。 ・新芽の天ぷら・茶飯のお握り弁当と100年フードに認定された茶汁を提供。 ・毎年5月～6月中旬まで実施。
16	紀州金山寺みそ・金山寺みそ／径山寺みその出前授業 (予定) 金山寺みそ／径山寺みその紹介と販売	紀州味噌工業協同組合	<p>実際に「金山寺みそ」を仕込む或いは試食しながら、動画やブックレット・パンフレットを用いて「金山寺みそ」の歩み・作り方・食べ方などを伝えながら小学校・中学校で、出前授業を実施。また、万博会場内 EXPOメッセで金山寺みそ／径山寺みその紹介と販売を予定。</p>
17	高野豆腐を国外へ広める活動	旭松食品株式会社	<p>フランス初進出となる日本の銘産品を厳選して取り揃えたアンテナショップ、GOEN（ごえん）で高野豆腐を販売。高野豆腐が持つ健康機能が役立つよう、オランダ・ワーゲンゲン大学と共同研究などグローバルな活動を進めている。関西では親しみのある高野豆腐を含め、自社の大豆製品を国内外、世代を問わず広く多角的にプロモーション活動を実施。高野豆腐やだしといった日本の食文化の発信、交流拠点の一つとするため参画。</p>
18	和ランチサロン	はなみずきYuu 中塚由子	<p>日本での和食離れが進む中、日本の伝統食であるみそ汁を昆布やカツオ節からだしを取り作り、また高野豆腐の煮物や黒豆入りのおにぎりなどを実際にご自分で作って食べてもらう親子で参加する食育の集まりを定期的に実施。だしには江戸時代に昆布加工の一大産地となった堺の昆布等を使い、関西で親しまれている昆布とカツオ節のだしを使って、関西の食の魅力を次世代へ伝えていく。</p>

図表－2 近畿の「SAVOR JAPAN」認定地域

地域	実行組織	地域の食	内容
森の京都地域 (京都府)	一社) 森の京都地域振興社	<p>かしのすき焼き 鮎と山菜料理</p> 	<p>平安時代より京の都の食料供給地として京野菜や丹波栗、黒大豆、大納言小豆、松茸などを生産。日本の原風景が残り、かやぶきの里、酒蔵、温泉などを周遊しながら、地域の食と里山の暮らし体験を提供。</p>
京都山城地域 (京都府)	一社) 京都山城地域振興社	<p>宇治茶 古老柿</p> 	<p>宇治茶栽培の中心地であり、煎茶製法の発祥の地。茶園景観、茶摘み、製茶体験、お茶や京野菜を使用した料理など宇治茶の全てを体験できる機会を宿泊施設やカフェ、道の駅において提供。</p>
京都北部地域 (京都府)	一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社	<p>丹後ばら寿司 等</p> 	<p>食をつかさどる豊受大神のふるさととしての歴史を持ち、食の源流にまつわる多くの神話や伝説が伝承されている。海・山・里に育まれた良質な食材を活用した多様な食文化を「もう一つの京都」として推奨。</p>
紀の川市 (和歌山県)	紀の川グリーンツーリズム推進協議会	<p>フルーツ料理 茶粥</p> 	<p>「紀の川」の恵みにより形成された果樹産地により、「あらかわの桃」をはじめ年間を通じて旬の果物を提供できる。江戸時代より伝わる「茶粥」を郷土食として伝承しつつ、果物を使った料理を発展させ、「フルーツのまち」づくりを推進。</p>

資料：農林水産省「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋。

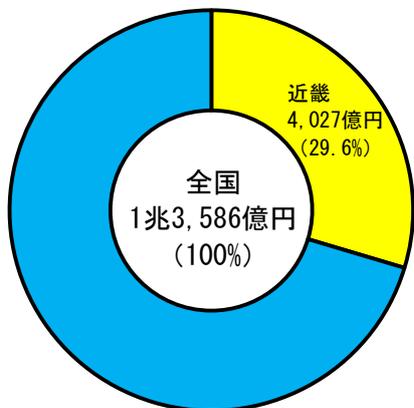
(4) 農林水産物・食品の輸出促進

① 輸出額の現状

- 農林水産物・食品の輸出については、我が国全体で2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
- 近畿の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移し、2023年の実績は全国の約3割を占める4,027億円となっています。(図表-1、2)
- 国・地域別の輸出額は、アジアが約7割、北米が約2割を占め、香港が約901億円と最も大きく、中国(約817億円)、米国(約630億円)の順になっています。(図表-3)

図表-1

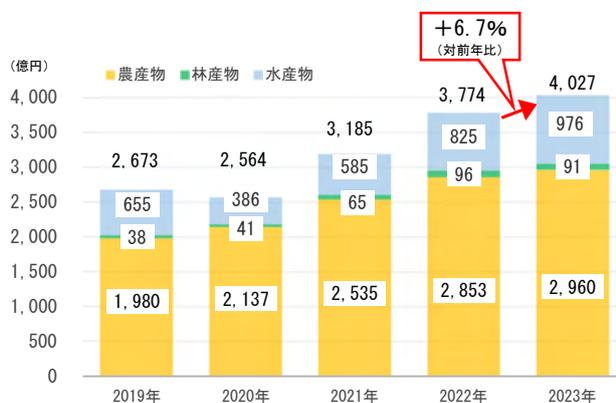
農林水産物の輸出額の占める割合(2023年)



出典:「農林水産物・食品の輸出実績」(少額貨物を除く)
(注)貿易統計をもとに近畿農政局で作成

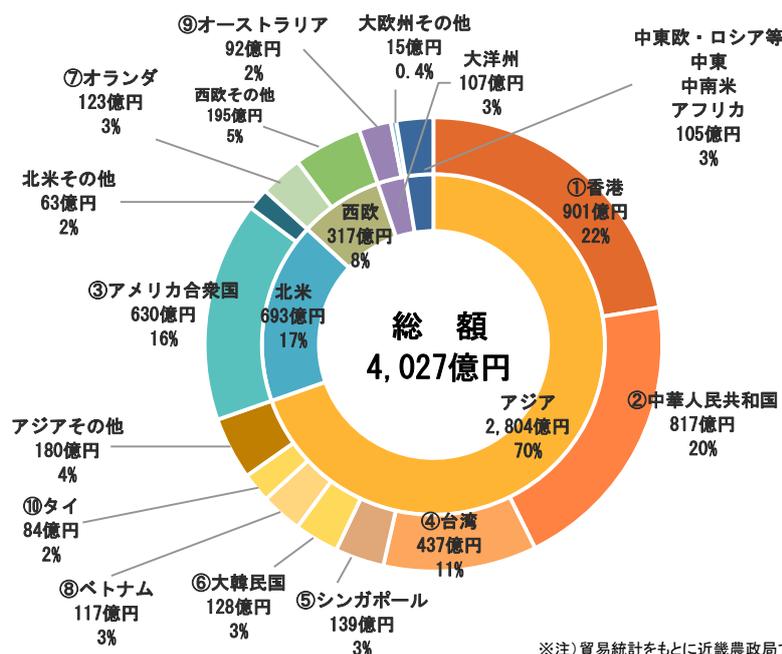
図表-2

近畿の港・空港からの輸出額の推移



(注)貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-3 近畿の港・空港からの国・地域別の輸出額の内訳(2023年)



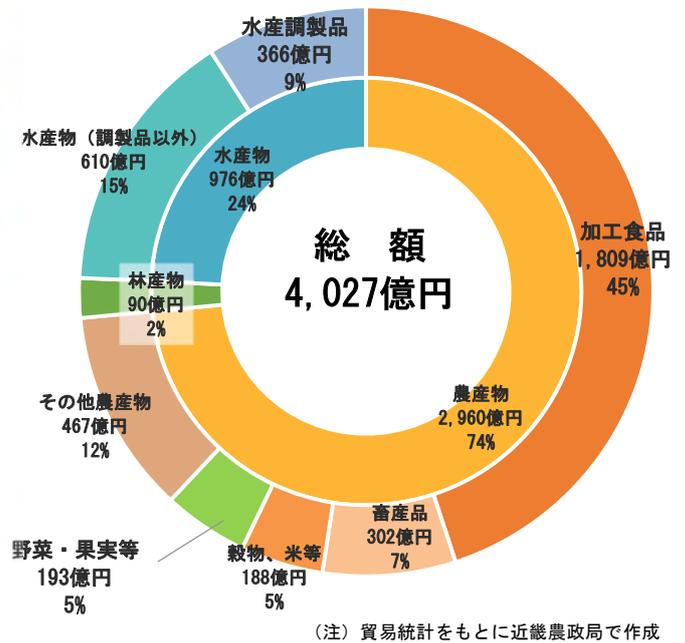
※)貿易統計をもとに近畿農政局で作成

- 近畿の各地から様々な品目が輸出されていますが、代表的な品目は米、牛肉、緑茶、果実、菓子、日本酒などとなっています。（図表－４）
- 品目別の輸出額は、農産物が約４分の３を占め、なかでも加工食品の割合が高くなっています。続いて水産物、林産物の順となっています。（図表－５）
- 過去５年間の推移をみると、加工食品の輸出額の伸びが大きくなっているほか、2020年に大きく減少した水産物も再び増加しています。（図表－６）

図表－４ 近畿からの主な輸出品目マップ

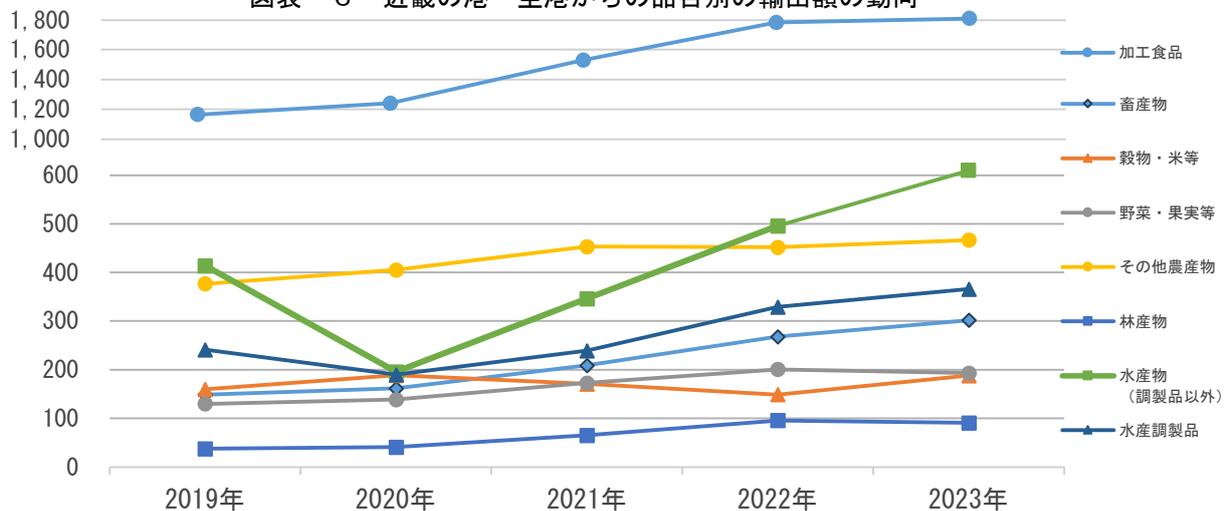
図表－５ 近畿の港・空港からの

農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳（2023年）



単位：億円

図表－６ 近畿の港・空港からの品目別の輸出額の動向



(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

② 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）

- 農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成30年8月に農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）を立ち上げました。GFP登録者数は順調に増加し、令和6年4月末現在で近畿の登録者は1,229件となっています。（図表－7）
- GFP登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施しており、近畿農政局では平成30年11月から令和6年4月末までに105回の訪問診断を実施しました。

図表－7 近畿のGFP登録数（令和6年4月末現在）

単位：件	農林水産・食品事業者	流通事業者、物流業者等	計
滋 賀	53	27	80
京 都	148	103	251
大 阪	163	273	436
兵 庫	172	112	284
奈 良	58	27	85
和 歌 山	68	25	93
近 畿	662	567	1,229
全 国	5,049	4,119	9,168

【訪問診断】菓子製造事業者の事例（対面・オンラインによるハイブリッド実施）

[課題] ▶冷凍生菓子（どら焼き等）の米国、ドバイ、香港等への販路拡大。

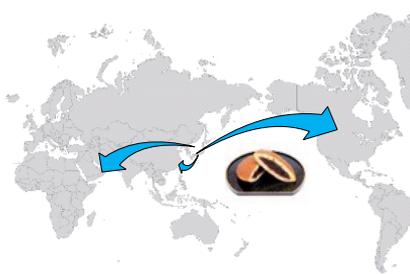
▶温度変化の少ない輸送方法。

[参加関係機関からのアドバイス]

- ▶コールドチェーンの確保。ドライアイスを利用した航空輸送の提案。（輸出産地サポーター）
- ▶オンラインカタログサービス（ジャパンストリート）を利用した販路情報の収集。（ジェトロ）
- ▶地域活性化パートナー制度を利用した販路開拓等のサポートの紹介。（中小企業基盤整備機構）
- ▶海外におけるテスト販売事業や開催イベント情報の提供。（地方自治体）

[訪問診断後]

商談会への参加等の事業者の積極的な取組により、米国向け輸出の増加やドバイ向けの新たな輸出につながっている。更なる販路の拡大を目指して、国内商社を通じた輸出の増加に向けて取り組んでいる。



③ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく取組

- 我が国の農林水産物・食品の輸出額を 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円とする目標の達成に向け、日本の強みを最大限に活かす 29 の重点品目別の具体的目標を設定するとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しするため、令和 2 年 12 月に、政府として「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定しました。
- 計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成するため、輸出産地のリストを公表するとともに（全国：1,238 件、近畿：134 件）、輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に集中して支援を実施することとして、令和 6 年 5 月末現在で近畿では 41 件の輸出事業計画が認定済みとなっています。（図表－8）
- その他、政府は 2022 年 4 月の米国をはじめとして、EU、タイ等 9 カ国・地域（15 拠点）において、輸出支援プラットフォームを設立し、都道府県、品目団体等との連携も強化しつつ、輸出先国・地域において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援を行っています。（図表－9）
- また、輸出先国・品目の拡大や輸出先国における規制措置の強化に伴い、求められる輸出証明書の件数や種類の増加に対応するため、近畿農政局では、令和 5 年度において、原発関連証明書 31,428 件、自由販売証明書 475 件、施設認定 22 件、タイ向け GMP 証明書 27 件、衛生証明書 1,099 件を発行しました。

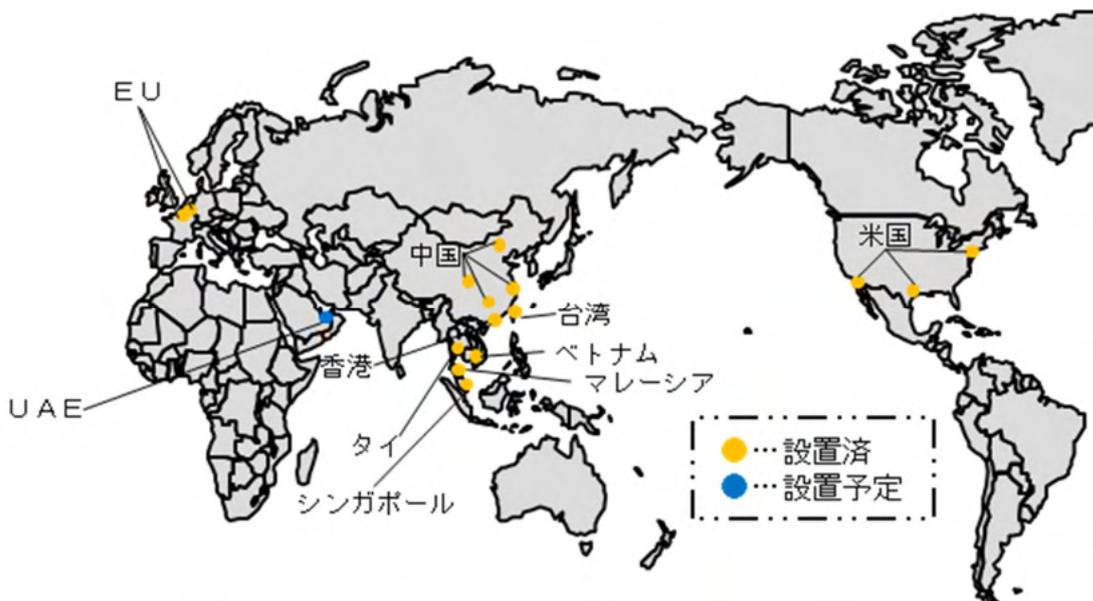
図表－8 近畿で輸出事業計画の認定を受けた事業者一覧（令和 6 年 5 月末現在）

品 目	府県名	事業者名
牛肉	大阪府	大阪市（大阪市中央卸売市場南港市場）
牛肉	滋賀県	近江牛輸出コンソーシアム
牛肉	京都府	京都市中央食肉市場コンソーシアム
牛肉	兵庫県	神戸食肉輸出コンソーシアム
牛肉	兵庫県	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム
もも	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
かんきつ	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
柿	奈良県	奈良県農業協同組合
柿	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
いちご	滋賀県	株式会社風車
切り花	奈良県	奈良県枝物輸出促進協議会
茶	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会
緑茶	京都府	株式会社辻利一本店
有機茶・抹茶	京都府	株式会社播磨園製茶
茶	滋賀県	一般社団法人滋賀県茶業会議所
コメ	滋賀県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部
コメ	滋賀県	滋賀蒲生町農業協同組合
養殖マグロ、タイ、ブリ、シマアジ	大阪府	株式会社シヨクシン
養殖クロマグロ等	和歌山県	有限会社 M&E ソリューション
冷凍殻付きかき	兵庫県	株式会社播磨灘
はまち	和歌山県	株式会社丸徳水産

品 目	府県名	事業者名
醤油	奈良県	ニシキ醤油株式会社
醤油	大阪府	大醬株式会社
醤油	兵庫県	足立醸造株式会社
醤油・醤油加工品	兵庫県	日本丸天醤油株式会社
菓子	京都府	株式会社和晃
菓子	京都府	株式会社上尾製菓
コーヒーエキス、近江の茶エキス	滋賀県	ハニー珈琲株式会社
レトルト食品	京都府	グリルにんじん株式会社
食酢	京都府	株式会社飯尾醸造
アイスクリーム	兵庫県	株式会社デザートプラン
豆・昆布製品	兵庫県	フジッコ株式会社
濃縮飲料ポーションパック製品	奈良県	株式会社やまと蜂蜜
乾麺	兵庫県	播州乾麺輸出拡大協議会
手延べそうめん	兵庫県	兵庫県手延素麺協同組合
乾麺	兵庫県	東亜食品工業株式会社
みかんジュース	和歌山県	株式会社早和果樹園
有機梅加工品	和歌山県	有限会社深見梅店
日本酒	京都府	「京の米で京の酒を」推進会議～京都酒米振興プロジェクト～
清酒及び清酒をベースとしたリキュール	京都府	松井酒造株式会社
ウイスキー	兵庫県	株式会社西山酒造場

図表－９ 輸出支援プラットフォーム設置国・地域（令和６年５月末現在）

設置国・地域	事務局設置都市	設置国・地域	事務局設置都市
米国	ロサンゼルス	香港	香港
	ニューヨーク	中国	北京
	ヒューストン		上海
タイ	広州		
シンガポール	シンガポール	成都	
EU	パリ	台湾	台北
	ブリュッセル	マレーシア	クアラルンプール
ベトナム	ホーチミン	UAE	ドバイ（設置予定）



(5) 食育の推進

- 第4次食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画の作成状況は、全国90.5%、近畿90.4%となっています。(図表-1)
- 近畿農政局では、食育についての情報共有・意見交換を促進し、食育活動の実践の場を広げる目的で食育イベントを開催しています。
- 近畿の食育ネットワーク「未来につなぐ食育倶楽部」会員、食育に関心のある方々等を対象として、令和5年8月20日に「食育ネットワーク交流会～未来につなごう 近畿の食と農～」を開催しました。(図表-2)。
- 若い世代が、「食」や「地元近畿の有機農産物等」に関心を持ち、朝ごはん(おむすびと一品料理)を考え作ることによって、環境にやさしい持続可能な消費行動につなげることを目的に、『おむすびでつなぐ食と農』をテーマに、「Cooking Challenge!! 2023」を開催しました。令和5年10月31日まで作品を募集し、応募された作品のうち84作品をホームページにて公開し、令和6年1月20日に開催された審査員(食育仕事人[※]等)による実演審査を経て金賞等各賞を決定しました。また、同日に受賞者に対して表彰式を開催しました。(図表-3)
- 令和6年6月1日及び2日に、農林水産省、大阪府、大阪市及び大会実行委員会(近畿農政局が参画)主催の「ワクワク EXPO with 第19回食育推進全国大会」が開催され、近畿農政局は「未来へつなごう近畿の食と農」をテーマにしたブース展示及びセミナーを実施しました。(図表-4)
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、その功績を称える食育活動表彰について管内の実践団体等に応募を促すなど働きかけを広く行い、第8回(令和6年)は、兵庫県いずみ会(兵庫県)が農林水産大臣賞、大阪市食生活改善推進員協議会(大阪府)及び宇治市健康づくり・食育アライアンス U-CHA(京都府)が消費・安全局長賞並びに相愛大学発達栄養学科チーム「ロスノン」(大阪府)が審査委員特別賞を受賞しました。(「表彰事例」(P137)の表参照)

(※) 近畿の食育活動に取り組む方々の要請に応じ、さまざまな「食」に関する分野において地域の食育活動を支援する者として近畿農政局で登録。

図表-1 食育推進計画の作成状況 (令和6年3月)

区分	市町村数	作成済市町村数	作成割合
滋賀	19	19	100%
京都	26	20	76.9%
大阪	43	41	95.3%
兵庫	41	41	100%
奈良	39	39	100%
和歌山	30	25	83.3%
近畿	198	185	93.4%
全国	1,741	1,572	90.3%

資料：農林水産省「令和5年度都道府県管内市町村における食育推進計画作成状況」
 ※令和6年3月末までに食育推進計画を作成・公表した市町村の数。

図表-2 食育ネットワーク交流会～未来につなごう 近畿の食と農～ (令和5年8月20日)



くまちゃん農園 熊木氏の講演
 演題：「タネって何だろう？～野菜を育てる体験から～」



畿央大学 食育サークル「ヘルスチーム菜良」の学生による「旬の野菜と健康」の説明

図表-3 Cooking Challenge!! 2023～おむすびでつなぐ食と農～



応募された作品の数々(一部掲載)



金賞受賞作品



実演審査会の様子



受賞者との記念撮影

図表-4 「ワクワク EXPO with 第19回食育推進全国大会」(令和6年6月1日及び2日)



ブース展示の様子



管理栄養士 野口氏の講演
演題:「地元野菜を食べて、自分に優しく! 地球にやさしく!」



相愛大学学生による豆つかみゲーム



くまちゃん農園 熊木氏の講演
演題:「有機野菜を子どもと一緒に育てて、食べて」



畿央大学学生による野菜ペアマッチゲーム



パネルディスカッションの様子
テーマ:「『食』からの持続可能な取組! 食生活でできること」

(6) 食と農に対する理解の促進

① ニッポンフードシフトの推進

- 農林水産省は、食料・農業・農村の各般の施策を講じる上で基本となるのは、国民の理解と支持であるとの考えから、令和3年7月から食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」をスタートしました。
- ニッポンフードシフトでは、食を自ら選択し始める年齢にあるZ世代への情報発信だけでなく、Z世代が主体となって情報を発信・共有できる取組を強化しています。
こうした中、Z世代の中心的存在となる大学生に向けた情報の提供や、大学生による情報発信を支援することで、我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解醸成を図り、食料の安定確保、農業の持続的な発展及び農村の振興に繋げていくことを目的に、令和3年度に京都芸術大学、京都精華大学及び龍谷大学と、令和4年度に羽衣国際大学と施策の推進や人材育成について包括的に連携協力を行う協定を締結しています。
- 連携協定の締結を契機に、近畿農政局では、農業施策に関する大学生との意見交換や現地研修等を実施しています。若い世代を中心とした幅広い人々に自らの食や農業・農村について考えていただくことが行動変容に繋がることを期待しています。



○ 大学生と近畿農政局との意見交換



○ 近畿農政局による大学生のための現地研修



○ 近畿農政局による講義の様子



○ 「食から日本を考える。NIPPON FOOD SHIFT FES. 大阪 2024」での大学生による展示発表

② 出張講座

○ 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示すことが重要なテーマとされています。

また、我が国の食料安全保障を一層確かなものとしていく観点からも、国内農業の重要性について国民各層が認識を共有した上で、農村を維持し、次世代に継承していくことが課題となっています。

このため、近畿農政局では次世代を担う大学、短期大学等に在学する学生に食料の現状や農業・農村に関する幅広い知見や知識を有してもらうことにより、将来、地域を活性化する人材となってもらうことを目的として出張講座を実施しています。



開催実績	令和3年度	13 大学	25 講座（うち Web 8 回）
	令和4年度	21 大学	31 講座（うち Web 1 回）
	令和5年度	24 大学	37 講座（Web 開催なし）

<https://www.maff.go.jp/kinki/kikaku/senryaku/syutyoukouza.html>



③ 近畿農政局における BUZZMAFF の推進

- BUZZMAFF は、農林水産省職員自らが、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり担当業務にとらわれず、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクトです。
- 近畿農政局では、令和2年から BUZZMAFF に取り組んでおり、これまでに7グループが YouTube の配信を行いました。
令和4年度からは、若手職員を中心としたチーム「となりの近畿」を結成し、近畿農業の魅力を発信しています。

図表－1 となりの近畿のイメージ（令和6年5月時点）



第18クール(令和6年5月～7月)サムネイル

配信した動画のバックナンバーは近畿農政局ホームページに掲載しています

<https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html>



【過去の実績】

- 「H-SATT～豊かな兵庫を～」(兵庫県拠点)
- 「滋賀県やさかいに」(滋賀県拠点)
- 「まいどおおきに！なにわの伝統野菜探訪」(大阪府拠点)
- 「紀州備長炭焼いてみた！」(和歌山県拠点)
- 「京都アグリびと」(京都府拠点)
- 「まほろば」(奈良県拠点)



二次元コード「となりの近畿」

(7) 食の安全と消費者の信頼確保

① 消費者の信頼確保の取組

【消費者の理解を深める取組】

- 食や農業への理解を深めるとともに、食と農の結びつきの強化を図る観点から、消費者との意見交換会の開催、消費者の部屋での展示、メールマガジンの配信等により食品安全に係る情報や農林水産省の取組について情報提供しています。

【意見交換会（食に関するセミナー）】

- 令和2年度からコロナ禍のためオンラインにより開催していましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、食に関するセミナーを対面・Web併用で3回開催しました。



○食に関するセミナーの様子

食に関するセミナー	
R5.7.3	最近の食品表示ルールの見直しについて
R5.9.28	食中毒の原因と予防方法について
R5.11.30	京都市の食品ロス削減の取組みについて

【「消費者の部屋」】

- 農林水産行政、食生活等の幅広いテーマでパネル等を活用し、情報発信を行っています。局内・局外の展示のほか、大型ショッピングモール等で職員が来場者に説明を行う特別展示も開催しました。

令和5年度	局内展示	局外展示	特別展示
	14回	23回	2回

また、近畿農政局 Webサイトに展示概要を「これまでの展示」として掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html#sofar>



○局内展示の様子



○特別展示の様子

【夏休み親子見学デー】

- 令和5年度は、農林水産省の業務紹介や農林水産業の役割を知っていただくため、パネル展示、近畿で生産される野菜のクイズ、おつかいゲーム等を行いました。



○夏休み親子見学デーの様子

【メールマガジン「消費者情報_近畿」】

- 消費者の皆様の参考となる情報に加え、シンポジウムや意見交換会のご案内、農林水産施策などの幅広い情報について毎月2回配信しています。令和5年度は30回（うち臨時号6回）、配信しました。

【消費者相談窓口の運営】

- 近畿農政局の消費者相談窓口では、消費者等一般の方から農林水産行政、食料、食生活等についての相談を受け付けております。
- 寄せられた相談へは公的情報を基に回答し、農林水産省所管外の場合は適切な相談先をご案内しています。
- 相談事例は農林水産省内で共有し、消費者の皆様に参加になるような事例は農林水産省 Web サイトでお知らせしています。

【こどもMAFF（こどもまふ）の開設】

「食」と「農」について楽しく学んでいただける子ども向けウェブサイト『こどもMAFF（こどもまふ）』を開設しています。社会科の勉強の参考に、夏休みや冬休みの自由研究に、家庭学習に参考になるような情報を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/kids1.html>



自由研究1 知ろう!学ぼう!「食」と「農」
～オリジナルしぶんを作ろう～

自由研究2 自由研究に役立つホームページの紹介

自由研究3 おうちで作ろう!遊ぼう!

自由研究4 動画でどーだ!見てみよう!

② 食品表示に関する監視・指導等の取組

【食品表示の適正化の確保に向けた取組】

- 食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。近畿農政局では、小売店舗、卸等流通業者、製造業者等に対する巡回調査を行い、食品表示に関する監視・指導を行っています。
- また、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け取るために「食品表示 110 番」を設置しています。
- 巡回調査や「食品表示 110 番」に寄せられた情報により立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合には、表示の改善を図るよう是正指導を行っています。

【牛肉・米穀等の適正かつ円滑な流通の確保に向けて】

- 牛肉（内臓等は除く）の流通を個体識別番号により情報管理するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛肉の卸売事業者、販売事業者及び特定料理提供事業者へ、巡回調査等による監視・指導を行っています。
※特定料理提供事業者とは、特定料理である「焼き肉」、「しゃぶしゃぶ」、「すき焼き」又は「ステーキ」を主として提供する事業者
- また、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米穀の出荷・販売事業者、食品製造事業者及び外食事業者に対する巡回調査による米穀等の産地情報の伝達等について監視・指導を行っています。

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に向けた取組】

- 「特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律」に基づき、特定第一種水産動植物「アワビ・ナマコ」について、違法漁獲物の流入を防ぐことを目的として、事業者間における情報の伝達、記録の作成及び保存について監視・指導を行っています。

▼野菜の表示例
(名称と原産地を表示)



▼外食店の
産地情報の伝達例



▼牛肉の個体識別
番号表示例



▼巡回監視活動の様子



▶ 水産動植物監視活動
(アワビ・ナマコ)



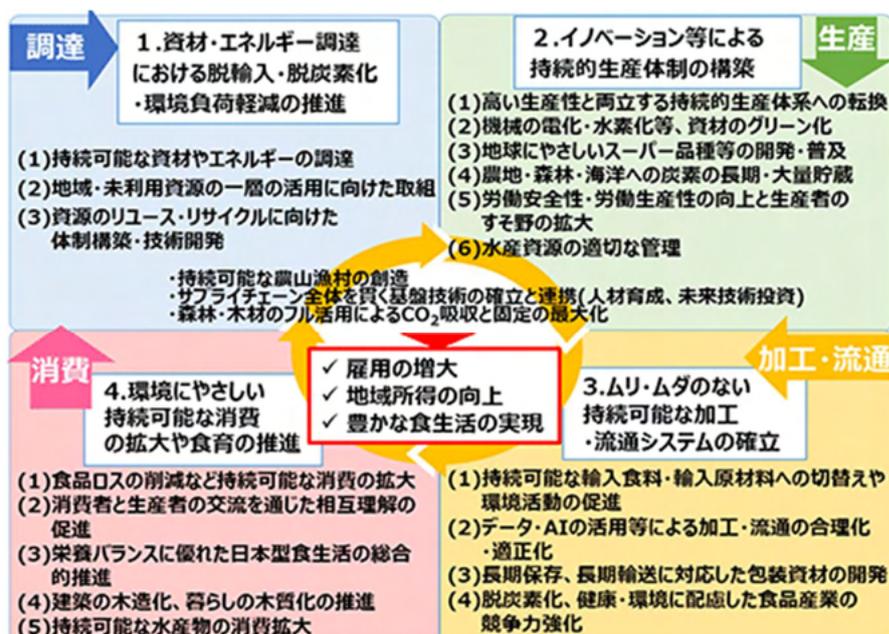
2 環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) みどりの食料システム戦略

- 国内外において、SDGs や環境への対応が重要となっている中で、我が国の食料、農林水産業においても的確に対応する必要があります。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」という。）を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組（図表）を推進しています。
- さらに、令和4（2022）年には、みどりの食料システム法（※）が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められています。
- みどり戦略では、2050年までに目指す姿として、①農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、③化学肥料の使用量を30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%（100万ha）に拡大といった目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発等を通じた具体的な取組を進め、その後の社会実装により実現していくこととしています。
- 近畿農政局では、みどりの食料システム戦略の推進に資するため、局長をチーム長とする「みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、府県拠点を中心に現場の方々への分かりやすい情報発信や関係者との意見交換等を通じた理解促進に取り組んでいます。

※正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

図表



「農林水産省作成」

【みどり戦略の実現に向けた施策の展開状況】

■みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動（環境負荷低減事業活動）を都道府県が認定し、認定を受けた生産者や事業者に対し、税制特例や融資制度等の支援措置を講ずることとしています。

近畿農政局では、府県と連携し認定拡大に向け推進を行った結果、令和6年8月末現在の認定件数は、滋賀県30件、京都府318件、大阪府6件、兵庫県39件、奈良県34件、和歌山県649件、計1,076件（全国17,957件）となっています。また、令和5年12月、奈良県において、全国で初めて特定環境負荷低減事業活動実施計画が認定されました。

■農業分野におけるJ-クレジット制度の推進

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とするJ-クレジット制度は、農業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができることから、農業分野での活用が期待されています。農業分野では、「水稻栽培における中干し期間の延長」や「バイオ炭の農地施用」「家畜排せつ物管理方法の変更」等、6つの方法論に基づく取組が進められています。

令和5年度には、全国の約4,600haの水田で「水稻栽培における中干し期間の延長」の取組が行われ、14,996トン（CO₂換算）のクレジットが発行されました。近畿でも、滋賀県をはじめ米の生産が盛んな府県を中心に、約300haの水田で取組が行われています。

■環境負荷低減のクロスコンプライアンス

農林水産省の各種補助事業等について、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を求める「クロスコンプライアンス」を令和6年度より試行実施しています。

近畿農政局では、生産現場への制度浸透に向け、府県、市町村、JA等関係機関、生産者に対して制度周知を実施しています。



農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.1

実施状況	取組	実施状況	取組
実施しています	(1) 適正な施肥 ① 肥料の適正な保管 <input type="checkbox"/>	実施しています	(4) 農薬及び害虫の発生防止 ④ 感染・害虫の発生防止・低減に努める <input type="checkbox"/>
実施しています	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める <input type="checkbox"/>	実施しています	(5) 農薬物の発生抑制、適正な農薬的な利用及び適正な処分 ⑤ 適正な農薬的な利用及び適正な処分 <input type="checkbox"/>
実施しています	③ 作物特性やアグロに基づく施肥計画を検討 <input type="checkbox"/>	実施しています	⑥ ⑥ プラ等農薬物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/>
実施しています	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 <input type="checkbox"/>	実施しています	(6) 生物多様性への悪影響の防止 ⑦ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲） <input type="checkbox"/>
実施しています	(2) 適正な防除 ⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備を検討 <input type="checkbox"/>	実施しています	⑧ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲） <input type="checkbox"/>
実施しています	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める <input type="checkbox"/>	実施しています	(7) 環境関係法令の遵守等 ⑨ みどりの食料システム戦略の理解 <input type="checkbox"/>
実施しています	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 <input type="checkbox"/>	実施しています	⑩ 関係法令の遵守 <input type="checkbox"/>
実施しています	⑪ 農業の適正な使用・保管 <input type="checkbox"/>	実施しています	⑪ 農業機械等の点検・点検の適切な整備と管理の実施に努める <input type="checkbox"/>
実施しています	⑫ 農業の使用状況等の記録・保存 <input type="checkbox"/>	実施しています	⑫ 正しい知識に基づく作業安全に努める <input type="checkbox"/>
実施しています	(3) エネルギーの削減 ⑬ 農機、ハカチ等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/>		
実施しています	⑭ エネルギーを削減し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める <input type="checkbox"/>		

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシートの例

■農林水産物の環境負荷低減の「見える化」

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視化するため、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を推進しています。令和6年3月より、新たなラベルデザインにより本格運用が開始され、近畿における登録件数は、令和6年9月末現在で61件となっています。



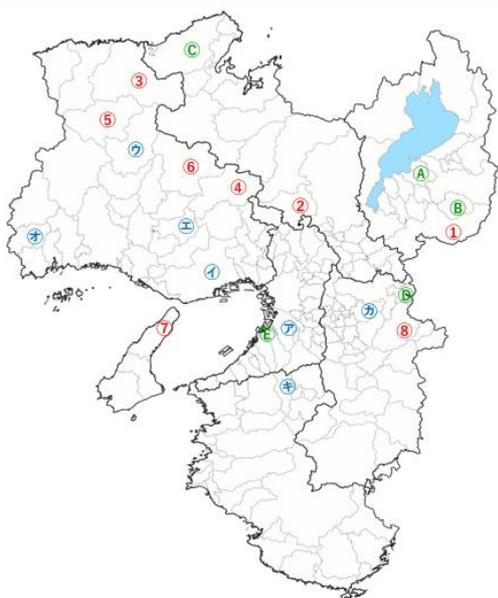
■有機農業産地づくりの取組

農林水産省では、有機農業の取組拡大に向けて、有機農業の団地化等地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を支援し、有機農業の産地づくりを推進しています。

近畿では、有機農業産地づくり推進事業の取組を20市町村が実施しており、そのうち13市町村がオーガニックビレッジ宣言を行いました。（令和6年9月末現在）

近畿農政局では、自治体関係者間での意見交換等を通して取組事例等の情報共有を図っています。例えば、京都府亀岡市では、有機米生産に関する講習会の開催や、有機農業を体系的に学ぶ場として「亀岡オーガニック農業スクール」を開校し有機農業に取り組む人材を育成するなど、各地での取組が広がっています。

近畿農政局管内オーガニックビレッジ（有機農業産地づくり事業）実施市町村



○ 令和4年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
①	滋賀県	甲賀市
②	京都府	亀岡市
③	兵庫県	豊岡市
④		丹波篠山市
⑤		養父市
⑥		丹波市
⑦		淡路市
⑧	奈良県	宇陀市

○ 令和6年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
A	滋賀県	近江八幡市
B		日野町
C	京都府	京丹後市
D	奈良県	山添村
E	大阪府	泉大津市

○ 令和5年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
㉗	大阪府	堺市
④	兵庫県	神戸市
㉘		朝来市
㉙		加東市
㉚		上郡町
㉛	奈良県	天理市
㉜	和歌山県	かつらぎ町

■グリーンな栽培体系への転換サポート

先端技術の導入による環境負荷低減と省力化に資する取組の栽培実証を行うグリーンな栽培体系への転換サポート事業を活用し、近畿では、令和5年度に22地区において実証が行われました。取組事例として、滋賀県では、JAグリーン近江管内を中心にキャベツのセル成形苗への定植前のリン酸資材かん注技術による肥料の使用量低減及び、底面給水育苗技術の導入による作業時間の短縮の実証を行い、効果が認められたことから、栽培マニュアルを作成し、同技術の導入拡大に取り組んでいます。

■近畿耕畜連携イニシアチブ

近畿農政局では耕畜連携を積極的に進めるため、各府県との意見交換や現地調査等を通じて、地域の実態や課題を明らかにすることを目的として、肥料・飼料の安定供給を目指すプロジェクトチーム「近畿耕畜連携イニシアチブ」を立ち上げました。

令和5年度には、5月に「各府県との情報交換会」、9月には「水田飼料作シンポジウム」を開催し、関係者間での情報共有や意見交換を実施しました。年度末には耕畜連携推進に係る優良事例の取りまとめを行い、近畿農政局HPで公表したところです。引き続き、耕種・畜産両サイドの相互理解を深めることにより、支援体制の強化と持続的な取組の拡大を進めていきます。



(2) 環境と調和した持続的な農業

- 有機農業を推進するに当たり、農林水産省では、有機農業の取組面積を「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月改定）において、令和12年までに6万3,000ha（平成29年2万3,500ha）とすることを、更に、令和3年5月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略において2050年までに100万haとすることを目標に掲げ、各種施策を展開しています。
- また、令和4年度の近畿における有機JASの認定面積は786ha（全国：15,319ha）で、有機JAS認定面積は、増加傾向となっています。（図表－1、2）
今後、みどりの食料システム戦略推進交付金※により、農業者が有機JASの認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っていきます。
- 農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールの一環として、管内からの応募者を対象に審査会を開催し、優秀者を表彰する取組を行っています。
（令和5年度の有機農業・環境保全型農業部門応募数 2件）
- また、近畿では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとする「環境こだわり農業」など、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策と一体的に取り組みられています。（P128参照）

※「みどりの食料システム戦略」（P63参照）を推進するために措置された交付金。

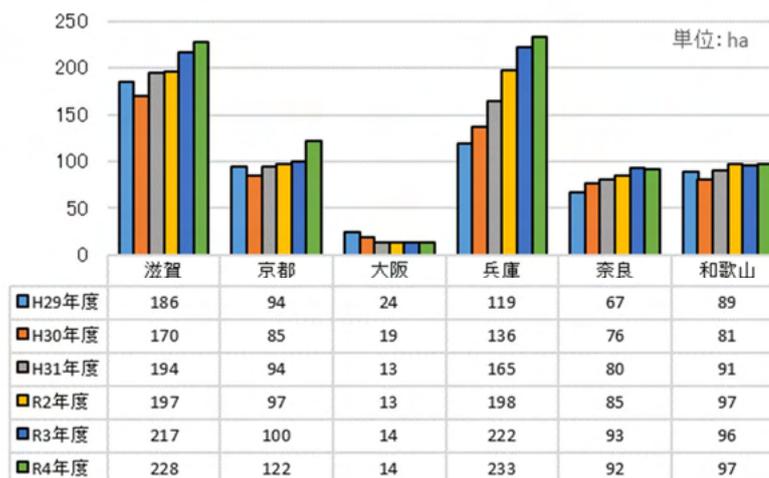
図表－1 有機JAS認定面積の推移（全国・近畿）



資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

図表－2 府県別有機JAS認定面積の推移



資料：農林水産省調べ

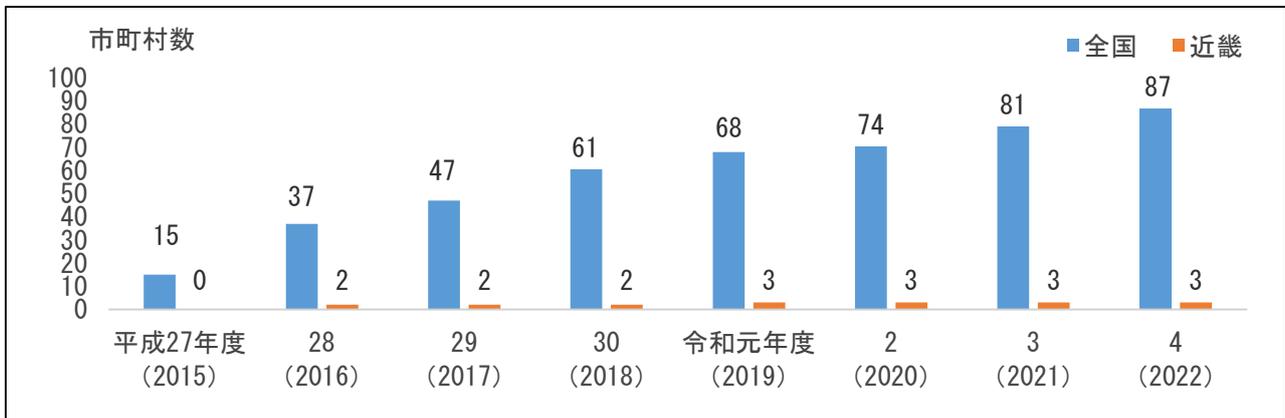
注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

(3) 再生可能エネルギーの活用

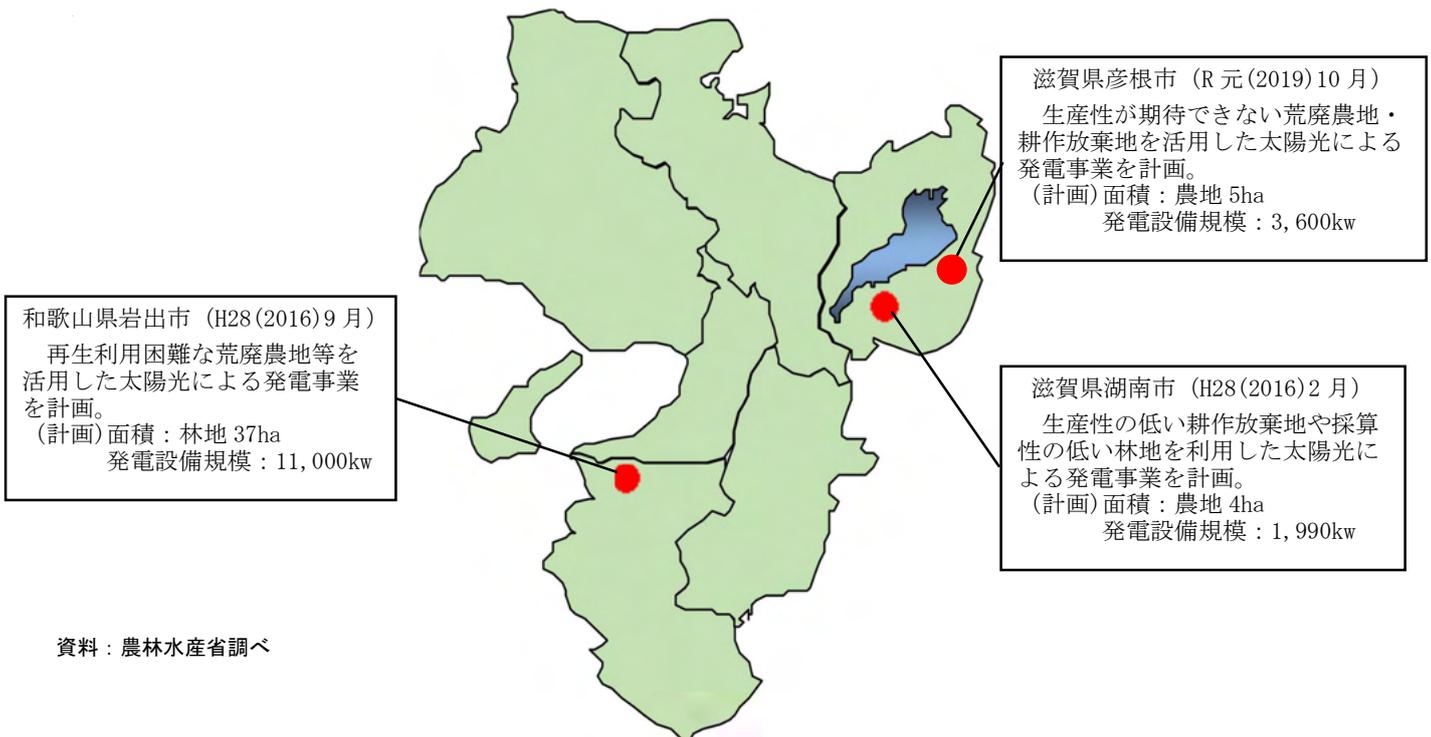
① 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成

- 太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。
- 同法に基づく基本計画を作成した市町村は、令和5年3月末現在、全国で87市町村、近畿では3市（滋賀県2、和歌山県1）となっています。（図表－1、2）

図表－1 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成数の推移（全国・近畿累計）



図表－2 近畿における農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況（カッコ内は計画作成）

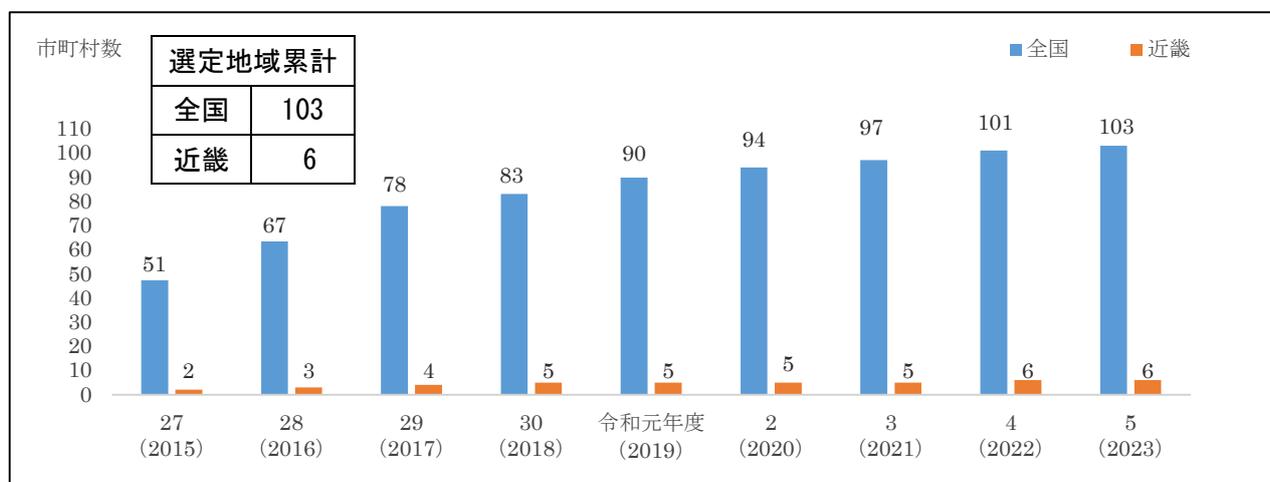


資料：農林水産省調べ

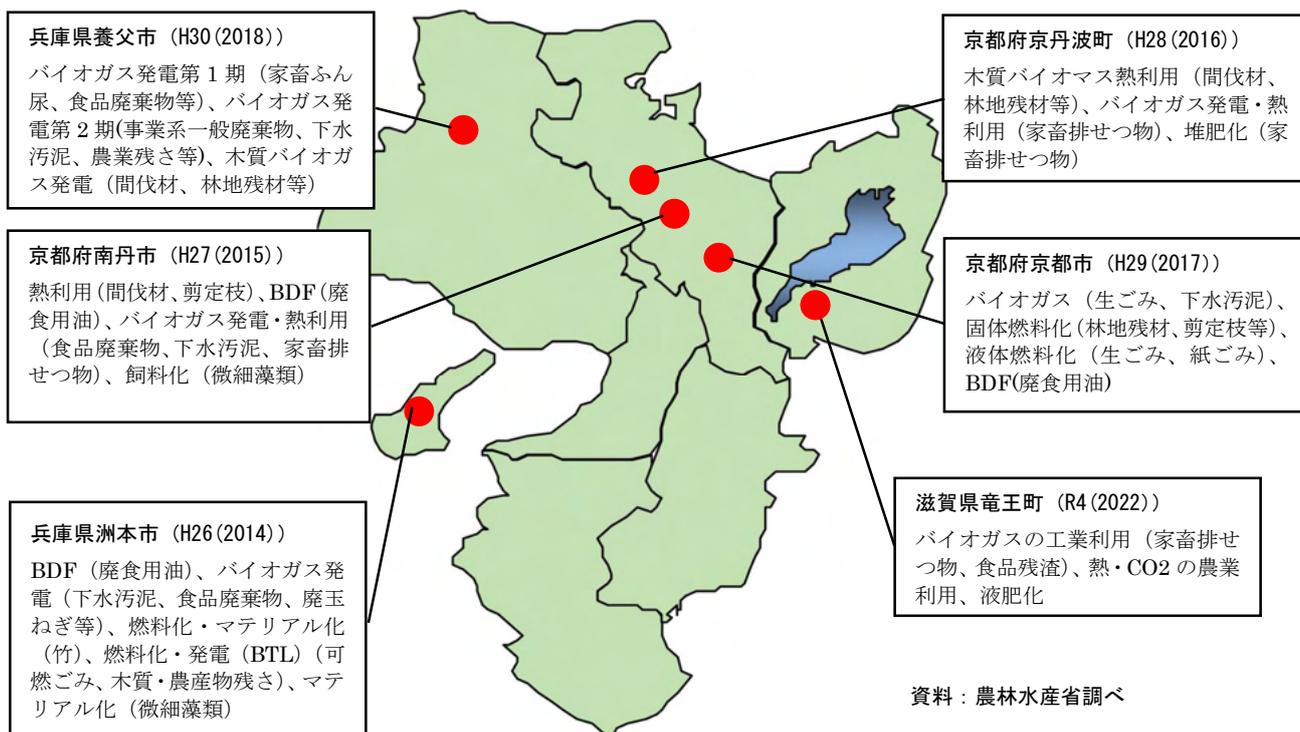
② バイオマス産業都市の選定

- バイオマス事業化戦略（平成24年9月策定）において、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進することとしています。
- バイオマス産業都市に選定された地域（市町村）は、全国で103地域、近畿では6地域（滋賀県1、京都府3、兵庫県2）となっています。（図表-1、2）

図表-1 バイオマス産業都市選定地域数の推移（全国・近畿累計）



図表-2 近畿におけるバイオマス産業都市選定地域の主な取組（カッコ内は選定）



3 農業の持続的な発展

(1) 担い手の育成・確保

① 認定農業者制度

- 認定農業者制度は、農業者が作成した経営発展に向けた計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者（認定農業者）には、計画の実現に向け、低利融資等の支援措置が講じられています。
- 近畿の認定農業者数は、令和5年3月末現在で全国の約5%にあたる10,294となっており、近年横ばい傾向で推移していますが、うち法人は一貫して増加しており、10年間で約2.0倍に増加しています。（図表－1、2）
- 近年、都道府県や市町村の区域を越えた営農活動の広域化が進展してきていることから、市町村による認定に加えて、担い手の営農範囲に応じて国又は都道府県が認定する仕組みが、令和2年4月から設けられました。

図表－1 近畿の認定農業者（経営体）数の推移



図表－2 府県別の認定状況(令和5年)

区分	令和5年		平成26年	
	うち法人	割合	うち法人	割合
滋賀	2,293	26.2%	1,881	16.0%
京都	1,419	20.3%	1,201	13.9%
大阪	886	7.2%	1,079	3.6%
兵庫	2,479	21.1%	2,520	8.8%
奈良	927	11.4%	1,023	4.9%
和歌山	2,275	4.4%	3,106	2.1%
近畿	10,294	16.4%	10,810	7.8%
全国	219,881	13.1%	231,101	7.7%

※令和5年の管内合計には、局認定(15件、うち法人9件)を含む。

資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

② 農業経営の法人化

- 法人には、経営・運営面や税制・社会保険制度等の制度面でのメリットがあり、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などを通じたさらなる経営発展へのステップとして、農林水産省では、農業経営の法人化を推進しています。
- 近畿の農業経営の法人化の状況は、令和2年における法人経営体数が平成27年から29%増加して1,986経営体となりました。また、農地を所有できる農地所有適格法人は令和5年1月1日現在で1,076法人（対前年比100%（全国102%））、リース方式により農業参入した一般法人は530法人（対前年比100%（全国98%））となっています。（図表－1、2、3）
- 農業経営の法人化に関しては、府県段階に設置した農業経営・就農支援センターにおいて、各種経営課題に応じた中小企業診断士等の専門家派遣等による相談対応が実施されています。

図表－1 農業経営体数

府県名	令和2年		平成27年		法人数 増加率
		うち法人		うち法人	
滋賀	14,680	606	20,188	435	39%
京都	14,181	333	18,016	300	11%
大阪	7,673	97	9,293	103	▲6%
兵庫	38,302	649	47,895	423	53%
奈良	10,858	147	13,291	138	7%
和歌山	18,141	154	21,496	144	7%
近畿	103,835	1,986	130,179	1,543	29%
全国	1,075,705	30,707	1,377,266	27,101	13%

資料：農林水産省「農林業センサス」（平成27(2015)年、令和2(2020)年）

図表－2 農地所有適格法人数

府県名	令和5年	令和4年	対前 年比
滋賀	440	427	103%
京都	163	194	84%
大阪	43	38	113%
兵庫	291	277	105%
奈良	71	77	92%
和歌山	68	66	103%
近畿	1,076	1,079	100%
全国	21,213	20,750	102%

資料：農林水産省経営局調べ（1月1日現在）

図表－3 農業参入した一般法人数

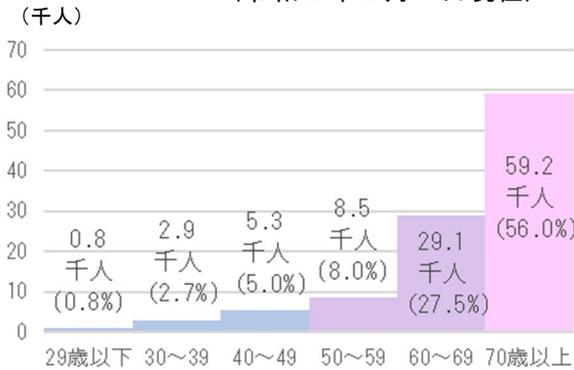
府県名	令和5年	令和4年	対前 年比
滋賀	34	28	121%
京都	87	83	105%
大阪	18	62	29%
兵庫	262	235	111%
奈良	52	51	102%
和歌山	77	72	107%
近畿	530	531	100%
全国	4,121	4,202	98%

資料：農林水産省経営局調べ（1月1日現在）

③ 新規就農の推進

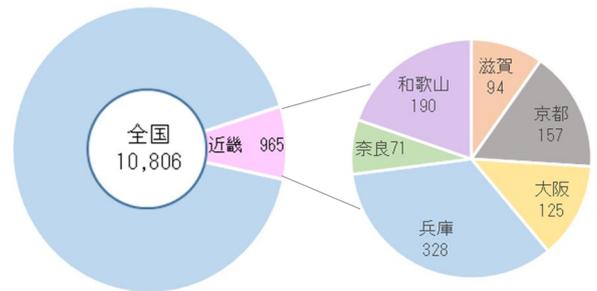
- 農業者が減少、高齢化する中で、新規就農の推進は重要な課題です。
- 近畿の基幹的農業従事者は、106千人（全国の7.8%）で、49歳以下が8.5%（全国10.8%）、70歳以上が56.0%（全国51.1%）と著しく均衡を欠く状況となっています。（図表－1）
- 持続可能な力強い農業を実現していくため、農業経営の担い手に発展するような新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。
- 認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画（有効期間5年）を作成し市町村から計画の認定を受けた者です。将来において安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農を促進するため、各種施策を講じています。

図表－1 年齢別基幹的農業従事者数
(令和2年2月1日現在)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス（令和2年2月1日現在）」を基に近畿農政局で作成。「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

図表－2 認定新規就農者数
(令和5年3月末現在)



資料：農林水産省HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況（令和5年3月末現在）」を基に近畿農政局で作成。

図表－3 年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数の推移



資料：農林水産省HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況」を基に近畿農政局で作成。令和5年は、令和4年4月～令和5年3月中に新規に認定を受けた認定新規就農者数。各年における期間は同じ。

(参考) 国等の制度を活用した新規就農の優良事例

Aさん(34歳) (営農類型: 施設野菜 [イチゴ])

➤ 新規就農を志した経緯・背景

親が専業農家であるため昔から農業は身近ではあったが、就農しようとは考えていなかった。大学卒業後に民間企業に8年勤めていたが、家族との時間を大切にしたいと思い退社。家業の手伝いをす
る中で、「農業はやり次第で儲かる!!」と実感し就農を決意。県の研修制度を活用し、令和4年
に親とは別経営体として施設イチゴの経営開始。

➤ 青年等就農資金による融資や経営発展支援事業を活用して導入した機械・施設等

パイプハウス、暖房機、液肥混入機、光合成促進機、換気装置、高設栽培ベッド、加温機、養液灌
水装置 など

➤ 国の新規就農者育成総合対策の活用

・ 就農準備資金

175万円(令和3年4月～令和4年6月(研修受講期間))

・ 経営開始資金

450万円(令和4年12月～令和7年11月(見込))

・ 経営発展支援事業(機械・施設等の導入)

国費250万円、県補助125万円(令和4年度)

➤ 初期投資を行う上で留意したポイント

・ 生産性向上と作業省力化を最優先としたため、投資額は大きくなるが施設や導入機器のスペック
について妥協はしなかった。

・ 鋼材価格の高騰により、パイプハウスや高設ベンチの金額が以前に比べてかなり高額になってお
り、投資額を抑えるため、ハウス建設を自分で行った。

➤ 今後の目標

令和6年に法人化し、人材を通年雇用できる環境を整え経営の安定化を図り、また、環境モニタリ
ングに基づく制御等を行うこと等により、単収・品質の向上を図ることで農業収入1億円を目指す。

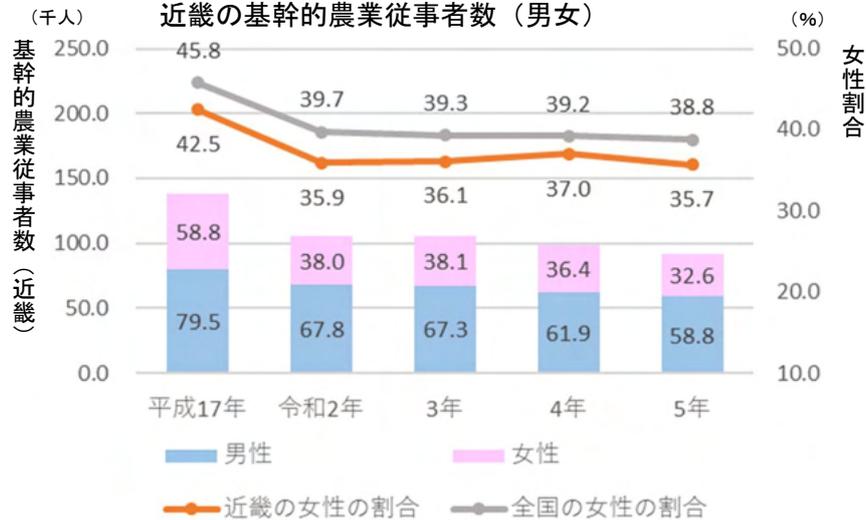
(2) 女性農業者の活躍

- 近畿は、全国に比べ基幹的農業従事者に占める女性の割合が低く、農業女子プロジェクト※などの取組を通して女性農業者の存在感を高めていく必要があります。(図表－1)
- 農業委員及び農業協同組合の役員に占める女性の割合は増加傾向にありますが、更なる政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要です。(図表－2及び3)

※ 農業女子プロジェクトとは !!

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取組です。

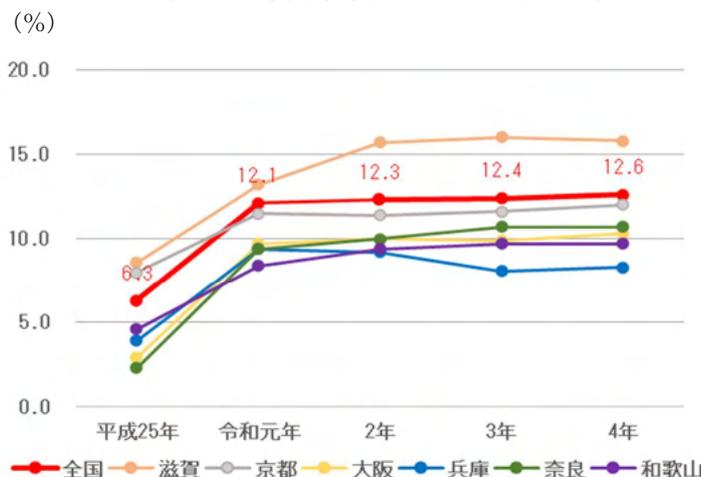
図表－1 基幹的農業従事者に占める女性の割合及び近畿の基幹的農業従事者数(男女)



資料：農林水産省「農林業センサス」(平成17(2005)、令和2(2020)年)「農業構造動態調査」(令和元年、令和3～4年)

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段の主な状態が「主に農業」である者をいう。

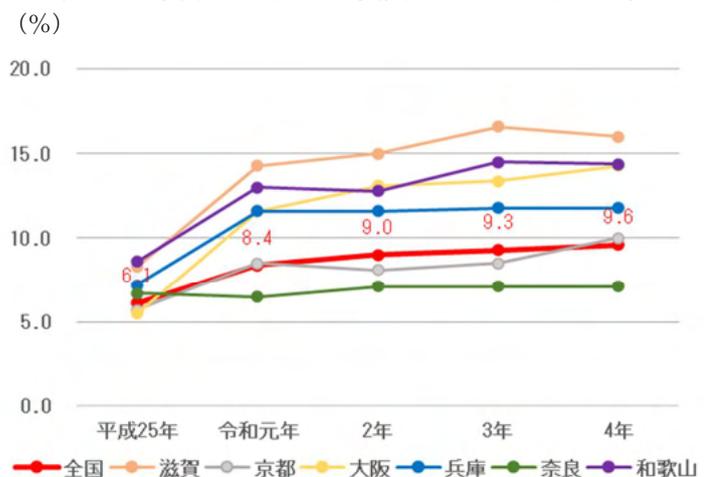
図表－2 農業委員に占める女性の割合



資料：農林水産省 HP「女性の活躍を応援します」の「農業委員に占める女性の割合(農林水産省経営局調べ)」を基に近畿農政局で作成。(数値については、各年度10月1日現在)

注：第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定における成果目標：令和7年度20%、更に30%を目指す)

図表－3 農業協同組合の役員に占める女性の割合



資料：農林水産省「総合農協統計表」を基に近畿農政局で作成。

注：第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定における成果目標：令和7年度10%、更に15%を目指す)

(3) 農地集積・集約化と優良農地の確保

① 地域計画の策定

- 人と農地の問題を解決するため、地域の農業者が将来の地域のあり方について話し合い、「誰が地域の農地を担っていくのか」、「誰に農地の集積・集約化していくのか」を明確にする人・農地プランの取組が平成24年から始まり、令和元年の農地中間管理事業の制度創設5年後の見直しにおいて、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにするという方向性が示され、これまで各地域において人・農地プランの実質化に向けた取組が進められてきました。
- 近畿では、令和4年3月末現在、既にプランが実質化されている集落が3,992、取組を継続し、実質化に取り組む集落が1,186となっており、これらを合わせた5,178集落の約13.0万haにおいて、人・農地プランの実質化の取組が行われています。
(図表-1)
- 今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。
このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化法等の改正法が令和5年4月に施行されました。
- これまで地域で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、各地域において関係者が一体となって話し合い、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することになっています。

図表-1 近畿の人・農地プランの実質化の取組状況(令和4年3月末時点)

府県名	既に実質化されている地区		実質化に取り組む地区		合計				【参考】農林業センサス	
	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	割合	耕地面積 (ha)	割合	集落数	耕地面積 (ha)
滋賀	945	35,523	85	2,136	1,030	67%	37,659	74%	1,545	50,900
京都	936	15,752	720	11,480	1,656	98%	27,232	92%	1,684	29,700
大阪	68	1,140	57	858	125	16%	1,998	16%	773	12,400
兵庫	872	21,219	121	2,919	993	26%	24,138	33%	3,748	72,800
奈良	362	8,780	168	2,857	530	37%	11,638	59%	1,446	19,800
和歌山	809	26,135	35	1,195	844	53%	27,330	86%	1,599	31,600
近畿	3,992	108,549	1,186	21,446	5,178	48%	129,995	60%	10,795	217,200

資料：近畿農政局調べ

注：集落数は、各府県から報告のあった集落数であり、必ずしもセンサス上の集落と一致しない。

：合計欄の割合は、2020農林業センサスの集落数及び令和3年耕地面積に対する割合。

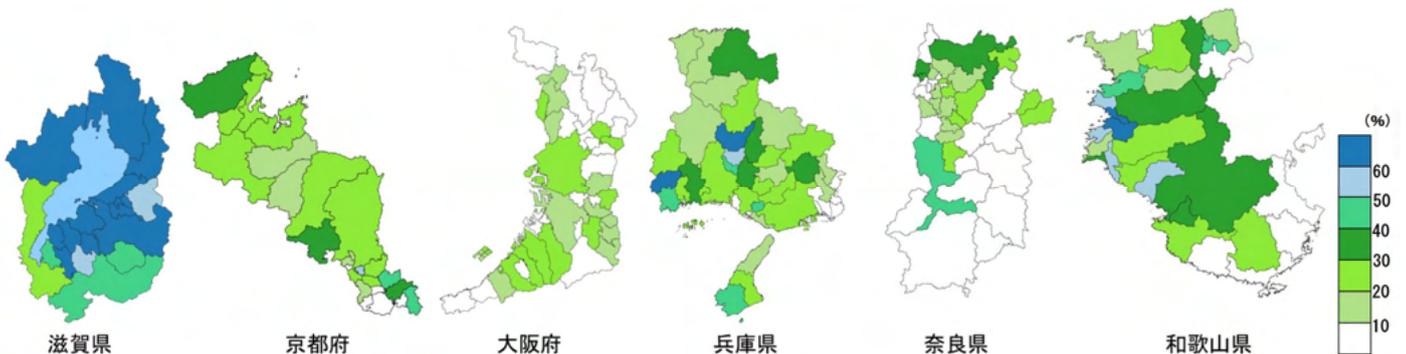
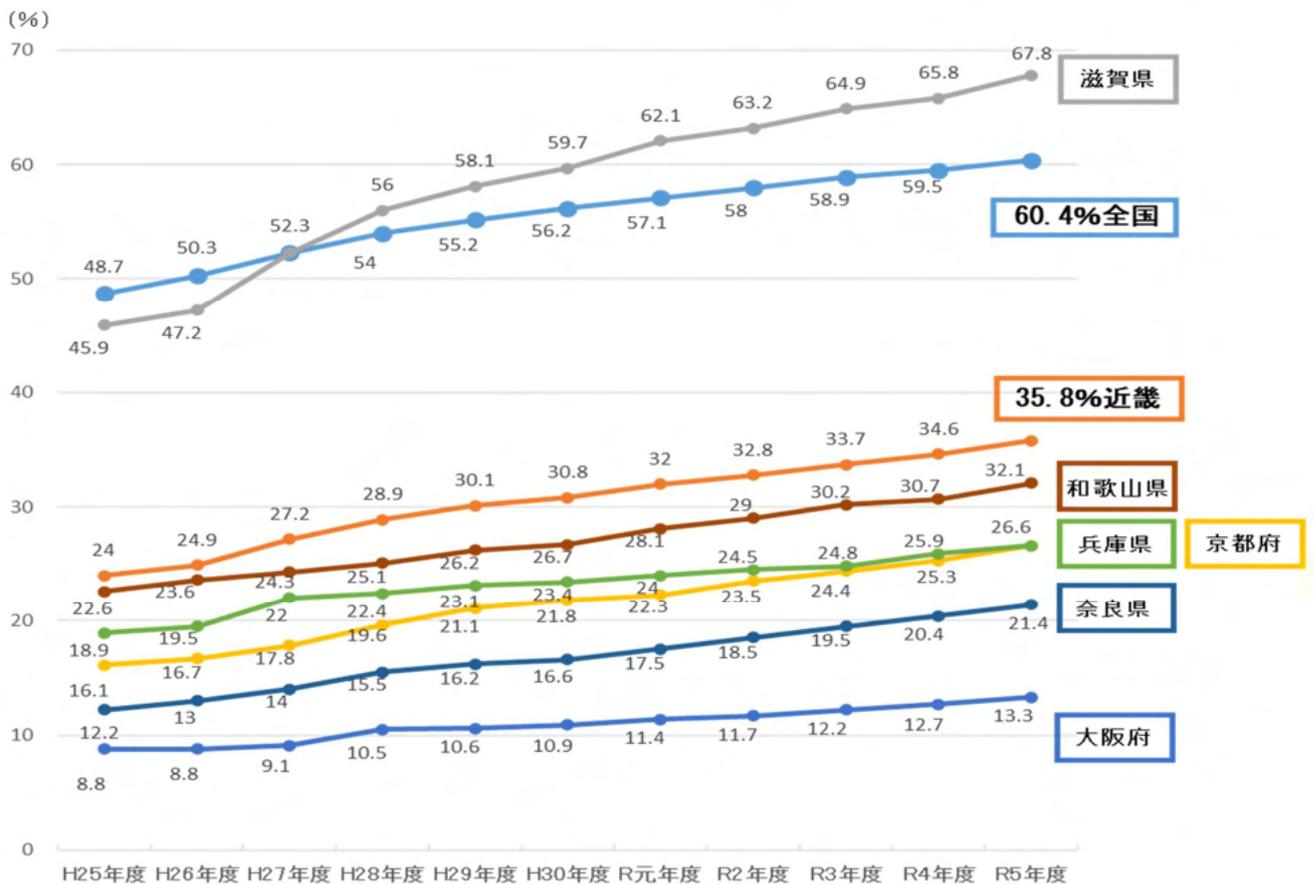
：【参考】欄の耕地面積は、令和3年耕地及び作付面積統計。

：近畿計の耕地面積は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

② 農地バンク

- 農林水産省では、改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進することとしています。
- 農地バンクを創設した平成26年以降、担い手への農地集積率は年々上昇し、令和6年3月末現在の全耕地面積に占める担い手の利用面積は、全国で60.4%、近畿の平均集積率は35.8%となっています。
- 府県別に見ると、滋賀県は67.5%で全国平均を上回っていますが、他の5府県は、和歌山県32.1%、京都府26.6%、兵庫県26.6%、奈良県21.4%、大阪府13.3%と全国平均を下回っています。

図表－1 担い手への農地集積状況（令和6年3月末現在）

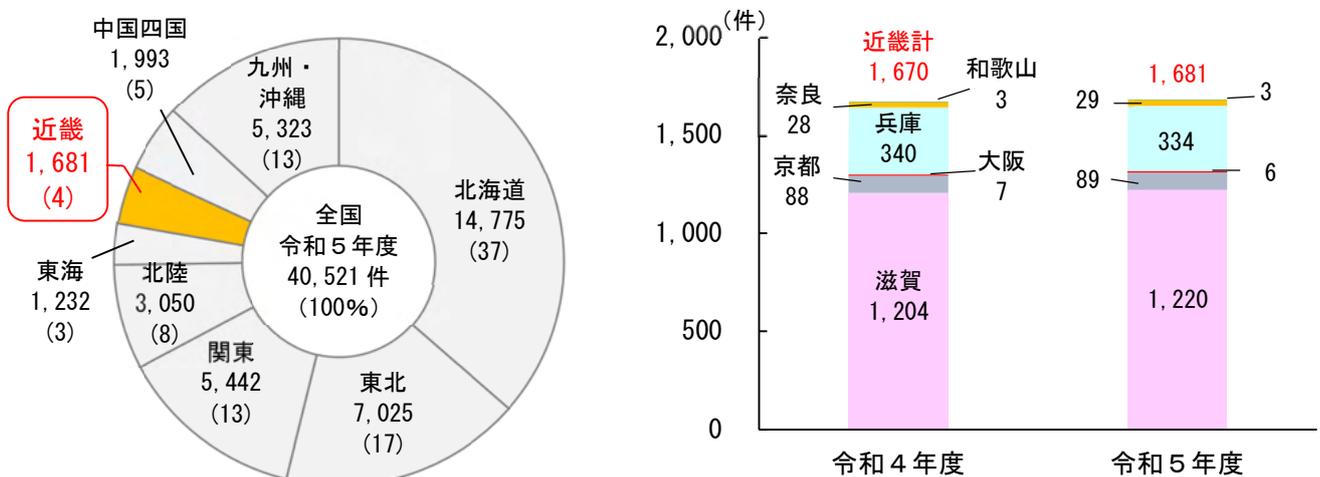


資料：農林水産省経営局調べ

(4) 経営所得安定対策

- 担い手の経営安定を支援するとともに、我が国の農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)と「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」(ナラシ対策)を実施しています。
- 近畿での申請件数をみると土地利用型農業の盛んな滋賀県、兵庫県での申請が多い傾向にあります。具体的には、令和5年度(産)のゲタ対策の申請件数は、前年度に比べ11件増加の1,681件(全国の4%)となり、府県別では滋賀県が約7割を占めています。(図表-1)また、ナラシ対策の加入申請件数は、前年度に比べ253件減少の1,691件(全国の3%)となり、府県別では滋賀県が約6割を占めています。(図表-2)
- 今後、申請手続の電子化に向けた環境を整備し、利用しやすい運営を進めていきます。

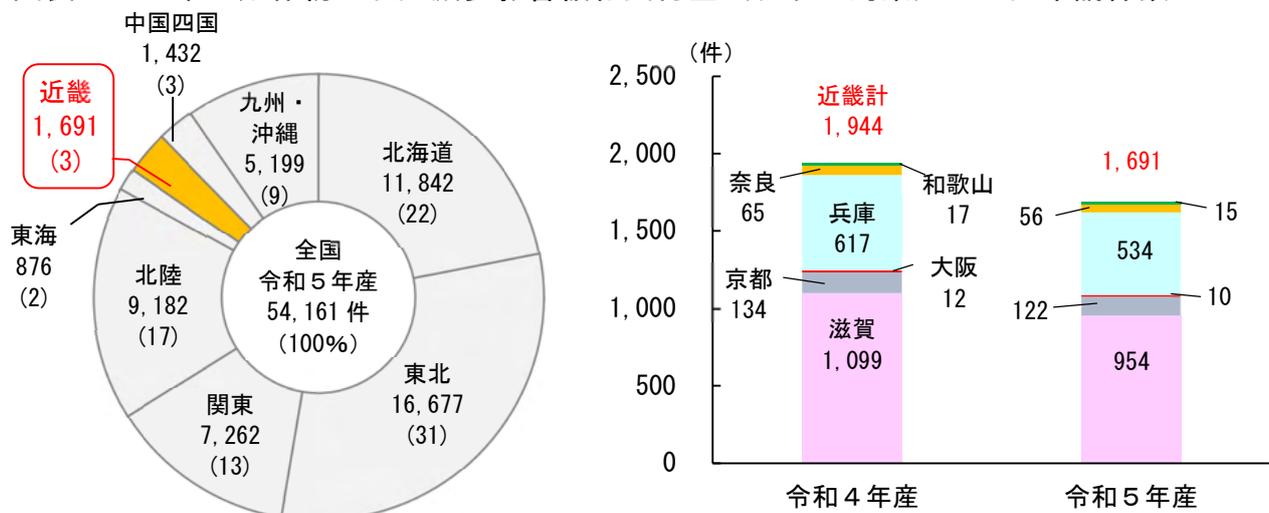
図表-1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の申請件数



資料：農林水産省調べ

注：令和4年度は7月31日現在、令和5年度は7月31日現在

図表-2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の加入申請件数



資料：農林水産省調べ

注：令和4年産は7月31日現在、令和5年産は7月31日現在

(5) 農業生産基盤の整備と保安全管理

① 近畿管内国営土地改良事業

- 農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。
- 近畿では国営かんがい排水事業（主に滋賀、兵庫）、国営農地再編整備事業（京都）、国営総合農地防災事業（和歌山）を実施するとともに直轄管理事業（兵庫、奈良、和歌山）を実施しています。
- 食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業生産性の向上が不可欠であり、そのためには農業生産基盤の整備が重要です。

図表－1 国営かんがい排水事業等一覧（令和5年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営かんがい排水事業	湖東平野 (湖東平野農業水利事業所)	ダム1箇所(貯水池内掘削)、用水路L=8.4km(改修)、地下水井22箇所(新設)、調整池2箇所(新設)、水管理施設一式(改修)	H26～R6	滋賀県近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町
国営かんがい排水事業 (耐震対策一体型・併せ行うため池整備)	東条川二期 (東条川二期農業水利事業所)	ダム3箇所(改修)、ため池5箇所(改修)、用水路L=14.6km(改修)、水管理施設一式(改修)	R3～R14	兵庫県三木市、小野市、加東市
国営施設応急対策事業	五条吉野 (南近畿土地改良調査管理事務所)	ダム1箇所(改修)、用水路L=0.3km(改修)、揚水機場8箇所(改修)	H31～R5	奈良県五条市、吉野郡下市町
国営施設応急対策事業	湖北 (湖東平野農業水利事業所湖北支所)	頭首工1箇所(改修)、用水路L=1.0km(改修)	R2～R7	滋賀県長浜市

図表－2 国営農地再編整備事業一覧（令和5年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営緊急農地再編調整事業	亀岡中部 (亀岡中部農地整備事業所)	区画整理A=447ha	H26～R8	京都府亀岡市

図表－3 国営総合農地防災事業一覧（令和5年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営総合農地防災事業	和歌山平野 (和歌山平野農地防災事業所)	排水機5箇所(改修、新設) 排水路L=45.2km(改修、新設) 洪水調整池8箇所(改修、新設) 排水管理施設一式(新設)	H26～R10	和歌山県和歌山市、紀の川市岩出市

図表－4 直轄管理事業一覧 (令和5年度時点)

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
直轄管理事業	十津川・紀の川	(管理施設) ダム 2個所、頭首工 1個所	S58～	奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、高市郡高取町、明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡大淀町 和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町
	加古川水系	(管理施設) ダム 5個所、頭首工 4個所 導水路及び幹線水路9路線 (L=69.4km)、 揚水機場 4個所	H2～	兵庫県神戸市、明石市、加古川市、三木市、小野市、姫路市、西脇市、加西市、加古郡稲美町、加東市、多可郡多可町

【国営土地改良事業実施地区位置図】

凡例	
事業名	表示
国営かんがい排水事業	
国営緊急農地再編整備事業	
国営総合農地防災事業	
直轄管理事業	
完了地区	



亀岡中部地区

湖北地区 (応急対策)



湖東平野地区



十津川紀の川直轄管理



加古川水系直轄管理



和歌山平野地区



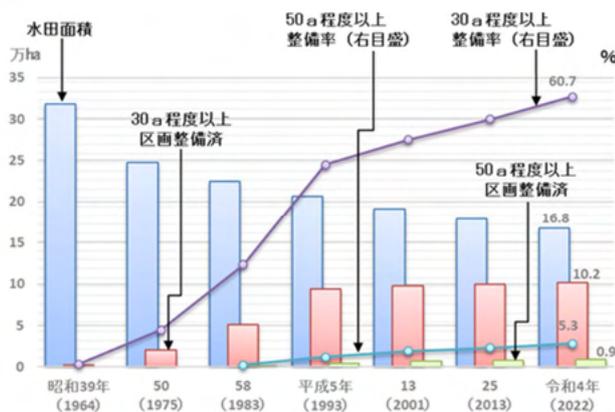
五条吉野地区 (応急対策)

【令和5年度時点】

② 水田及び畑の整備状況

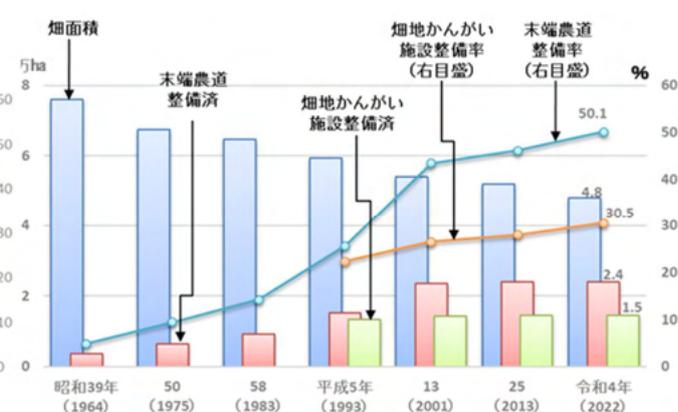
- 近畿における水田の整備率（30a程度以上整備済）及び畑の整備率（末端農道整備済）は（水田 60.7%，畑地 50.1%）であり、全国の整備率（水田 68.0%，畑地 79.4%）に比べて低い状態にあります。（図表－1、2、3）
- 農業の競争力を強化するためには農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約化や農作物の高付加価値化等を図る必要があります。

図表－1 水田の区画整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和4.3.31時点の推計値)」
注：水田面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、水田面積以外は3月末時点

図表－2 畑のかんがい施設等の整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和4.3.31時点の推計値)」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、畑に幅員3m以上の農道が接している状態をいう。
3) 畑地かんがい施設整備済は現在の集計方法と同等の年のみ掲載

図表－3 近畿の田畑整備状況

区分	田面積				
	[ha]	30a程度以上区画整備済			
		[ha]	割合[%]	[ha]	割合[%]
滋賀	46,900	42,337	90.3	3,329	7.1
京都	23,000	10,463	45.5	1,271	5.5
大阪	8,480	1,375	16.2	242	2.9
兵庫	66,300	44,682	67.4	3,796	5.7
奈良	13,800	2,548	18.5	162	1.2
和歌山	9,160	397	4.3	33	0.4
近畿計	167,640	101,801	60.7	8,832	5.3
全国	2,352,000	1,600,422	68.0	280,217	11.9

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和4.3.31時点の推計値)」
注：田の面積は毎年7月15日時点、田の面積以外は3月末時点

区分	畑面積				
	[ha]	末端農道整備済面積			
		[ha]	割合[%]	[ha]	割合[%]
滋賀	3,640	2,440	67.0	1,228	33.7
京都	6,560	2,187	33.3	1,689	25.8
大阪	3,730	1,178	31.6	670	18.0
兵庫	6,100	3,056	50.1	2,176	35.7
奈良	5,790	3,119	53.9	1,473	25.4
和歌山	22,200	12,083	54.4	7,414	33.4
近畿計	48,020	24,063	50.1	14,649	30.5
全国	1,973,000	1,565,636	79.4	497,143	25.2

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和4.3.31時点の推計値)」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、畑に幅員3m以上の農道が接している状態をいう。

③ 農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の多くが耐用年数を超過している状況にあります。(図表－1)
- 近年において施設の老朽化等による突発事故が増加しており、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ることが必要です。

図表－1 基幹水利施設の施設数、水路延長（全国、近畿）

	点的施設（箇所）					線的施設（km）			
	貯水池	頭首工	水門	管 理 設 備	機 場	水路	集水渠		
全国合計	7,735	1,293	1,970	1,138	318	3,016	51,954	51,893	61
うち耐用年数超過	4,445	133	859	846	242	2,365	23,832	23,789	43
近畿	390	87	110	33	37	123	2,346	2,344	2
うち耐用年数超過	196	6	41	24	30	95	1,052	1,050	2

資料：農業基盤情報基礎調査（R4.3.31時点の推計値）

(注)ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

【管水路の突発事故（管の破裂）】



【管の破裂による道路陥没】



【管水路の調査点検・機能診断】



【管内面補修対策工】



④ 農業用ため池の管理及び保全

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。
- 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑で離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われぬおそれがあります。
- 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」が制定されました。（図表-1）
- 農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を守るため、防災重点農業用ため池における防災工事等を集中的かつ計画的に行うことを目的に、令和12年度末を期限とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が令和2年10月1日に施行されました。
- 法律の施行により、近畿の各府県は防災重点農業用ため池を指定するとともに対策工事等を積極的に進めるため「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定しています。
- この推進計画に基づく防災工事等を、特別措置法の期限内に遂行していくため、令和3年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」を創設しています。

図表-1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく近畿の府県別の対応状況

府県名	ため池数 (令和5年12月末時点)		届出数	(参考) 防災重点農業用 ため池数 (令和5年3月末時点)
	ため池法に基 づく届出の対 象数			
滋賀県	1,436	1,171	1,171	474
京都府	1,507	666	663	611
大阪府	3,600	2,315	2,294	2,486
兵庫県	21,752	17,580	17,568	6,060
奈良県	4,228	3,096	3,094	966
和歌山県	4,723	2,087	2,084	1,921
近 畿	37,246	26,915	26,874	12,518

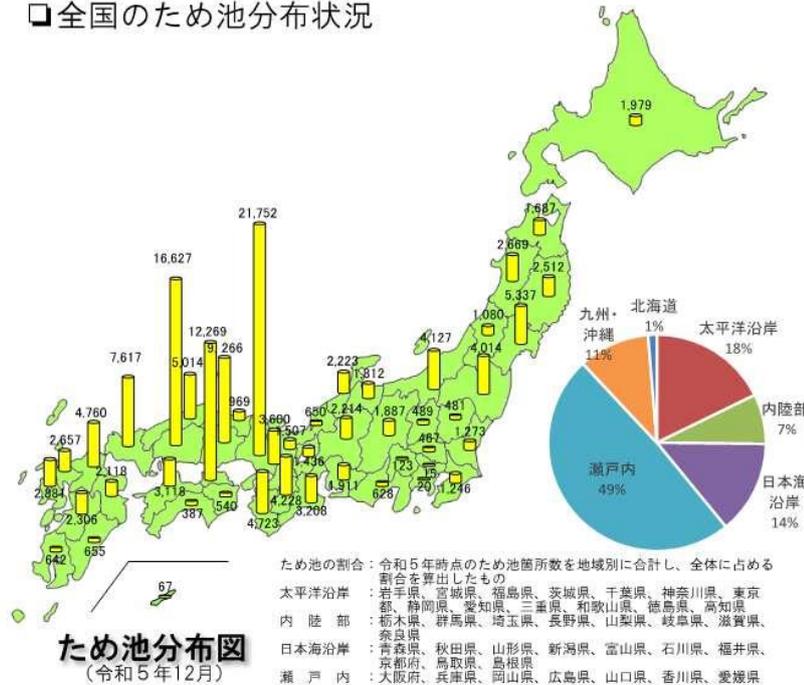
防災重点農業用ため池：農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、府県知事が指定。

【ため池分布状況（令和5年12月時点）】

ため池とは

- ・ 降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
- ・ ため池は全国に約15万箇所存在し、西日本を中心に全国に分布しています。
- ・ 瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くからため池が築造され全国の約5割が存在しています。

□ 全国のため池分布状況

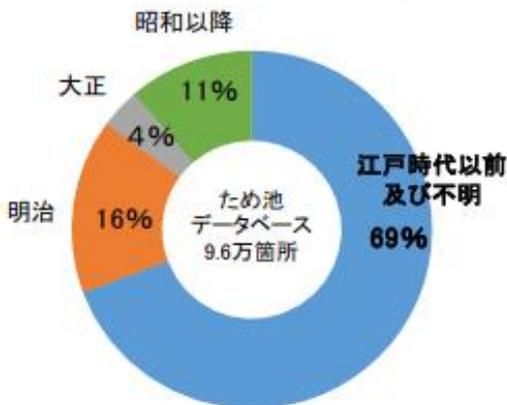


ため池分布図
(令和5年12月)

箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	島根県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。
(防災課調べ 令和5年12月)

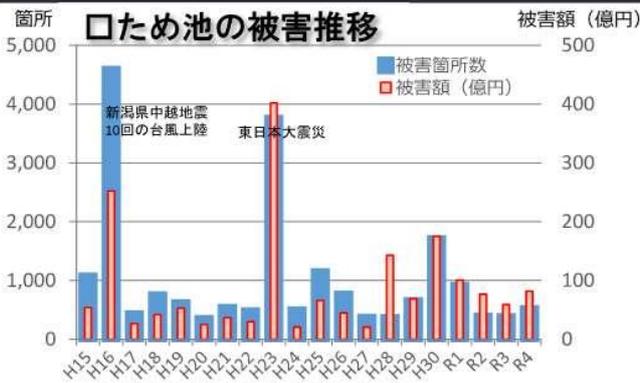
農業用ため池の築造年代



(農林水産省調べ (平成30年3月))

ため池の被災状況

- ・近年の自然災害によるため池の被害を見ると、平成16年の新潟県中越地震と10回にわたる台風の上陸によるもの、平成23年の東日本大震災によるものが顕著となっています。
- ・ため池の被災原因については、直近10年間では、94%は豪雨、6%は地震となっています。
- ・東日本大震災ではため池の決壊により尊い生命が失われるとともに、住宅や農地が被災しました。



□ため池の決壊例



平成23年3月の東日本大震災により決壊（福島県）



平成29年7月の豪雨により決壊（福岡県）

□ため池の被災原因 (H25~R4年度)



□ため池の堤体決壊原因 (H25~R4年度)



⑤ 流域治水プロジェクト

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が位置付けられました。
- 「流域治水」とは、近年激甚な水害が頻発していること、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めることであり、各一級水系において「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表されています。
- 農林水産省では、農業用ダムやため池の活用、田んぼダム（水田の活用）など、農地・農業水利施設が有する多面的機能を活かした「流域治水」の対策を行うこととしており、近畿農政局としても関係機関の意向等を踏まえつつ、積極的に推進する必要があります。

○近畿の流域治水協議会における

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組状況（一級水系）

流域治水プロジェクト名	水田の活用	ため池の活用	排水施設等の活用	農業用ダムの活用	関係府県
1. 淀川水系流域治水プロジェクト	○	○	○	○	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県
2. 由良川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	京都府、兵庫県
3. 加古川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	兵庫県
4. 揖保川水系流域治水プロジェクト	○	○			兵庫県
5. 円山川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	兵庫県
6. 大和川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	大阪府、奈良県
7. 紀の川水系流域治水プロジェクト		○	○	○	奈良県、和歌山県

※令和 3 年 3 月 30 日：全国 109 全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を策定・公表

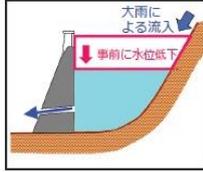
【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）】

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

【各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留】



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の洪水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地

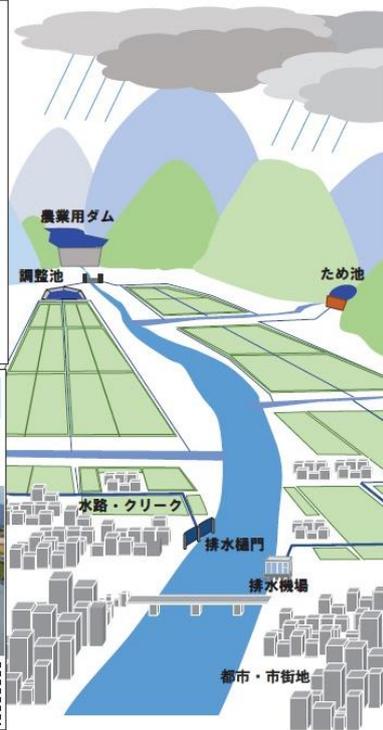


水路・クリーク



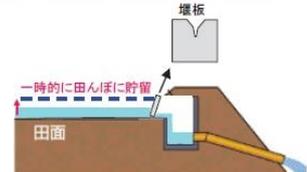
【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の洪水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

⑥ 農業用ダムの洪水調節機能の強化

- 近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が定められました。
 - 全ての既存ダムを対象に洪水調節機能の強化に向けた検討を行い、令和2年の出水期までに一級水系全利水ダムで治水協定（ダム管理者・水利権者・河川管理者）が締結されました。二級水系の利水ダムについても緊要性等に応じて順次、治水協定が締結されています。
- ※ 洪水調節機能の強化とは、現行設備による放流により、洪水調節可能容量の範囲内において、「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」を実施する取組です。

近畿の取組状況（一級水系：令和2年5月29日治水協定締結）

一級水系名	ダム名
淀川水系	【国造（滋賀県）】：永源寺ダム、野洲川ダム、蔵王ダム 【国造（奈良県）】：上津ダム 【補助（滋賀県）】：犬上川ダム 【補助（奈良県）】：宮奥ダム 【補助（三重県）】：真泥ダム
由良川水系	【補助（京都府）】：豊富ダム
大和川水系	【補助（大阪府）】：滝畑ダム
加古川水系	【国造（兵庫県）】：吞吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、糶屋ダム 【補助（兵庫県）】：八幡谷ダム、鐔市ダム、佐仲ダム、藤岡ダム
円山川水系	【補助（兵庫県）】：大町大池
紀の川水系	【国造（奈良県）】：大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム 【国造（和歌山県）】：山田ダム

※三重県は東海農政局管内。

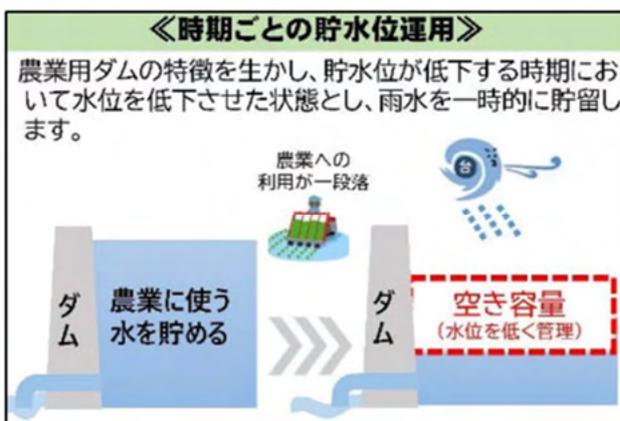
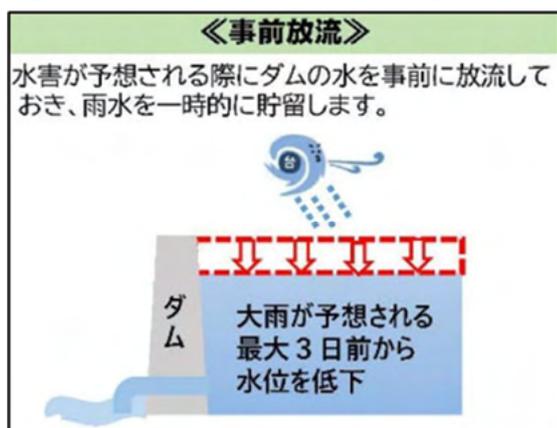
近畿の取組状況（二級水系：（兵庫県）令和2年8月31日治水協定締結）

（和歌山県）令和3年4月28日治水協定締結）

二級水系名	ダム名
野島川水系	【国造（兵庫県）】：常盤ダム
楠本川水系	【国造（兵庫県）】：谷山ダム
本庄川水系	【補助（兵庫県）】：本庄川ダム
洲本川水系	【補助（兵庫県）】：鮎屋川ダム
三原川水系	【補助（兵庫県）】：大日川ダム
南部川水系	【国造（和歌山県）】：島ノ瀬ダム

※【国造】：国営事業で築造したダム（国営造成施設の略）、【補助】：補助事業で築造したダム

【農業用ダムの洪水調節機能強化にかかる取組方法】



⑦ 農村整備

- 老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性の確保など、農村に人が安心して住み続けられる整備として、農業集落排水施設や農道等の再編（集約・撤去）、強靱化（保全・耐震）、高度化（改良）などを推進しています。
- 中山間地域における農業生産基盤と生産・販売施設などの一体的な整備、また、農業農村インフラの管理の省力化やスマート農業の実装など情報通信環境の整備を推進しています。

【農村整備における整備イメージ】



【整備地区事例】

農道の整備



農業集落排水施設の整備



農業生産基盤の整備



【農道】

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図ることを主目的に整備される道路です。

【農業集落排水施設】

農業用排水の水質保全、農村の生活環境の改善などを図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設です。

(6) 需要に応じた米生産

① 主食用米の需要

- 農林水産省では、過去からのトレンドに基づき1人・1年当たりの米の消費量を推計し、これに人口を乗じることで主食用米の年間需要量の見通しを算出しています。
令和6年3月では、全国で681万トンの需要を見込んでいます。(図-1) これは、小売りの米袋(10kg)約7億袋分です。
- 近畿2府4県は、日本の人口の約16%を占める食料の大消費地です。このため、需要量は、111万トンと見込まれます。(図表-1)
- また、国内の主食用米の需要は、少子高齢化・人口減少や、食料消費における選択の多様化と嗜好の変化などを背景に、毎年約10万トンずつ減少を続けています。(図-2)。
- なお、コロナ禍の影響で低迷していた外国人訪問者数は、令和5年から急速に回復傾向にあり、令和5年の近畿地方における外国人延べ宿泊者数は、全国の約3割を占めます。この影響も考慮することが重要です。(図表-2)

図-1 主食用米需要見通し

1人・1年当たり消費量
R5/6 : 54.8kg

×

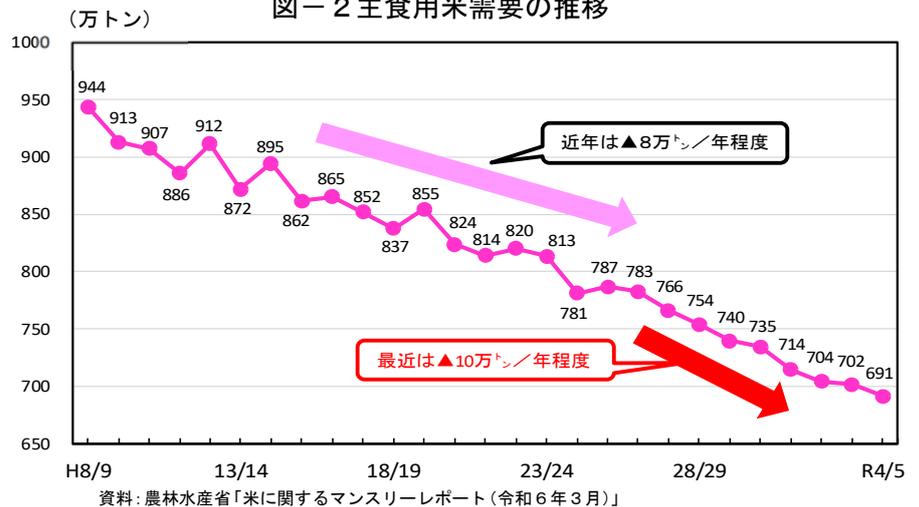
当該年の総人口(推計)
R5年10月: 124,340千人

=

主食用米需要見通し
R5/6 : 681万トン

資料: 農林水産省「米に関するマンスリーレポート(令和6年3月)」

図-2 主食用米需要の推移



図表-1 近畿の主食用米需要見通し

(人口: 千人、需要見通し: 万t)

	人口	需要見通し
滋賀	1,407	8
京都	2,535	14
大阪	8,763	48
兵庫	5,370	29
奈良	1,296	7
和歌山	892	5
近畿	20,263	111
全国	124,340	681

資料: 人口は、総務省「人口推計都道府県別(令和5年10月1日現在)」

図表-2 近畿の外国人延べ宿泊者数

(千人泊)

	R元	R2	R3	R4	R5
滋賀	397	54	10	37	259
京都	8,949	1,168	78	1,109	9,950
大阪	15,869	2,119	275	1,813	15,670
兵庫	1,301	172	50	116	908
奈良	440	43	6	18	219
和歌山	391	38	5	30	247
近畿	27,346	3,593	423	3,123	27,252
全国	101,306	15,893	3,438	13,608	95,028

資料: 観光庁「宿泊旅行統計調査」

② 米の生産状況

- 米（主食用米）の生産・販売は、農業者や集荷業者・団体が中心となって、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえながら、需要に応じた作付方針（生産の目安）を策定し取り組むこととなっています。（図表－１）
- 近畿では、各府県が自主的に設定した作付方針（生産の目安）に沿って、需要に応じた生産・販売に向けた取組が着実に進められたところ、令和５年10月13日に公表された「令和５年産の水田における作付状況（令和５年９月15日時点）」によると、近畿の主食用米の作付面積は、前年産の作付実績と比較すると総じて減少しています。（図表－２）
- 農林水産省では、引き続き、各県・各産地の作付意向の把握・公表、米に関するマンスリーレポート等の情報提供を行うとともに、戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金（図表－３）等の支援を講じることとしています。

図表－１ 令和５（2023）年産米の需給調整取組状況

（単位：t、ha）

	作付方針（生産の目安）		主食用米		達成状況	
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積
滋賀	144,840	27,962	136,100	27,000	▲ 8,740	▲ 962
京都	64,326	12,814	66,300	13,200	1,974	386
大阪 <small>注2</small>	—	—	22,300	4,430	—	—
兵庫 <small>注3</small>	150,000	28,739	161,500	32,500	▲ 7,455	▲ 22
奈良	39,638	7,667	42,400	8,200	2,762	533
和歌山	30,173	5,963	29,200	5,780	▲ 973	▲ 183
近畿	428,977	83,145	457,800	91,110	▲ 12,432	▲ 248
全国	6,620,000		6,610,000	1,242,000	▲ 10,000	

資料：農林水産省調べ

注1：近畿各府県の作付方針（生産の目安）は、各県の再生協議会等が設定したもの。（ただし、生産量又は作付面積が未設定の場合は平年収量を用いて算出）

注2：大阪府は、作付方針（生産の目安）を設定していない。

注3：兵庫県の作付方針（生産の目安）には酒造好適米（18,955t）を含んでいないが、実生産量及び実作付面積には酒造好適米を含む。

注4：近畿各府県の積上げ値と近畿計は、一致しない場合がある。

注5：全国の生産量は、国が令和５年10月19日に策定した基本指針（需給見通し）における主食用米等生産量。

注6：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和５年12月12日に公表した作物統計調査「令和５年産水陸稲の収穫量」。

図表－２ 令和５（2023）年産米等の作付状況（令和５年９月30日時点）

（単位：ha）

	主食用米		備蓄用米		戦略作物													
	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	加工用米		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料稲)		新市場開拓用米 (輸出用米)		麦 (基幹)		大豆 (基幹)	
					作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)
滋賀	27,000	▲ 700	282	16	608	▲ 77	58	▲ 2	2,033	▲ 57	310	17	205	▲ 4	8,222	371	591	126
京都	13,200	▲ 200	—	—	564	12	10	0	140	7	135	▲ 23	22	▲ 3	290	9	266	▲ 16
大阪	4,430	▲ 110	—	—	0	▲ 0	5	0	6	▲ 1	4	4	—	—	2	1	8	1
兵庫	32,500	▲ 300	—	—	641	▲ 66	48	0	819	58	972	32	185	▲ 5	1,931	57	1,655	▲ 59
奈良	8,200	▲ 150	—	—	17	3	36	15	50	▲ 14	43	4	—	—	68	7	22	▲ 2
和歌山	5,780	▲ 200	—	—	—	—	1	▲ 0	3	0	4	1	—	—	4	0	11	▲ 3

資料：農林水産省「令和５年産の水田における作付状況について（令和５年９月30日時点）」（令和５年10月公表）データを基に農政局で作成

※1 主食用米は統計部公表の都道府県別の主食用米面積。

※2 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

※3 麦、大豆は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

図表－3 令和4（2022）年度水田活用の直接支払交付金交付状況（令和5年4月末時点）

（単位：億円、ha）

府 県	支払件数	支払金額	戦略作物（基幹作物）面積							参考		
			麦	大豆	飼料作物	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	新市場開拓用米 （輸出用米）
滋賀	4,342	54.5	3,910	392	148	278	55	2,082	264	103	10	179
京都	3,934	9.8	225	195	39	134	9	140	158	111	—	22
大阪	1,638	1.0	2	7	1	—	5	6	0	—	—	—
兵庫	13,094	43.3	1,694	1,471	749	925	34	757	653	110	12	188
奈良	1,349	2.8	55	21	4	39	44	63	11	1	0	—
和歌山	1,976	0.9	3	11	3	2	1	3	—	2	—	—
近畿	26,333	112.3	5,889	2,097	944	1,378	148	3,051	1,086	327	22	389

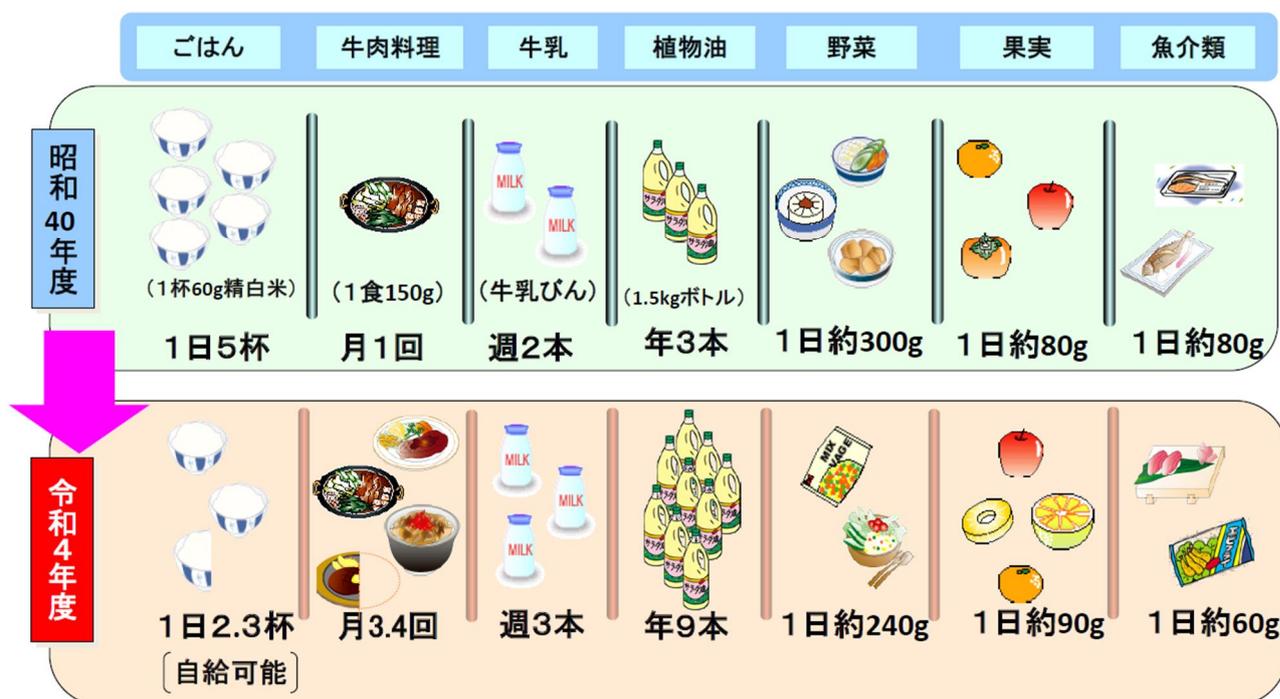
資料：農林水産省「令和4年度の経営所得安定対策等の支払実績（令和5年4月末時点）」（令和5年9月29日公表）データを基に農政局で作成

※ 飼料作物については、WCS用稲を除く

③ 米の消費拡大

- 米の需要の減少は、食生活の変化等の影響もあります。食事内容の変化をみると、昭和40年度に比べ、令和4年度には牛肉料理や植物油の消費が大きく増加している一方、国民1人当たりのごはんは1日5杯程食べていたものが、1日2.3杯程まで減少しています。ごはんを1日にもうひと口食べることで、カロリーベース食料自給率が1%アップします。
- 米の消費拡大の施策として、米飯学校給食の推進・定着、あらゆる機会を捉えた情報発信、「米と健康」に着目した情報発信、新たな需要の取り込み等を実施しています。

図表：米の消費量変化の現状 食の多様化（具体的メニューの回数変化）



資料：農林水産省「食料需給表」

近畿の米の消費拡大や米粉の情報を掲載中です



(近畿農政局 HP 掲載)

(7) 生産基盤の強化と流通・加工の合理化

① 水田における高収益作物の導入

- 主食用米の需要が減少傾向にある中、農業・農村の活性化や担い手の確保を図るためには、需要に応じた米の生産と併せて、水田における野菜や果実等の高収益作物の生産を推進することが必要です。また、米から高収益作物への転換等に当たっては、産地の関係者がよく話し合い合意形成を図り、基盤整備や施設・機械の導入等を行いながら取り組むことが重要です。
- このため、近畿農政局では作物の生産振興を担当する生産部、農業の担い手育成を担当する経営・事業支援部、基盤整備を担当する農村振興部の関係課が連携し、平成31年2月から「近畿農政局水田農業高収益化推進プロジェクトチーム」を発足させ、各種取組を行っています。
- プロジェクトチームでは、府県市町村や農業者団体に加え、量販店や食品企業といった実需者の参加を得て、双方の取引関係の構築に向けて、現地での検討会やマッチング支援に取り組んでいます。また、水田農業高収益化推進計画の策定を推進しています。



現地検討会（現地）の様子（奈良県宇陀市）



現地検討会（室内）の様子（兵庫県丹波市）

近畿の水田農業高収益化推進計画における主な産地（令和6年3月末時点）

府県名	産地名	受益地	品目等	面積
滋賀県	滋賀県子実コーン組合	大津市・東近江市・日野町・彦根市・愛荘町・長浜市・豊郷町	子実用とうもろこし（飼料用）	1.1ha(R3)→51.7ha(R8)
	グリーン近江農業協同組合	近江八幡市・東近江市	えだまめ（生食用）	1.2ha(R1)→5ha(R6)
	高島市新旭町菜園地区	高島市	いちご（生食用）	0.0ha(R3)→1.8ha(R8)
	蒲生園芸推進協議会	東近江市	いちご（生食用）	0.2ha(R2)→0.8ha(R8)
	近江八幡市	近江八幡市	ぶどう（加工・業務用）	0.8ha(R2)→3.4ha(R7)
京都府	宮津市	宮津市	ストック（切り花用） 甘藷（種苗類） 白菜（種苗類）	0.6ha(R4)→0.6ha(R9) 1.4ha(R4)→1.4ha(R9) 1.4ha(R4)→0.6ha(R9)
	与謝野町	与謝野町	きゅうり（生食用） 九条ねぎ（加工・業務用）	0.8ha(R4)→0.8ha(R9) 0.8ha(R4)→0.9ha(R9)
	南丹市	南丹市	京みず菜 京壬生菜 しゅんぎく とうがらし 九条ねぎ	4.3ha(R4)→4.4ha(R9) 2.5ha(R4)→2.6ha(R9) 3.8ha(R4)→3.9ha(R9) 1.7ha(R4)→1.8ha(R9) 1.8ha(R4)→1.9ha(R9)
	亀岡市曾我部	亀岡市	玉ねぎ（加工・業務用）	0.5ha(R1)→1.4ha(R3)
	京都やましろ農業協同組合花菜部会	八幡市・宇治市・京田辺市・井手町・南山城村	花菜（生食用）	3.3ha(R1)→6.6ha(R6)
	京都やましろ農業協同組合ねぎ部会	八幡市・久御山町	九条ねぎ（生食用）	9.0ha(R1)→22ha(R6)
奈良県	生駒市	生駒市	いちご（生食用） たまねぎ（生食用） ばれいしょ（生食用）	0.1ha(R5)→0.2ha(R10) 0.1ha(R5)→0.3ha(R10) 0.0ha(R5)→0.1ha(R10)
	香芝市	香芝市	いちご（加工・業務用） いちご（生食用）	0.1ha(R5)→0.1ha(R10) 0.1ha(R5)→0.1ha(R10)

② 園芸作物の生産体制強化

- 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重要な役割を果たしており、農業者の高齢化の進行や、消費・流通構造の変化等への対応が求められています。
- このため、農林水産省では、国産農産物の安定的な供給体制を構築するため、各種支援策を講じています。
- 近畿農政局では、需要の変化に対応する園芸作物の先導的な取組、海外等の新市場を開拓していくための拠点整備を支援しています。（図表－１）

図表－１ 産地の課題に対応した支援

～^{てんちゃ}碾茶の需要拡大に対応した収益力向上～

JA 全農京都府本部では、碾茶（抹茶の原料）需要の伸びに伴い拡大した生産量に対応するため、自動格納式冷蔵施設を備えた物流拠点を整備することにより、集出荷施設の処理能力と茶冷蔵保管能力の増強を図り、実需者への優位販売や煎茶から碾茶への転換による収益力向上に取り組んでいます。

（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）



宇治茶流通センター

～高品質な黒大豆枝豆の産地形成による収益力向上～

JA 兵庫六甲では、黒大豆枝豆の^{だっきょう}脱莢から選別、袋詰めなどの出荷調製作業の省力化と品質向上を図るため、色や形の識別・異物検出が可能な選別機や洗浄・脱水機、予冷庫を備えた出荷調製施設を整備し、黒大豆枝豆のブランド化と産地拡大による収益力向上に取り組んでいます。

（産地生産基盤パワーアップ事業）



黒大豆枝豆の出荷調製施設

～輸出拡大に向けた産地整備～

JA 紀の里では、桃及び柿に対するアジア諸国からのニーズに応えるため、糖度等の内部品質を測定する光センサーを備え、かつ、検疫条件にも対応した梱包ができる選果施設を整備し、作業の効率化や糖度選別によるブランド化を図り、農業者の所得拡大に取り組んでいます。

（農畜産物輸出拡大施設整備事業）



果樹の選果施設

③ 農畜産物の消費拡大

- 農畜産物の国内消費は長期的にみて減少傾向で推移しています。
- このため、農林水産省では、花いっぱいプロジェクトなど様々なキャンペーンを展開し、農畜産物の消費拡大に取り組んでいます。(図表-1)
- 近畿農政局でも、消費者の部屋等を活用し、情報発信をしています。(図表-2)
- 今後も、農畜産物の消費拡大に向けて、様々な取組を進めていきます。

(図表-1) 消費拡大を呼びかけるポスター



(図表-2) 消費者の部屋等の展示



フラワーバレンタインをPRする展示

来庁者に向けて本局内で展示

夏休み親子見学デーでの乳しぼり体験

④ 畜産・酪農の生産基盤強化（畜産クラスター事業）

- 我が国の畜産・酪農は、TPP11 協定を含め各国との経済連携協定等が発効されるなど、新たな国際環境の下で収益力の向上や生産基盤の強化を図っていく必要があります。このため、畜産農家を始めとする地域の関係事業者が連携する畜産クラスター※の仕組みを活用し、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進など、地域一体となって行う取組を支援するため、平成 27 年度から畜産クラスター事業を実施しています。
- 近畿においては、令和 5 年度までに 60 の畜産クラスター協議会が設立され、協議会が計画した当該地域における畜産の収益力向上を図るための施設整備や機械導入の取組のうち、101 件の畜舎等の施設整備を支援しています(図表)。
- 畜舎、堆肥舎等の建築に関しては、建築基準法の特例を定めることを内容とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(以下「畜舎特例法」という。)が令和 4 年 4 月に施行されました。これにより、都道府県に畜舎建築利用計画を申請し、認定を受ければ、一定の利用基準を遵守することで、緩和された構造等の技術基準で畜舎を建築することができるため、農業者や建築士の創意工夫により建築費を抑え、規模拡大や省力化機械の導入が一層進むことが期待されています。また、令和 5 年 4 月から、畜舎特例法の「畜舎等」の対象に畜産業の用に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等が追加されました。

※ 畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が、ぶどうの房(クラスター)のように一体的に連携・結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

【図表】近畿の畜産クラスター協議会数及び畜産クラスター事業(施設整備)の実施件数

(R 6. 3 月末現在)

府県	畜産クラスター協議会数	実施件数	畜種別内訳			
			乳用牛	肉用牛	養豚	養鶏
滋賀県	10	36	6	30	—	—
京都府	10	21	5	7	5	4
大阪府	4	—	—	—	—	—
兵庫県	24	36	5	30	—	1
奈良県	9	8	1	2	—	5
和歌山県	3	—	—	—	—	—
近 畿	60	101	17	69	5	10

資料：近畿農政局調べ



畜産クラスター事業で整備した牛舎内

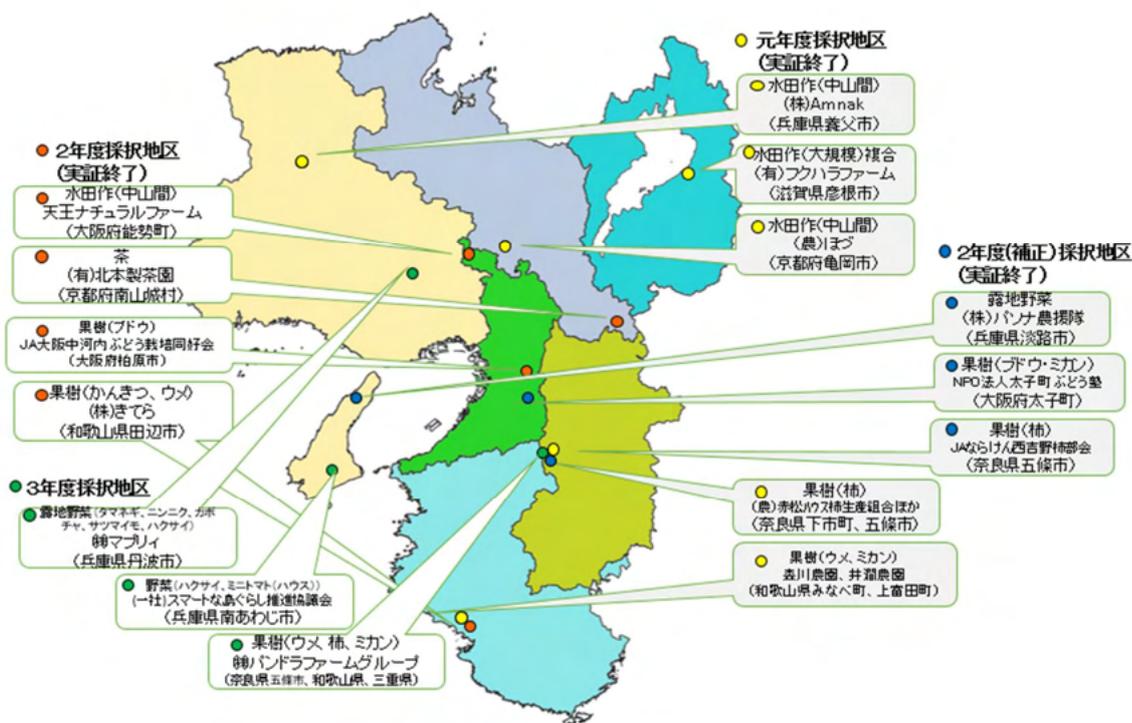


畜産クラスター事業で整備した堆肥舎

⑤ スマート農業

- 農林水産省では、令和元年度から全国各地の生産現場にロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を導入し、経営分析・情報発信によりスマート農業の社会実装を図る「スマート農業実証プロジェクト」を展開しています。
- これまでに、近畿では15地区（全国217地区）でスマート農業実証プロジェクトを実施しています。（図表－1）
- 近畿農政局では、プロジェクトチームを立ち上げ、現場への普及促進を図ったほか、令和5年12月には、農研機構西日本農研センターとともに「スマート農業推進フォーラム2023in近畿」を開催し、スマート農業に関する専門家による講演や取組等を紹介するセミナー及び企業と生産者が情報交換を行えるマッチングを実施しました。

図表－1 スマート農業実証プロジェクト採択課題（近畿）



【スマート農業推進フォーラム2023in近畿】



セミナー会場の様子

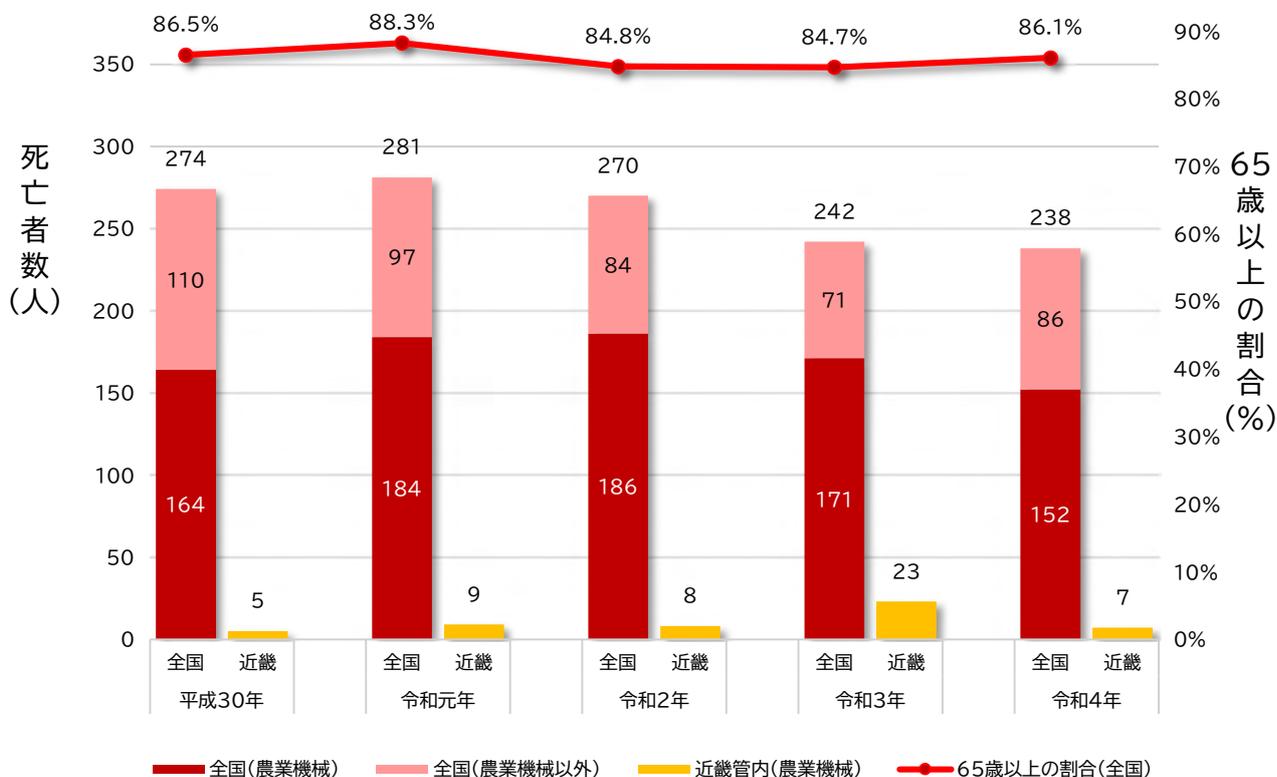


マッチング、展示の様子

⑥ 農作業安全対策

- 全国では、令和4年度に農作業死亡事故が238件発生していますが、そのうち8割以上は65歳以上の高齢者によるものです。このことから、特に高齢者を中心として事故件数を減少させることが喫緊の課題となっています。(図表-1)
- 近畿についてみると、作付面積、農家数が他府県と比較して大きい兵庫県で、死亡事故件数が多くなっています。(図表-2)
- 農林水産省では、農作業事故死亡者数を今後3年間で直近の件数から半減(238人→119人)することを新たな目標として設定し、農作業安全に関する研修を実施する等、事故防止に向けた取組を行っています。

図表-1 農作業死亡事故の推移(全国・近畿)



資料：農林水産省調べ

図表-2 農作業死亡事故推移(府県別)

(単位：人)

年度	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿
H30	-	-	-	5	-	-	5
R元	-	4	-	5	-	-	9
R2	-	-	-	8	-	-	8
R3	6	-	-	8	4	5	23
R4	-	-	-	7	-	-	7

資料：農林水産省調べ(事故者数が0~3人の府県は「-」で示している。)

⑦ GAP（農業生産工程管理）

- GAP※は、輸出拡大や農業人材育成等を通じて、農業競争力の強化を図る観点から重要な取組です。
- 近畿の GAP 認証取得経営体数（令和 5 年 3 月末時点（ASIAGAP 及び JGAP））は、270 経営体（全国 7,021 経営体）となっており、工芸作物の生産が盛んな京都や奈良で多くなっています。（図表－1）品目別では、茶が全体の 6 割以上を占めています。（図表－2）これは、原材料の安全性についての説明責任が高まっていることや、拡大基調にある輸出先で取引の際に必要なようになってきていること等を背景に、実需者が茶の品質保証をより求めていることが一因にあると考えられます。
- 現在、令和 12 年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP を実施することを目標に掲げ、府県における指導体制の構築や生産現場への啓発普及のほか、優良事列表彰による機運の醸成、団体認証取得等の支援、実需者に対する GAP 認証農産物の流通拡大に向けた働きかけなど様々な取組を進めています。

※GAP（Good Agricultural Practice）農業生産工程管理。農業において、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

図表－1 GAP 認証取得経営体数（単位：経営体）

	ASIAGAP	JGAP	計
滋 賀	9	21	30
京 都	99	17	116
大 阪	1	5	6
兵 庫	8	23	31
奈 良	69	5	74
和歌山	1	12	13
近 畿	187	83	270
全 国	2,136	4,885	7,021

ASIAGAP：一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。国際承認を取得しており、アジアで普及を目指す。

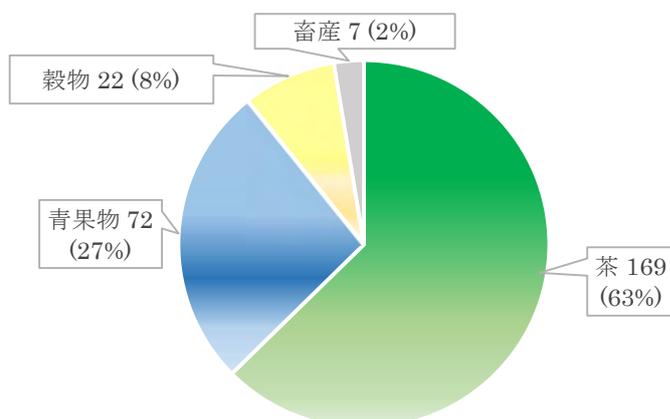
JGAP：一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。日本で普及。

GLOBALG. A. P.：ドイツのFood PLUS GmbHが策定した第三者認証のGAP。主に欧州で普及。

資料：（一社）日本 GAP 協会公表（令和 5 年 3 月末時点）。

GLOBALG. A. P. は全国で約 750 経営体（令和 5 年 12 月末時点）、（一社）GAP 普及推進機構公表。府県別・品目別データは不詳。

図表－2 品目別の GAP 認証取得経営体数（近畿）



資料：（一社）日本 GAP 協会公表資料等を基に近畿農政局で作成
令和 5 年 3 月末時点

(8) 知的財産・地域ブランド

① 地理的表示（GI）保護制度

- 「地理的表示（GI）保護制度」は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。
- 国内の登録産品 145 のうち近畿では 14 産品が登録されており、近畿農政局では制度の普及と更なる登録に向けた取組を行っています。

近畿では、畜産物では但馬牛、神戸ビーフ及び近江牛、農産物では万願寺甘とう、わかやま布引だいいこん、佐用もち大豆、伊吹そば、近江日野産日野菜、あら川の桃及び富田林の海老芋、水産品では淡路島3年とらふぐ、加工品では三輪素麺、紀州金山寺味噌及び水口かんぴょうの計14産品（令和6年3月末現在）が登録され、模倣品の排除のほか知名度の向上等の効果がもたらされています。（図表-1）

また、但馬牛、神戸ビーフ、近江牛、万願寺甘とう、三輪素麺及び紀州金山寺味噌の6産品については、日EU・EPA及び日英・EPAによりEU域内又は英国内において、佐用もち大豆及び伊吹そばの2産品については日EU・EPAによりEU域内においてそれぞれのGI制度で保護されています。

図表-1 近畿のGI登録産品

登録番号 登録日	産品名	特徴
第2号 平成27年 12月22日	 但馬牛、 但馬ビーフ、TAJIMA BEEF (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。
第3号 平成27年 12月22日	 神戸ビーフ、神戸肉、 神戸牛、KOBE BEEF (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜降り肉。
第12号 平成28年 3月29日	 三輪素麺、 Miwa Somen (奈良県)	約1300年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。
第37号 平成29年 6月23日	 万願寺甘とう、 Manganji Amato (京都府)	辛み成分のない甘味種とうがらし。ピーマンのような肉厚な果肉を有する。大型果であるが果肉は柔らかく、丸ごと食べられる。肩部のくびれとやや湾曲した果形が特徴。さわやかな甘い香りと、ほのかなとうがらしの香りが匂う独特の風味。
第39号 平成29年 8月10日	 紀州金山寺味噌 (和歌山県)	和歌山県内で伝統製法により生産されている食べる味噌。野菜を麴と一緒に仕込み、発酵・熟成させているため、麴と野菜の味とが溶け合い、味がまろやかである。また、粒が残った状態でも柔らかな食感である。
第56号 平成29年 12月15日	 近江牛、 OMI BEEF (滋賀県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜降り肉。
第78号 令和元年 5月8日	 佐用もち大豆、 Sayo Mochidaizu (兵庫県)	グリシニン（タンパク質）含有量が多く、加熱するともちもちした食感を有する在来種の大豆。一般的な品種と比較すると大粒で約3割重く、ショ糖をはじめとした糖質含量が高く甘味が強い。大豆を専門に取り扱う流通業者からこれらの品質が高く評価されている。

登録番号 登録日	製品名	特徴
第 85 号 令和元年 9 月 9 日	 伊吹そば、Ibuki Soba、 伊吹在来そば、Ibuki Zairaisoba (滋賀県)	伊吹山中腹で栽培されてきた在来種で主に直径 4.5mm 以下の小粒なそば。甘皮(種皮)の部分が多く、それに由来する緑の色調や香りが強く出る。また、うま味と甘みは他の優良品種と比べても遜色がなく、製粉業者やそば店から高く評価されている。
第 108 号 令和 3 年 5 月 31 日	 わかやま布引だいこん、 Wakayama Nunohiki Daikon (和歌山県)	生産地である和歌山市布引地区、内原地区、紀三井寺地区、毛見地区の砂質土壌で生産される青首大根で、根部の上から下まで太さがそろいヒゲ根が少なく、毛穴が浅く肌のきめが細かい。また、市場関係者からも、製品の品質の良さが評価され、高値での取引に繋がっている。
第 122 号 令和 4 年 10 月 21 日	 近江日野産日野菜、 Omi Hinosan Hinona (滋賀県)	ほっそりとした形と酢のみで安定的にさくら色を発色するほど根の上部まで濃い赤紫の色調を呈している。
第 133 号 令和 5 年 7 月 20 日	 あら川の桃、 Arakawa no Momo、 Arakawa Peach (和歌山県)	外観に優れ良好な食味や数百年に及ぶ歴史と知名度の高さから、卸売市場では高価格で取引されている。開花期のピンク色の絨毯を敷き詰めたような桃源郷を思わせる絶景は、多くの観光客が足を運び、この地域の季節を感じさせる風物詩となっている。
第 137 号 令和 5 年 7 月 20 日	 富田林の海老芋、 Tondabayashi-no-Ebiimo (大阪府)	その名の由来とされる海老のような湾曲した形状と縞模様が特徴である。食味としてのほくほく感の指標である乾物率が他産のものより高く、滑らかな舌触りから高級食材として、通常の里芋より高値で取引され、京都や東京の料亭などから重宝されている。
第 144 号 令和 6 年 1 月 29 日	 淡路島 3 年とらふぐ、 Awajishima 3nen Torafugu (兵庫県)	一般的な養殖とらふぐの 1.5~ 2 倍と大きく、引き締まった身質と歯ごたえ、濃厚な味などが需要者から評価され高値で取引。「とらふぐ」目当ての観光客が増えるなど、冬の淡路島を代表するブランドとして定着。
第 150 号 令和 6 年 3 月 27 日	 水口かんぴょう、 Minakuchi Kanpyo (滋賀県)	調理した際に、やわらかく、味がよく染み込むのが特徴。江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、春の祭礼などで食べられている郷土料理「宇川ずし」には欠かせない食材としてふんだんに使われるなど、地元の食材として代々受け継がれ地域の食文化として根付いている。

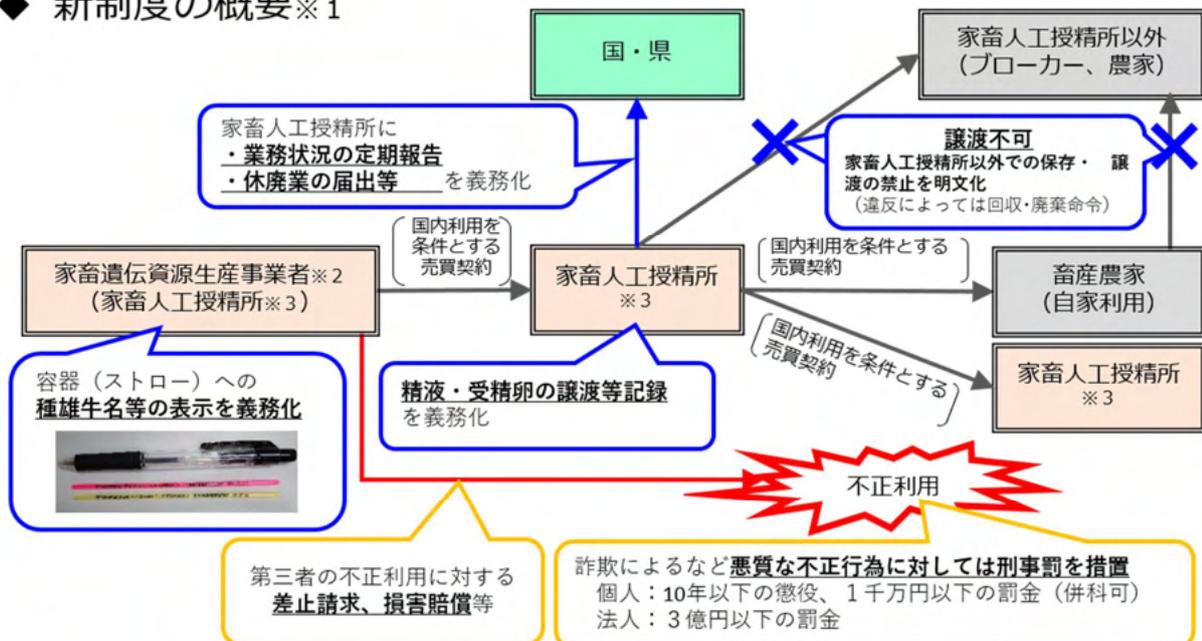
② 家畜遺伝資源保護

- 和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の国内での生産を促進する上で家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっています。
- しかしながら、平成30年6月、和牛の精液と受精卵を不正に輸出する事案が発生し、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められています。
- こうした状況を受けて、令和2年の通常国会において、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが同年10月1日に施行されました。

【和牛遺伝資源関連2法の概要】

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
 - ・ 精液・受精卵の流通規制の強化（下図の青囲み部分）
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
 - ・ 契約の当事者でない第三者の不正利用にも対抗できる仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）（下図の黄囲み部分）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種）に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注) 青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

(9) 国内肥料資源利用拡大対策

- 作物生産に必要不可欠な肥料は、その多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けることとなり、昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇や産出国からの輸入の停滞等により我が国の肥料原料の調達が不安定な状況が危惧されています。
- このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を目指すため、堆肥や下水道汚泥資源等の国産資源を活用した肥料への転換を進める取組を支援するため「国内肥料資源利活用拡大対策事業」を実施しています。
- 併せて、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を令和5年2月10日に設立し、原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の3者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進しているところであり、近畿農政局においても管内の状況に応じた多様な取組の創出に向け、令和5年8月に令和5年度国内肥料資源利用拡大セミナー、同12月に令和5年度国内産肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会を開催しています。

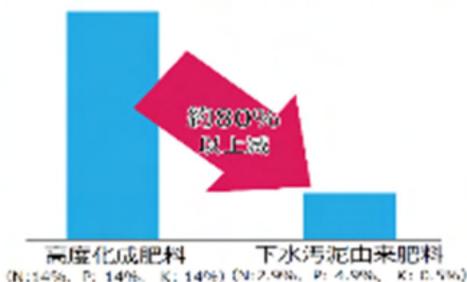
令和5年度国内産肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会



図表－1：国内資源由来の肥料にはメリットがたくさん

- 1 輸入原料に依存しないため、価格・供給が安定している！
- 2 堆肥は、化学肥料に比べ、比較的安価で調達できる！
- 3 堆肥の土壌改良効果があり、農作物の品質向上が期待できる！

例1：下水道汚泥堆肥の活用によるコスト削減



例2：化学肥料と家畜ふん堆肥を混ぜた混合堆肥複合肥料の施用による土づくり効果



資料：農林水産省「国内肥料資源利用拡大対策事業概要チラシ（令和5年1月）」より

図表－２：国内資源由来肥料の普及にあたっての課題と対策

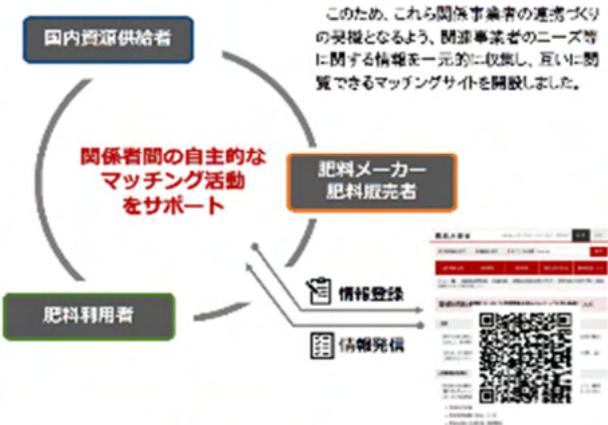


資料：農林水産省「国内肥料資源利用拡大対策事業概要チラシ（令和5年1月）」より

図表－３：国内肥料資源の利用拡大に向けた関係事業者間のマッチング支援の取組について

国内肥料資源の利用拡大に向け関係事業者の連携づくりを後押しします！

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進める取組を推進するためには、肥料原料の供給者、肥料の製造事業者、肥料の利用者の間の連携が不可欠です。

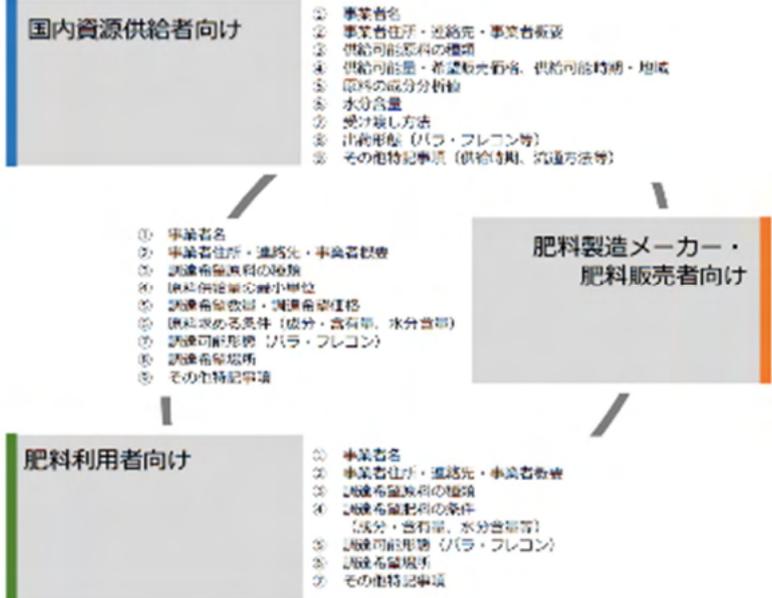


1 自身の事業者情報を登録！

希望条件にマッチする事業者を検索

3 連携できそうな事業者とまずは直接相談！

登録情報一覧



登録情報のリスト化

肥料原料の種類や条件、地域を絞り込んで希望条件に合う事業者を検索できます！

事業者名	事業者住所	電話番号	肥料原料の種類	水分量 (%)	成分量 (N+P+K (%))
〇〇農産	〇〇県 〇〇市〇〇	093-0000-0000	鶏糞堆肥	5%	4-7-4
△△市 下水処理場	△△県 △△市△△	093-0000-0000	下水汚泥固液分離後	-	3-3-0
□□生産者	□□県 □□市□□	093-0000-0000	牛糞堆肥	-	7-7-0
〒〒産物	〒〒県 〒〒市〒〒	093-0000-0000	---	---	6-6-6

問合せ先：農産局 技術普及課（03-6744-2182）

農林水産省のホームページでは、個別事業を営む関連情報を提供しています。

国内肥料資源

資料：農林水産省「マッチングサイトの概要（チラシ）」より

(10) 動植物防疫

① 植物防疫

- 病害虫のまん延は、農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要があります。
- 植物防疫法に基づき、国は都道府県の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を踏まえ、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する発生予察事業を実施しています。
また、近畿の各府県の病害虫防除所は、令和5年度、病害虫発生予察注意報^{※1}を10件発出しています（野菜類等のシロイチモジヨトウ2件、いもち病2件等）。
なお、警報^{※2}の発出はありませんでした。
- ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）について、近年の暖冬などの影響からこれまで被害が顕著でなかった地域においても被害が確認されていることから、各府県の協力の下、生産者に向けた冬期の耕うん、薬剤散布等の防除対策の普及・啓発を行っており、全国で実施されている防除対策をとりまとめ、各技術の防除のポイントと留意事項を取りまとめた「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル」を農林水産省ホームページに掲載しています。
- 平成24年に国内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリについて、近畿においても、平成27年以降、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県で、うめやもも等の果樹類に被害が確認されており、まん延防止に向けて関係者間で情報共有を実施しています。



○ ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の成貝
（原図近畿農政局）



○ クビアカツヤカミキリ成虫
（原図農林水産省 HP）

※1 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要がある場合に発表。

※2 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表。

② 家畜防疫

- 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病は、感染拡大すると、畜産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への食肉や鶏卵などの安定供給に影響を及ぼします。そのため、特定家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が図られています。
- 近畿農政局では、管内府県と協力して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、消費・安全対策交付金を用いて、野生動物からの感染予防のための侵入防護柵の整備等を進めています。
- 万が一、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどが発生したときには、都道府県が主体となって、まん延防止のため、殺処分などの防疫措置が行われます。近畿農政局では対策本部を設置して、発生県からの要請に応じて防疫作業を支援する職員の派遣等に対応しています。また、発生農場の経営再開や周辺地域の農場の経営面での支援などにも対応しています。

○ 近畿での豚熱の発生状況及び防疫措置状況等 (令和4年4月以降)

発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況(人数は延べ人数)
兵庫県南あわじ市 (令和5年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養豚約 650 頭をすべて殺処分。 ・県庁リエゾン を 16 人派遣。 ・疫学調査の補助に1人派遣

○ 近畿での鳥インフルエンザ発生状況及び防疫措置状況等 (令和4年度シーズン以降)

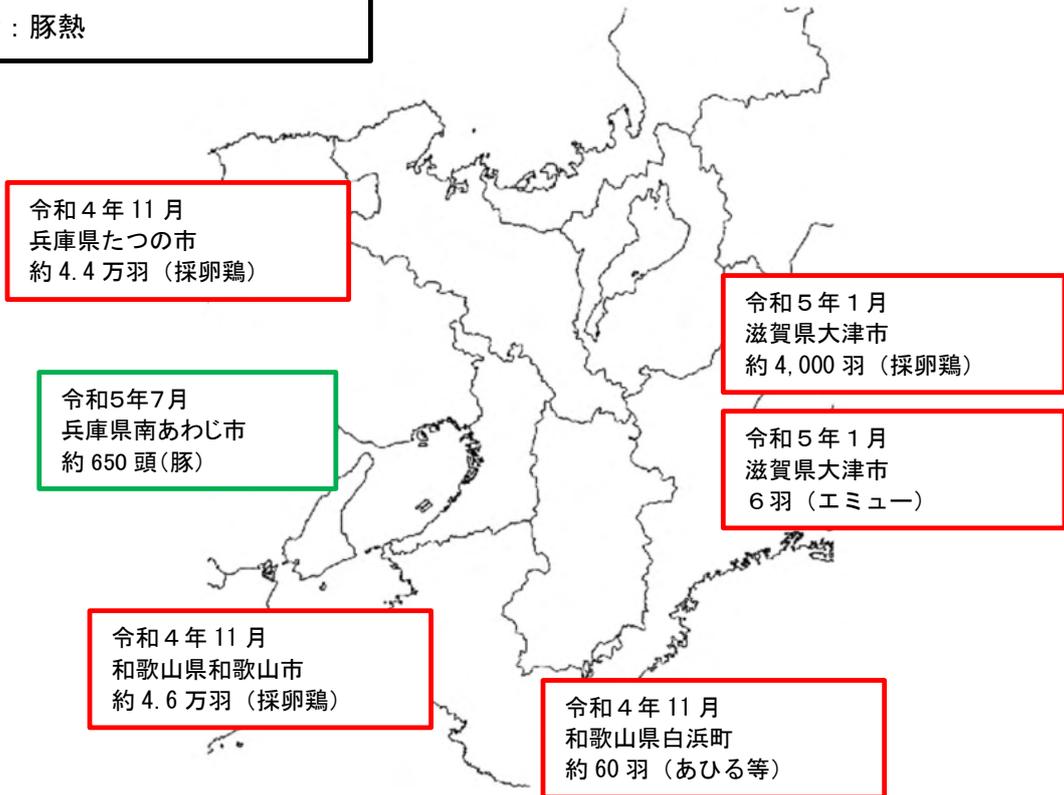
発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況(人数は延べ人数)
和歌山県白浜町 (令和4年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養あひる等約 60 羽をすべて殺処分。 ・疫学調査の補助に2人派遣
兵庫県たつの市 (令和4年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養鶏(採卵鶏)約 4.4 万羽をすべて殺処分。 ・県庁リエゾン を 11 人派遣。 ・疫学調査の補助に2人派遣
和歌山県和歌山市 (令和4年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養鶏(採卵鶏)約 4.6 万羽をすべて殺処分。 ・和歌山県の要請を受け近畿農政局の職員6人が防疫措置を支援するとともに連絡員を3人派遣。 そのほか、県庁リエゾン を 16 人派遣(うち2人は連絡員を兼務)。 ・疫学調査の補助に2人派遣
滋賀県大津市 (令和5年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養鶏(採卵鶏)約 4,000 羽をすべて殺処分。 ・県庁リエゾン を 8 人派遣。 ・疫学調査の補助に2人派遣
滋賀県大津市 (令和5年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養エミュー6羽及び疫学関連農場(同市内)での飼養鶏(採卵鶏)約 40 羽をすべて殺処分。 ・疫学調査は滋賀県が実施

(注1)疫学関連農場とは、発生農場と同一の者が飼養管理を行うなど、ウイルスに汚染された可能性のある農場をいう。

(注2)令和5年度シーズンの発生はなし(令和6年5月31日現在)

○ 近畿での豚熱及び鳥インフルエンザ発生状況（令和4年4月以降）

赤枠：鳥インフルエンザ
緑枠：豚熱

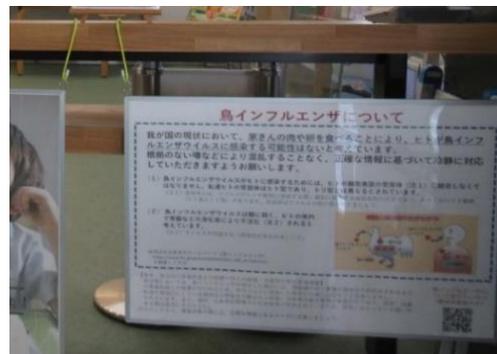


○消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防止柵



(写真：奈良県提供)

○「消費者の部屋」、メルマガや消費者相談を通じた正確な情報提供(写真は、近畿農政局「消費者の部屋」における展示)



(11) 農業を支える農業関係団体

① 農業協同組合

- 農業協同組合は、農業者の共同組織の発展を図るものです。
- 総合農協数は、令和5年度は51農協で25%減少(20年前の平成15年度対比)しましたが、減少率は全国の43%と比べると小さいものとなっています。(図表-1)
- また、近畿における組合員数は、1,415千人(令和4年度)で、前年と比べてほぼ横ばいで推移していますが、平成18年度に正組合員数を准組合員数が上回って以降、その差が広がっており、正組合員数の割合は34%まで低下しています。(図表-2)
- 今後とも、地域の農業を支えるとともに、更なる販売力強化による農業者の所得向上に向けた一層の取組が期待されています。

図表-1 総合農協の推移(府県別・近畿・全国)

(単位:数、%)

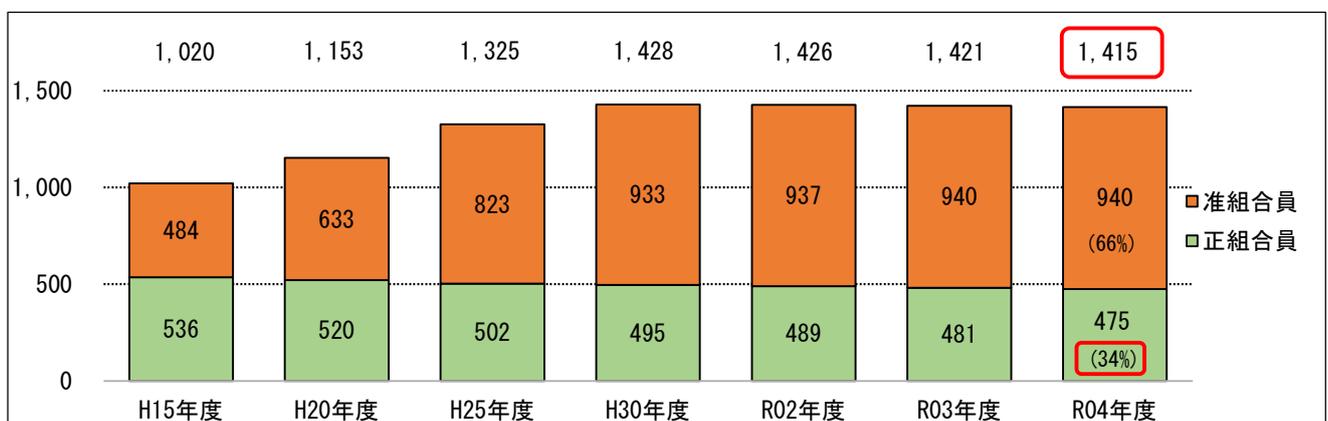
区分	①H15 (2003) 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度	R03 年度	R04 年度	②R5 (2023) 年度	②-① 増減数	増減率
滋賀	16	16	16	16	9	9	9	△7	△44%
京都	7	5	5	5	5	5	5	△2	△29%
大阪	17	16	14	14	14	14	14	△3	△18%
兵庫	15	14	14	14	14	14	14	△1	△7%
奈良	1	1	1	1	1	1	1	0	0%
和歌山	12	11	11	8	8	8	8	△4	△33%
近畿	68	63	61	58	51	51	51	△17	△25%
全国	952	779	731	649	585	563	544	△408	△43%

資料:農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(最新年度:令和5年度)を基に、近畿農政局で作成。

注1:農協数は、信用事業を行う専門農協を含む。 注2:増減率は((②÷①)-1)×100

図表-2 組合員数の推移(近畿)

(単位:千人)



資料:農林水産省「総合農協統計表」(最新年度:令和4年度)を基に、近畿農政局で作成。

② 農業委員会

- 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される行政委員会であり、農地法等の法令業務及び農地等の利用の最適化の推進等に係る業務を担っています。
- 近畿の農業委員会数は、令和4年現在で全国1,697のうち、194です。(図表-1)
- 近畿の農業委員数は2,732人、農地利用最適化推進委員数は1,699人で、合わせて4,431人となっています。(図表-2)
- 農業経営基盤強化促進法等の改正(令和5年4月施行)により、人・農地プランが地域計画として法定化され、農業委員会は、地域の話し合いを通じて目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する目標地図の素案作りを担います。
 今後は、農地利用の最適化を担う組織としてより一層、その重要性が増しています。

図表-1 農業委員会数の推移(全国・近畿・府県別)

委員会数	平成30年	令和元(31)	2	3	4
滋賀	19	19	19	19	19
京都	26	26	26	26	26
大阪	42	42	42	42	42
兵庫	40	40	40	40	40
奈良	37	37	37	37	37
和歌山	30	30	30	30	30
近畿	194	194	194	194	194
全国	1,703	1,703	1,702	1,702	1,697

図表-2 農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の推移(全国・近畿・府県別) (単位:人)

委員数	平成30年		令和元(31)		2		3		4	
	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員
滋賀	320	304	317	304	338	276	337	276	335	276
京都	397	316	391	312	396	310	397	312	393	313
大阪	610	134	609	134	617	134	615	132	612	129
兵庫	586	490	584	489	586	491	582	492	578	489
奈良	449	205	446	201	450	205	449	204	440	204
和歌山	372	288	368	289	371	290	373	289	374	288
近畿	2,734	1,737	2,715	1,729	2,758	1,706	2,753	1,705	2,732	1,699
全国	23,196	17,824	23,125	17,770	23,201	17,698	23,117	17,696	22,995	17,660

資料:農林水産省調べ(数値は、各年10月1日現在)

③ 土地改良区

- 土地改良区は、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織です。
- 土地改良区数は、令和5年度末現在、全国4,095地区のうち近畿では670地区です。(図表-1)
- 近年、合併による組織運営基盤の強化等を図ったことから減少傾向にあります。
- 今後とも土地改良区の組織強化を図ることで、土地改良施設の維持・管理をより適正かつ効率的に行っていく必要があります。

図表-1 土地改良区数の推移(府県別・近畿・全国)

区分	平成15年度末 土地改良区数(A)	令和5年度末 土地改良区数(B)	増減数 (B) - (A)	(参考) 令和5年度末 市町村数
滋賀県	146	120	-26	19
京都府	84	68	-16	26
大阪府	81	77	-4	43
兵庫県	351	263	-88	41
奈良県	89	83	-6	39
和歌山県	73	59	-14	30
近畿	824	670	-154	198
全国	6,354	4,095	-2,259	1,724

資料：近畿農政局農村振興部土地改良管理課調べ

4 農村の振興

(1) 社会的変化に対応した取組

① 農村の人口、仕事、暮らしの現状

- 近畿の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約5割を占めています。一方、人口は、都市的地域が1,857万人と全体の9割が都市部に集中しています。(図表-1)
- 平成27年から令和2年までの5年間における65歳以上人口の割合を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化が進行しています。(図表-2)
- このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表-1 農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数(近畿)(令和2年)

農業地域類型区分	面積(千ha)		人口(万人)			農業集落数		
	面積	割合(%)	人口	割合(%)	割合(%)	集落数	割合(%)	
都市的地域	85	39.0 (27.7)	1,857	90.4 (82.8)	3,337	30.9 (21.5)		
平地農業地域	20	9.2 (28.2)	28	1.4 (4.6)	1,562	14.5 (24.4)		
中間農業地域	92	42.2 (35.1)	134	6.5 (10.1)	3,390	31.4 (34.7)		
山間農業地域	22	10.1 (9.0)	35	1.7 (2.4)	2,506	23.2 (19.4)		
近 畿	218	100.0 (100.0)	2,054	100.0 (100.0)	10,795	100.0 (100.0)		

資料: 農業地域類型は農林水産省「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改訂)」。面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付面積」、人口は総務省「令和2年国勢調査」を基に近畿農政局で作成。農業集落数は農林水産省「2020年農林業センサス」。

注1: 数値は表示単位で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

2: 農業地域類型区分の面積及び人口は新市町村別、農業集落は旧市町村別の農業地域類型により算出した。

3: 割合欄の()は全国の割合である。

図表-2 農業地域類型区分別の65歳以上人口の割合

単位: %

区 分	全国	近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
都市的地域	平成27年	25.3	26.3	22.8	26.8	26.1	26.2	27.6	29.5
	令和2年	27.1	28.0	25.0	28.7	27.4	28.3	30.5	31.2
	差(ポイント)	1.8	1.7	2.2	1.9	1.3	2.1	2.9	1.7
平地農業地域	平成27年	29.5	27.0	24.6	nc	nc	29.9	nc	29.9
	令和2年	33.3	30.4	27.2	nc	nc	33.2	nc	36.9
	差(ポイント)	3.8	3.4	2.6	nc	nc	3.3	nc	7.0
中間農業地域	平成27年	32.7	31.4	27.5	35.7	35.8	31.3	35.5	31.6
	令和2年	36.1	34.7	30.4	38.7	41.4	34.4	40.9	34.5
	差(ポイント)	3.4	3.3	2.9	3.0	5.6	3.1	5.4	2.9
山間農業地域	平成27年	36.7	36.8	33.0	35.9	40.8	34.7	47.2	38.6
	令和2年	40.4	40.3	35.2	38.8	45.5	38.8	51.7	41.7
	差(ポイント)	3.7	3.5	2.2	2.9	4.7	4.1	4.5	3.1

資料: 総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成。

注1: 年齢不詳人口を除く。

2: 表中の「△」は負数、「nc」は計算不能を表す。

② 農山漁村地域づくりホットライン

- 農林水産省では、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（農村計画課及び各府県拠点）しています。
- 農山漁村で地域づくりに取り組むみなさんからの相談を受け付け、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図るため、下記のような支援を行い、地域づくりを応援します。

<ホットラインでの主な支援内容>

- (ア) 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
 - (イ) 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
 - (ウ) 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- ※ 本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

<相談内容のイメージ>



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



農村×福祉（農福連携）

- ① 中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ② 地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化 など



地域のビジョンづくり



地域内交通の確保・維持



配食サービス

- ① 地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
- ② 地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保
例：情報通信環境や地域内交通の確保 など



地域運営組織の形成



関係人口の創出



地域内外の若者の雇用

- ① 地域を持続的に支える体制づくり
- ② 関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③ 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など

- 「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください
<http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chiikihotline.html>

(2) 中山間地域の農業の振興

① 中山間地域の農業

- 近畿の中山間地域は土地面積で約6割、耕地面積では約5割を占めており（図表－1）、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
- 他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性ととも人口減少・高齢化等から集落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です。
- 近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

図表－1 中山間地域の主要指標（近畿）（令和2年）

区 分	近 畿			(参考) 中山間地域の 割合(全国)
	中山間地域	割合(%)		
人 口 (万 人)	2,054	169	8.2	12.5
総 農 家 数 (千 戸)	182	82	45.1	44.6
総 土 地 面 積 (千 ha)	2,735	1,684	61.6	64.4
耕 地 面 積 (千 ha)	218	114	52.3	44.1

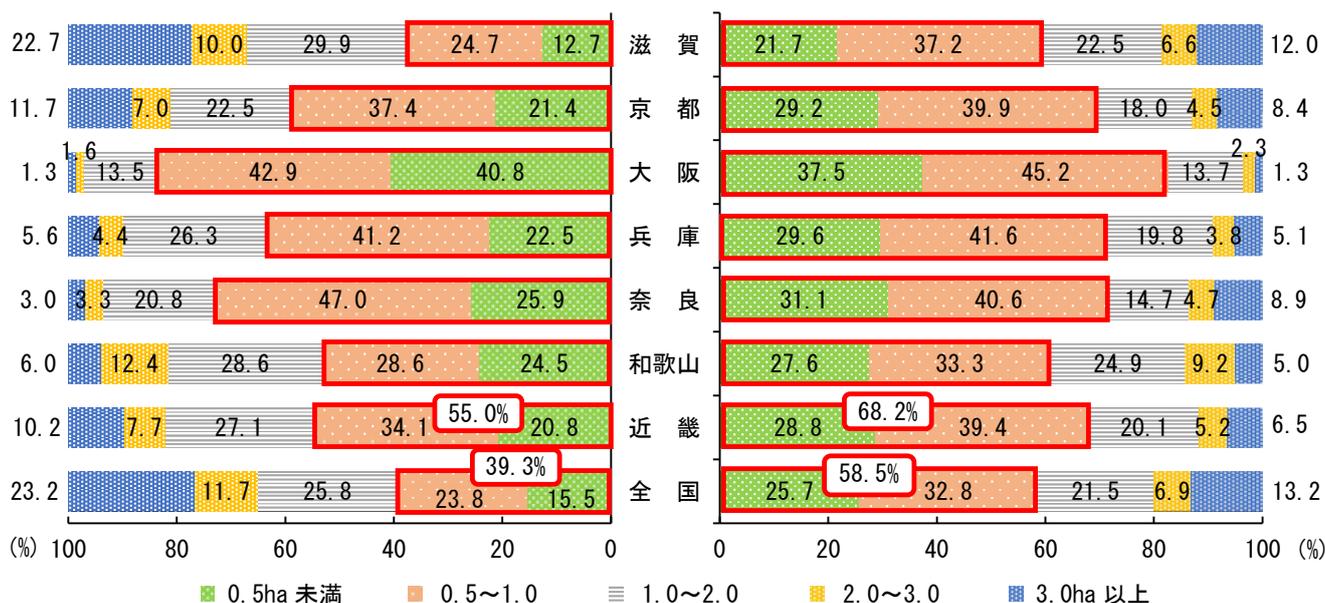
資料：総務省「令和2年国勢調査」、国土地理院「令和2年全国都道府県市町村別面積調」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「令和2年耕地及び作付面積」

注：中山間地域は農業地域類型区分(令和5(2023)年3月2日改訂)のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したものの。

図表－2 中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合（令和2年）

(平地農業地域)

(中山間地域)



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

注：割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 棚田地域の振興

- 棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成など多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。
- 令和元年6月に「棚田地域振興法」が成立し、「指定棚田地域」の指定、「指定棚田地域振興協議会」の設立、「指定棚田地域振興活動計画」の策定と国による認定のステップを踏んだ上で、当法による支援が活用されています。
- 令和4年2月には、棚田百選の後継となる「つなぐ棚田遺産」を認定し、棚田地域の振興に関わる取り組みを積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解の促進を図っています。全国で271地区が認定され、このうち近畿では33地区が認定されています。

近畿管内の指定棚田地域

滋賀県	13	仰木村	仰木の棚田	剣熊村	野口棚田 他
		西庄村	石庭棚田	百瀬村	森西棚田
		小松村	鶺鴒川棚田	高島町	伊黒棚田 他
		大野村	今郷棚田	金勝村	観音寺棚田 他
		西大路村	蔵王棚田 他	東桜谷村	杣・杉棚田
		朽木村	市場棚田	南比都佐村	下迫棚田 他
		石部町	東寺棚田		
京都府	6	京都市	越畑の棚田 他	上宮津村	小田七区の棚田
		世屋村	上世屋棚田 他	普賢寺村	水取 他
		千歳村	中棚田 他	河守上村	毛原の棚田
大阪府	4	西別院村	牧の棚田	白木村	平石の棚田
		清溪村	高山	加賀田村	石仏の棚田
兵庫県	7	口大屋村	宮垣棚田	神戸市	中地区の棚田
		長尾村	上上津の棚田	建屋村	長野の棚田 他
		熊次村	別宮清水・大町田の棚田 他	奥谷村	飯見の棚田
		松井庄村	岩座神の棚田		
奈良県	6	新庄町	葛城山麓地域の棚田	高市村	稲淵棚田 他
		忍界村		大柳生村	阪原の棚田 他
		平群村	平群町の棚田等	初瀬町	吉隠の棚田
和歌山県	5	紀見村	芋谷の棚田	小川村	中田の棚田
		八幡村	あらぎ島 他	色川村	口色川 他
		安諦村	沼谷の棚田 他		
近畿	41				

※ 第1回（R1.12）～第22回（R6.4）までの指定状況



つなぐ棚田遺産

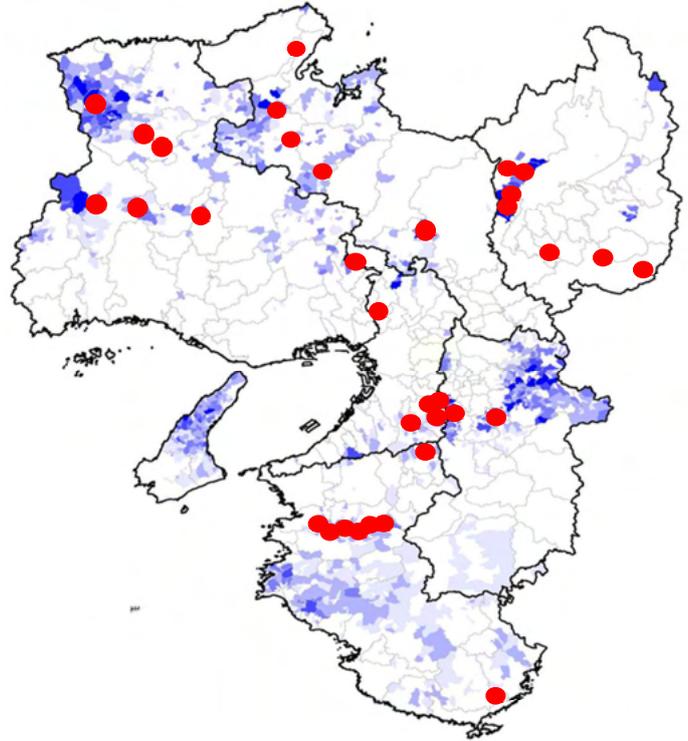
～ ふるさとの誇りを未来へ～



▲和歌山県有田川町「あらぎ島」

●：つなぐ棚田遺産

※青は棚田分布図



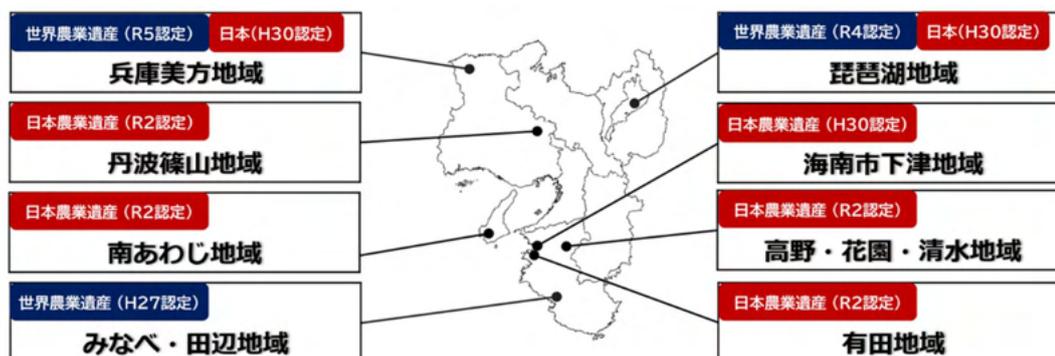
近畿地域のつなぐ棚田遺産の認定地区

	地域数	市町村	棚田の名称	市町村	棚田の名称
滋賀県	7	高島市	畑の棚田	大津市	上仰木棚田
			鵜川の棚田		仰木、平尾の棚田
		甲賀市	今郷棚田	栗東市	走井棚田
			山女原の棚田		
京都府	4	京都市	宕陰 越畑・柹原の棚田	福知山市	毛原の棚田
		宮津市	上世屋・松尾の棚田	京丹後市	袖志の棚田
大阪府	5	能勢町	長谷の棚田	千早赤阪村	下赤坂の棚田
		河南町	持尾の棚田	河内長野市	惣代の棚田
			平石の棚田		
兵庫県	7	宍粟市	山田の棚田	養父市	別宮の棚田
			飯見の棚田		能座の棚田
		多可町	岩座神の棚田		宮垣の棚田
		香美町	うへ山		
奈良県	2	明日香村	稲渕棚田	忍界村・新庄町	葛城山麓地域の棚田群
和歌山県	8	有田川町	上湯・あらぎ島	有田川町	沼谷「天空の棚田」
			沼の棚田・段々畑		杉野原の棚田
			久野原の棚田	橋本市	芋谷の棚田
		紀美野町	中田の棚田	那智勝浦町	色川の棚田群
近畿	33				

③ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域

- 「世界農業遺産」・「日本農業遺産」は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度です。
- 近畿では、滋賀県琵琶湖地域、兵庫県兵庫美方地域、和歌山県みなべ・田辺地域の3地域が世界農業遺産に、7地域が日本農業遺産に認定されています。（図表－1、2）
- 認定を契機として、様々な行事等が行われており、地域の活性化にも貢献が期待されます。

図表－1 近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域一覧



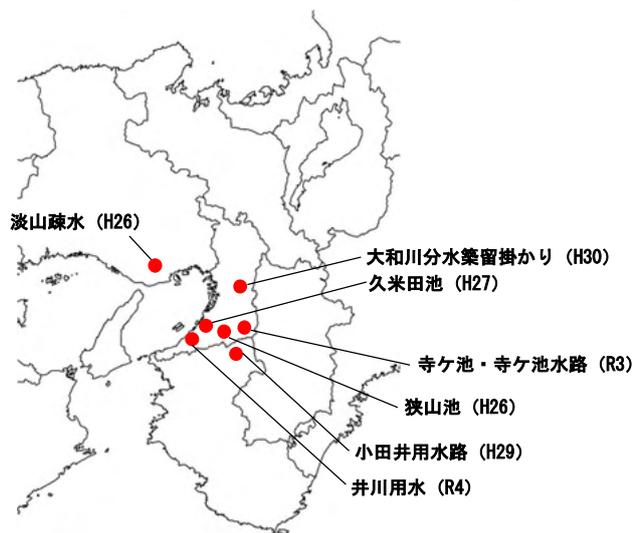
図表－2 近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

地 域 名	内 容	
【世界農業遺産】【日本農業遺産】 滋賀県琵琶湖地域 「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」	水田営農に支えられながら発展してきた琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心としたシステムであり、千年の歴史を有するエリ漁や独特の食文を継承。	
【世界農業遺産】【日本農業遺産】 兵庫県兵庫美方地域 「兵庫美方地域の但馬牛システム」	全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の草原や棚田の維持にも貢献。	
【日本農業遺産】 兵庫県丹波篠山地域 「丹波篠山の黒大豆栽培～ムラが支える優良種子と家族農業～」	水不足を克服するため、一部の農地に導水しない「犠牲田」を設けて畑作を実施。300年前から黒大豆栽培が行われてきた過程で「乾田高畝栽培技術」や選抜育種による優良品種種子生産方式を確立し、黒大豆の主要産地として発展。	
【日本農業遺産】 兵庫県南あわじ地域 「南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム」	島嶼特有の限られた農地と水資源を最大限活用し、水稲とたまねぎの二毛作や畜産と連携した農業を営み、品質の高いたまねぎ生産と、独自の出荷体制により、ブランドを形成。たまねぎ小屋や長屋門が点在する特徴的なランドスケープも形成。	
【世界農業遺産】 和歌山県みなべ・田辺地域 「みなべ・田辺の梅システム」	養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。	
【日本農業遺産】 和歌山県海南市下津地域 「下津蔵出しみかんシステム」	園地に設置した貯蔵庫でみかんを熟成させる技術が約 300年前から受け継がれ、みかん栽培発祥の地という伝承があり、みかんに関連した独自の文化を形成。	
【日本農業遺産】 和歌山県高野・花園・清水地域 「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」	約 1200 年前から、物資調達が困難な高野山で、100 を超える木造寺院を維持するための「高野六木制度」を実施。有田川で繋がる花園・清水地域では仏花や多様な植物の栽培等により高野山の需要にも応え、集落が発展。	
【日本農業遺産】 和歌山県有田地域 「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」	400 年以上にわたり、生産者自ら優良品種の探索、苗木生産による産地形成、多様な地勢・地質に応じた技術開発及び「蜜柑方」を起源とする多様な出荷組織が共存し、産地全体で「有田みかん」ブランドを形成。	

④ 世界かんがい施設遺産認定地域

- 「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会（ICID、International Commission on Irrigation and Drainage）が認定するものです。
- 近畿では、7つの農業水利施設（大阪府5施設、兵庫県1施設、和歌山県1施設）が認定されています。（図表－1、2）
- 認定により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

図表－1 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域一覧



図表－2 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内 容
H26	狭山池 〔大阪府・大阪狭山市〕	狭山池は1,400年前に築造された日本で最も古い人工的なため池。日本最古の歴史書にも記載。狭山池の水利システムの歴史は日本におけるかんがいシステムの開発・改修の歴史。近年の改修の際には、木樋や歴史的遺構が数多く発見。 
H26	淡山疎水 〔兵庫県・神戸市他〕	西洋から積極的に取り込んだ新技術で近代のかんがいネットワークを構築。81個所に及ぶため池なども活用しつつ、安定した稲作経営を実現。また近年では、地域の開発の歴史が小学校の副読本に掲載。 

年度	地 域 名	内 容
H27	久米田池 〔大阪府・岸和田市〕	<p>久米田池は「奈良の大仏」で有名な行基が地域の人々と一緒に天皇に請願し、725年から14年の歳月をかけ、完成。堤防は、粘土質と砂れきを交互につき固めて作ったが、両層の間に木の葉を挟む「敷葉工法」を採用。この工法は東南アジアとの技術交流によるもの。</p> 
H29	小田井用水路 〔和歌山県・橋本市他〕	<p>1710年、紀の川右岸の河岸段丘に建設され、水不足に悩む広大な河岸段丘を豊かな水田に変えた。いくつもの河川との交差を、渡井（水路橋）や伏越（サイフォン）の立体交差で克服。大畑才蔵が導入した正確な水準測量と先端技術は、その後の日本の新田開発に貢献する「紀州流」の基礎となった。</p> 
H30	大和川分水築留掛かり 〔大阪府・柏原市他〕	<p>大和川の付け替えに伴い建設された長瀬川・玉串川を指す。綿の大産地となり、加工品「河内木綿」による商業の発展にも貢献。受益75箇村すべてを構成員とした「築留樋組」による大規模で細やかな維持管理が行われていた。近年、都市化が進む中、かんがい施設としてだけでなく貴重な水空間として、非農家や子供も協力して維持管理。</p> 
R3	寺ヶ池・寺ヶ池水路 〔大阪府・河内長野市〕	<p>1649年、水源となる石川から8.2kmの水路を引き、この地にあった小さな池を自然の地形を利用しながら、大きなため池へと拡大することで新田開発が行われた。これにより、地域の石高は6.72石から615.47石へ約100倍に増加。</p> 
R4	井川用水 〔大阪府・泉佐野市〕	<p>井川用水は、櫻井川から取水し、最後は十二谷池へと流れ込む全長約2.9キロメートルの用水路である。当時まだ荒野であった日根野地区の開墾に重要な役割を果たしてきたとされるが、成立時期には諸説あり、1316年に描かれた「日根荘日根野村荒野開発絵図」には、開墾の様子や井川の終着点である十二谷池が描かれている。</p> 

⑤ 農地の有効利用や粗放的な利用による取組

- 人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により維持管理が困難となる農地（荒廃農地）の増加が懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取組ではなく地域全体の課題として取り組んでいただくことが重要です。
- このため、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効利用や、農地の粗放的利用を行う取組について支援する事業として、令和5年度に従来の対策を拡充した「最適土地利用総合対策」が創設され、近畿でも取組が始まっています。

【農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策】における支援

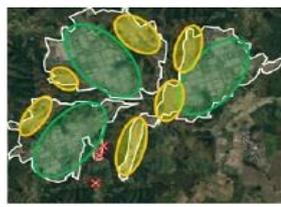
1 地域の土地利用の概略構想から実証的な取組：ソフト事業

本格的に事業に取り組む前に、地域の話合いによる土地利用の概略構想を作成した上で、地域の負担なしに地域に適した粗放的な取組の実証（お試し）ができます。

計画づくりに必要な経費、農地の粗放的な利用の実証に必要な経費（蜜源・景観作物の種、家畜レンタル代、植林のための苗、省力機械のリース代等）への助成があります。



【話し合い】



【概略地図】



【景観作物】



【省力機械】

2 土地利用構想策定から粗放的土地利用の実践：ソフト+ハード事業

実証的な取組を踏まえた地域の話合いにより土地利用構想を作成した上で、荒廃農地を解消して粗放的な利用が継続できるように支援します。ソフト事業としては、計画づくりや農地の粗放的な利用に必要な経費、ハード事業としては、荒廃農地の解消に必要な経費（刈払・伐根、耕起・整地、放牧のための電気牧柵、法面保護工等）への助成があります。



【土地利用構想図】



【整地・耕起】



【電気牧柵】



【法面保護工】

- 「最適土地利用総合対策」の詳しい内容については、こちらをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitchiriyu.html>

(3) 農山漁村の地域資源の活用と農業の多様な分野との連携

① 農山漁村発イノベーション対策

○ 農山漁村発イノベーション対策は、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等をソフト、ハード等のメニューにより支援するものです。(図表)

・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）による事業内容

1 農山漁村発イノベーション推進事業（ソフト事業）

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等の支援
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等の支援
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組の支援
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の取得、専門人材の育成等を支援

2 農山漁村発イノベーション整備事業（ハード事業）

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備の支援
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備の支援
- ③ 農福連携に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備の支援

図表 事業イメージ



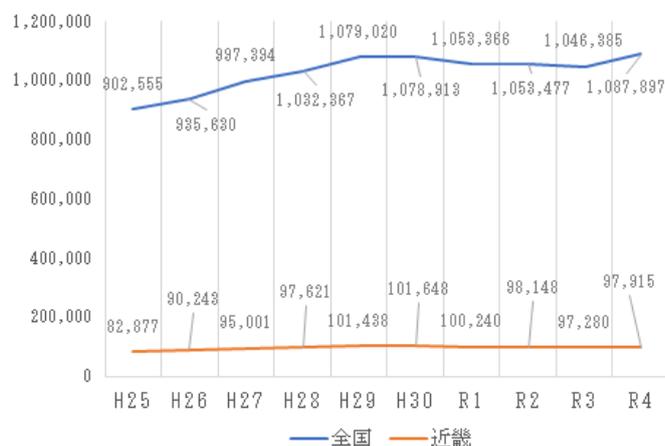
② 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出

- 農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め農林漁業者の所得向上に資するため農林漁業の6次産業化を推進してきましたが、令和4年度からは6次産業化を発展させた「農山漁村発イノベーション対策」に取り組んでいます。
- 六次産業化・地産地消費に基づき農林漁業者の経営改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業計画の認定件数は近畿では389件（令和6年4月末現在）、うち、兵庫県は117件で北海道に次ぐ全国2位の認定件数となっています。（図表－1）
- 一方、全国の農産物直売所の年間販売金額は約1兆879億円、近畿ではその9.0%に当たる約979億円を販売しています。（図表－2）また、近畿の農産物直売所の1事業体当たりの年間販売金額は5,660万円と、全国の4,861万円を上回っています。（図表－3）

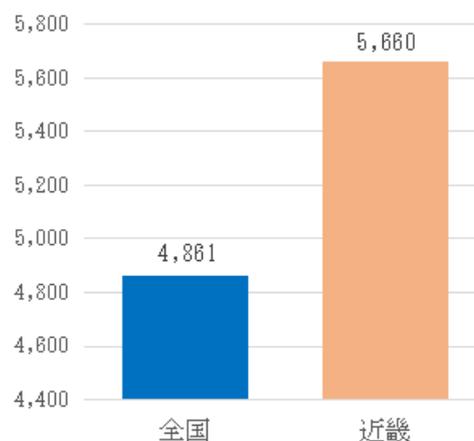
図表－1 近畿における総合化事業計画の認定件数（令和6（2024）年4月末日現在）

区 分	総合化事業計画 の認定件数	うち、		
		農畜産物関係	林産物関係	水産関係
滋 賀	69	64		5
京 都	49	42	6	1
大 阪	41	35	2	4
兵 庫	117	108	2	7
奈 良	43	39	3	1
和 歌 山	70	65		5
近 畿	389	353	13	23
全国（参考）	2,642	2,340	105	197

図表－2 直売所の年間販売金額（百万円）



図表－3 1事業体当たりの年間販売金額（万円）



③ 農福連携の取組状況

- 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組を進めています。
- 農業法人や社会福祉法人に対し、農山漁村振興交付金（農福連携型）により、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、生産・加工・販売施設の整備等を支援しています。
- 近畿農政局では、「近畿農福連携ネットワーク」の設立による情報の共有、参加者相互の連携・交流や、厚生労働省との共催による「近畿ブロック農福連携セミナー」の開催などに取り組んでいます。
- 令和2年度から農福連携等応援コンソーシアム主催による「ノウフク・アワード」が実施されており、近畿で先進的に農福に取り組んでいる社会福祉法人等 13 団体が受賞しています。（令和5年度現在）

- 近畿の農福連携に関する詳しい内容や取組事例はこちらを御覧下さい。

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html>

【近畿の令和5年度「ノウフク・アワード」受賞団体】

奈良県奈良市

グランプリ

社会福祉法人青葉仁会

- ・ 農業のほか、加工業、販売業などの様々な業種の作業を通じて障害者の成長や経済的自立を支援し、40名以上が一般就労に移行
- ・ 過疎化が進む地域においてカフェ、レストラン、観光農園の運営、廃校の活用など、多角的に事業を展開

京都府京都市

優秀賞

株式会社しんやさい

- ・ 職業訓練により正規雇用ステップアップした障害者が、ジョブコーチの資格を取得し、若手障害者の指導を実施

大阪府高槻市

チャレンジ賞

特定非営利活動法人たかつき

- ・ 認知症高齢者や要介護高齢者の生きがいづくりや、健康維持、増進に向けた園芸療法を実施

奈良県橿原市

チャレンジ賞

一般財団法人かがやきホーム

- ・ 奈良県が設立した更生支援施設で、刑務所出所者を雇用し、森林組合等で研修を実施

- 農林水産省ホームページでは、全国の「ノウフク・アワード」受賞団体の取組事例がご覧いただけます。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html>

④ 農泊の取組状況

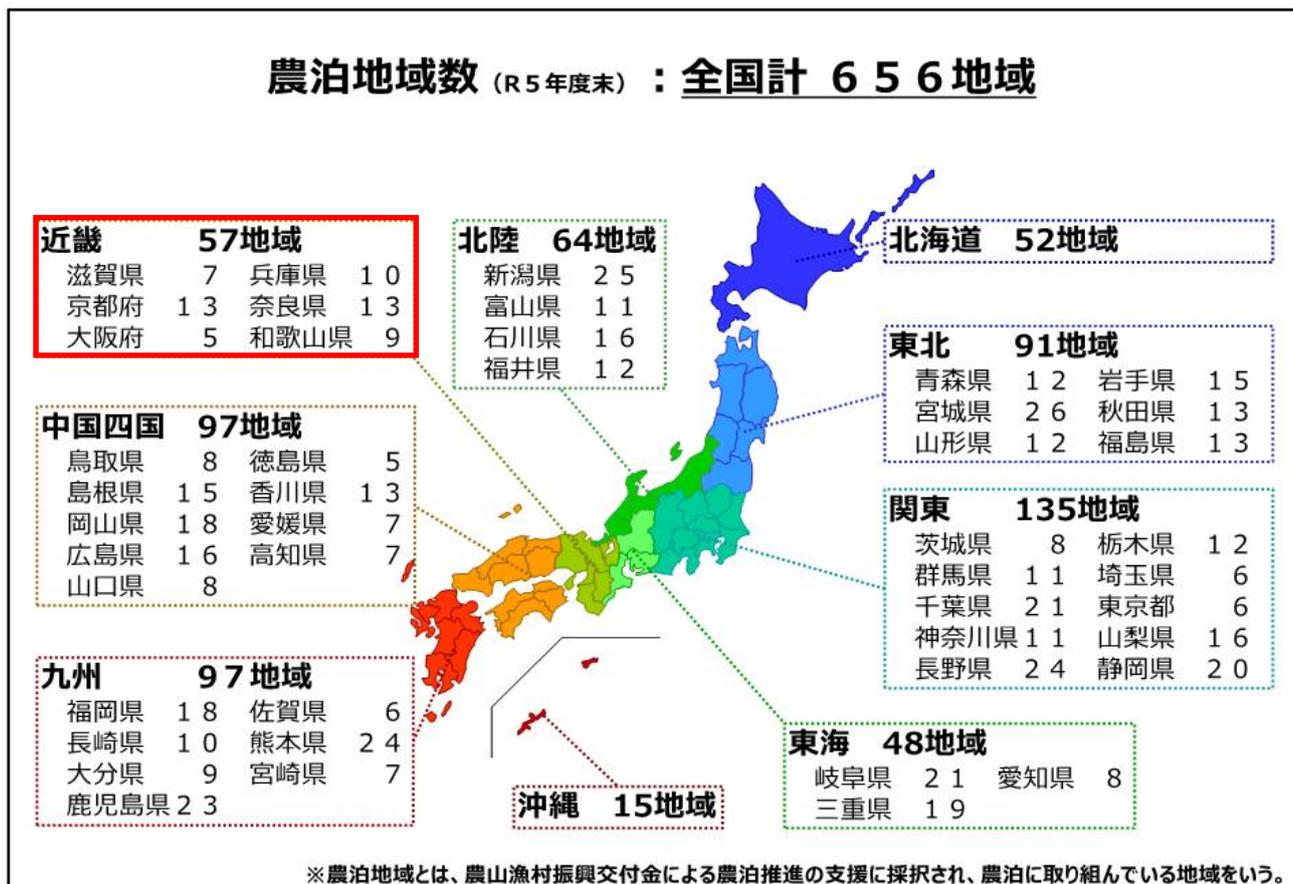
- 自然体験や農山漁村への関心が高まる中、国内外の観光客を農山漁村に呼び込むことで地域の所得向上と活性化等を図ることを目的に、農山漁村地域に宿泊し、豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」＝「農泊」を推進しています。
- 農泊に取り組む地域に対し、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）により、地域が一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、農泊の推進を担う人材の活動や古民家等を活用した滞在施設の整備等を支援しています。
- 農泊地域（農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域）は、全国で656地域、うち近畿は57地域となっています。（図表）
- 令和7年度に開催される大阪・関西万博を契機とした農村地域へのインバウンドの拡大を図るため、農業体験・観光農園、農泊等農業体験コンテンツの万博観光ポータルサイトへの登録の誘導や留学生・大学生のサポートに係る取組を進めています。

- 近畿の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/kyousei/nouhaku/nouhaku.html>

図表 農泊地域数（令和5年度末）

資料：農林水産省調べ



(4) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

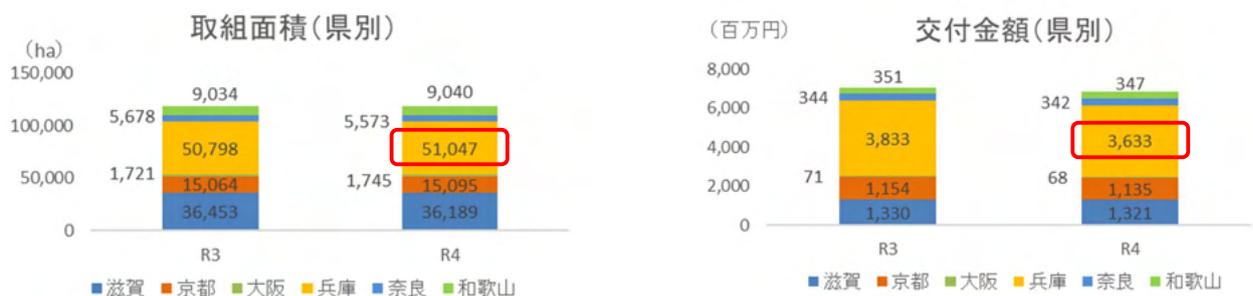
① 多面的機能支払交付金

- 農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。
- 令和4年度の近畿146市町村において、農地維持支払の取組面積は、約11.9万ha(対前年度約60ha減)。多面的機能支払交付金額は、6,846百万円(対前年度2.4百万円減)となっています。これは、全国と比べると取組面積で5%程度、交付金額で7%程度となっています。(図表-1)
 また、県別でみると、近畿では兵庫県の取組が進んでおり、面積で約51千ha、交付金額で3,633百万円となっています。(図表-2)
- 農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く82%(令和4年)となっており、全国2位です。(図表-3)

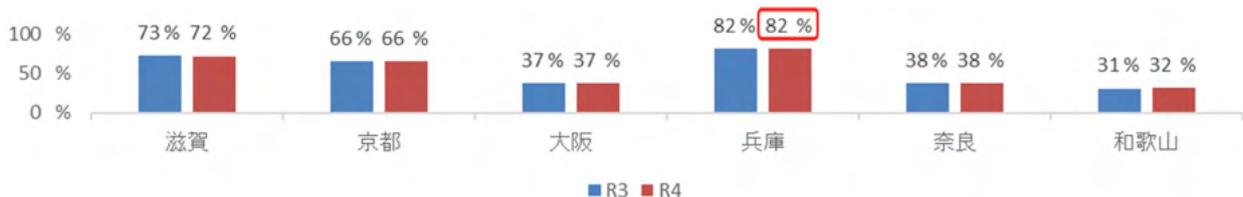
図表-1 取組面積及び交付金額の推移(全国・近畿)



図表-2 取組面積及び交付金額の推移(県別)



図表-3 農振農用地カバー率の推移(県別)

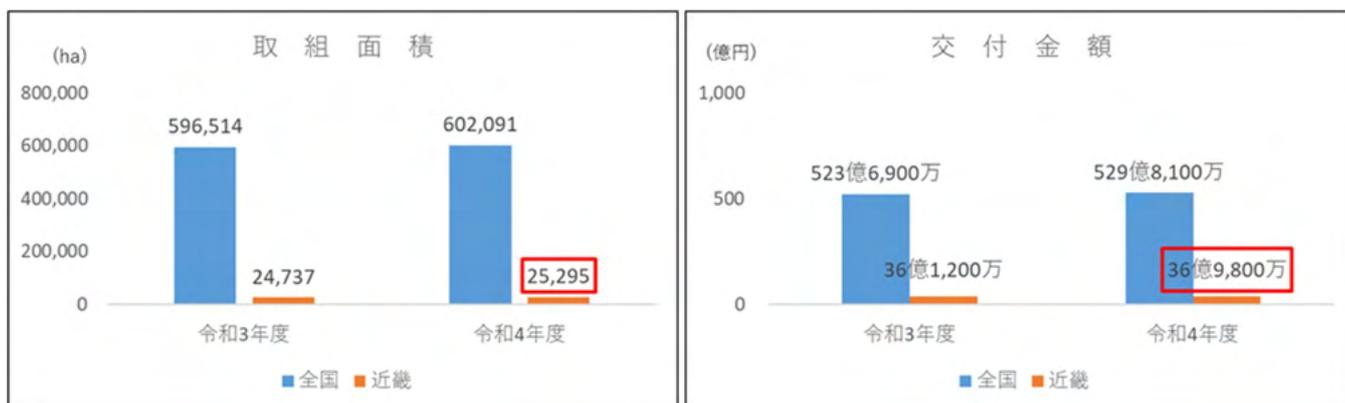


資料：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

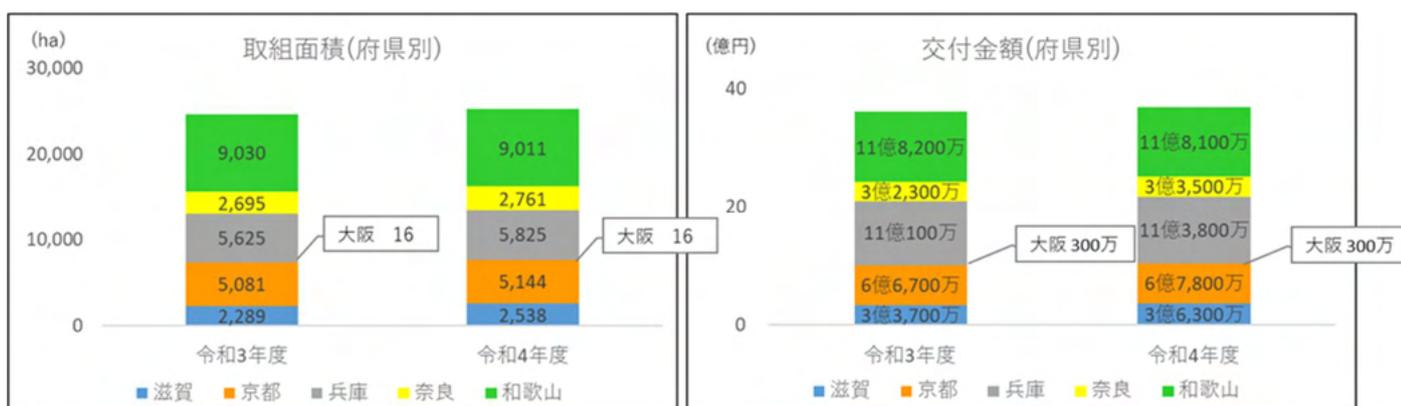
② 中山間地域等直接支払交付金

- 農林水産省では、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続していただくため、中山間直接支払交付金により、地域の実情に応じた幅広い活動を支援しています。
- 令和4年度の近畿における取組面積は、2万5,295ha（対前年度558ha増）。交付金額は、36億9,800万円（対前年度8,600万円増）です。これは、全国と比べると取組面積で4%程度、交付金額で7%程度となっています。（図表－1）。
- 府県別に見ると、和歌山県（9,011ha）が最も多く、次いで、兵庫県（5,825ha）、京都府（5,144ha）の順となっています。（図表－2）

図表－1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額の推移（府県別）



資料：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

- 近畿の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

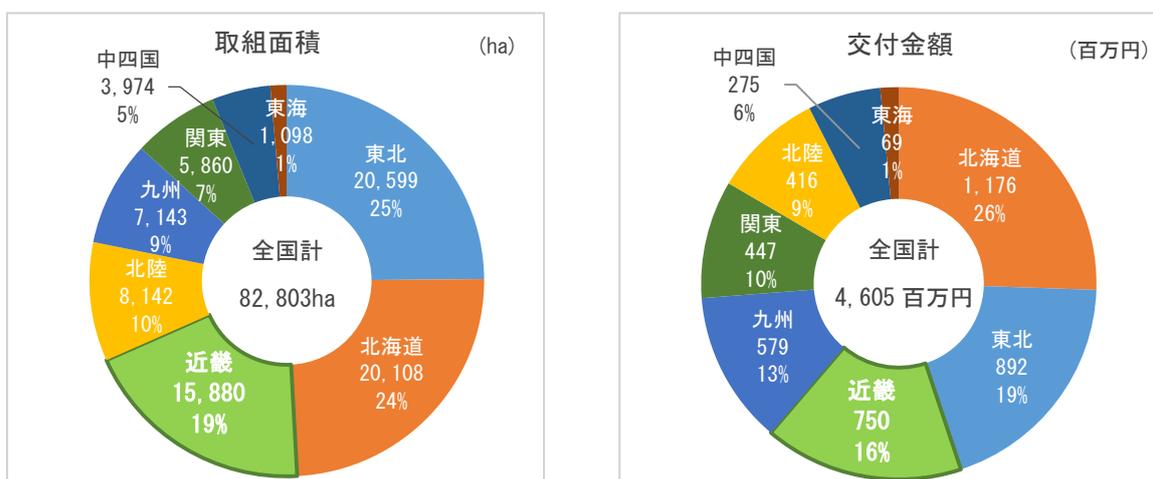
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html>

③ 環境保全型農業直接支払交付金

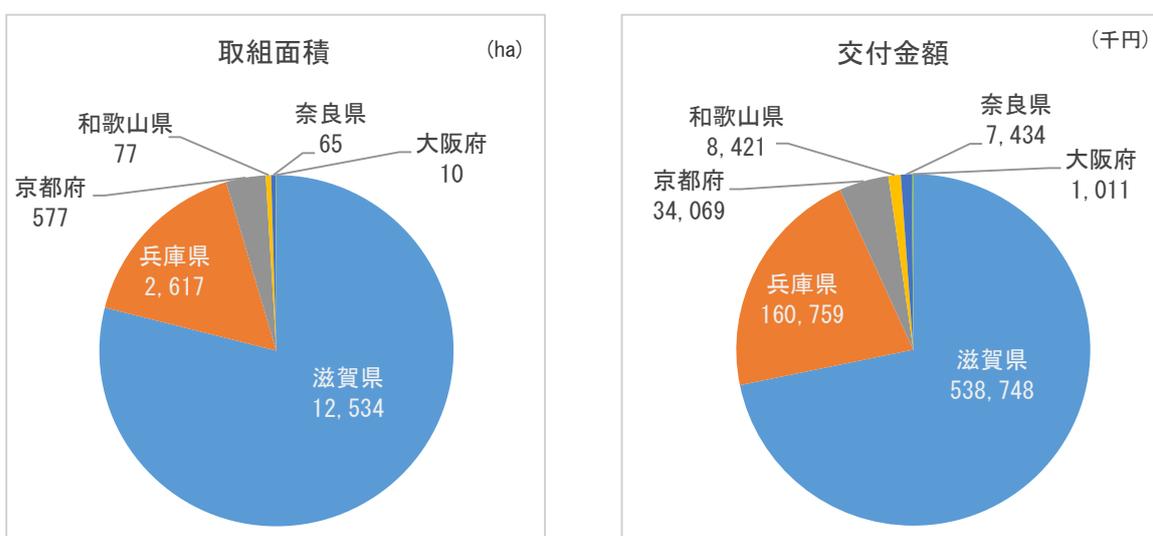
- 令和4年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は15,880ha（全国：82,803ha）と全国の約19%を占めています。交付金額は、全国計約46億500万円に対し、近畿は約7億5,000万円です。（図表－1）
- 近畿における取組面積のうち、滋賀県が12,534haと約79%を占めています。それに伴い、交付金額も5.4億円と約72%を占めています。（図表－2）
- 滋賀県は環境保全型農業直接支払交付金を県の施策である「環境こだわり農業※」の取組と一体的に推進しています。

※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

図表－1 取組面積及び交付金額（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額（県別）

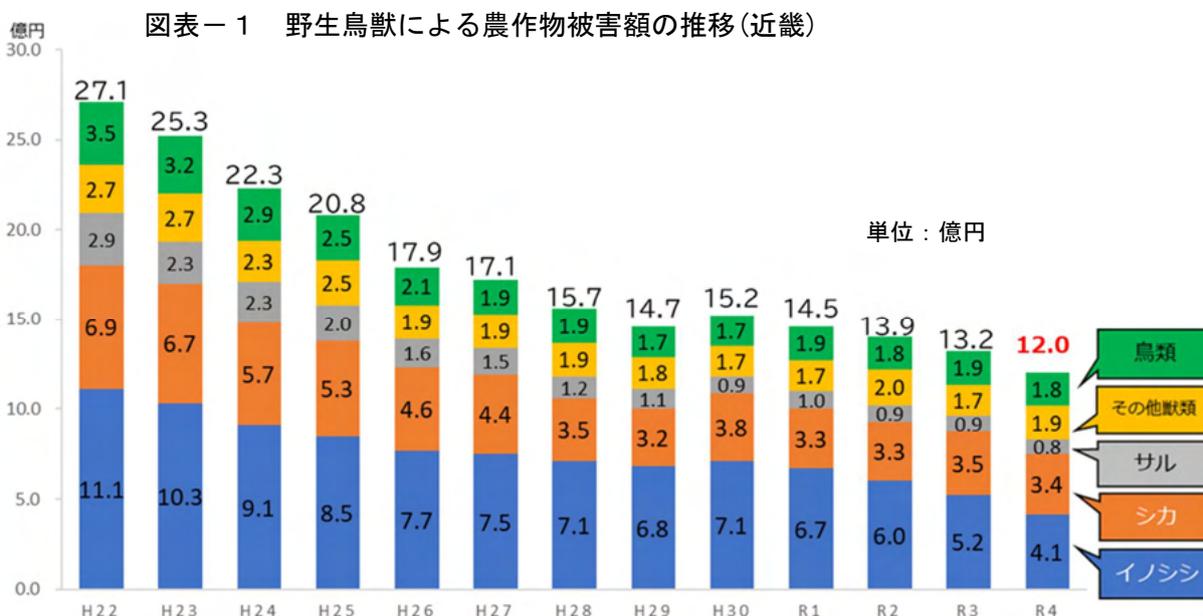


資料：農林水産省農産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

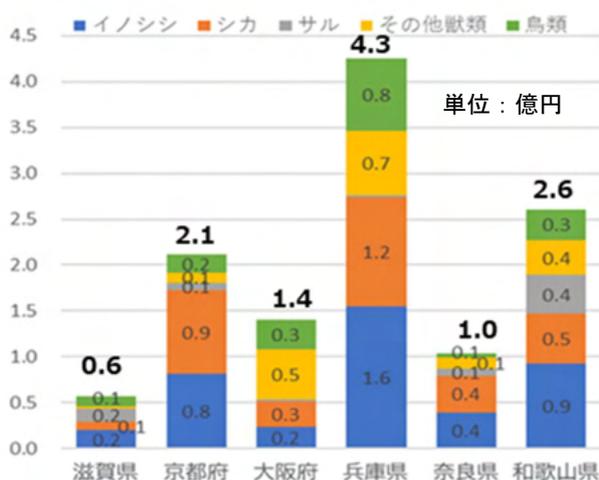
(5) 鳥獣被害への対応

① 鳥獣被害の現状

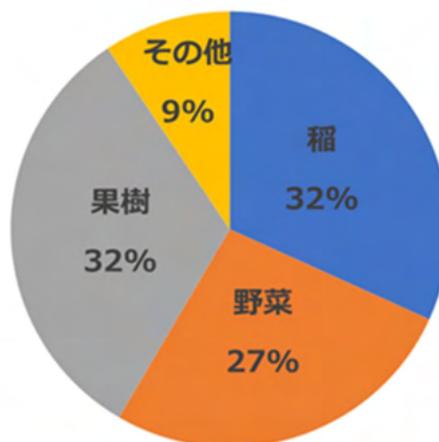
- 令和4年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約12.0億円(全国156億円の約8%)で、平成22年度をピークに減少傾向にあります。営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしており、全体の約6割がイノシシ、シカによるものです。(図表-1)
- 府県別の被害額は、兵庫県が4.3億円と大きく、次いで和歌山県2.6億円、京都府2.1億円の順です。(図表-2)
- 作目別では、稲、果樹、野菜の順となっています。(図表-3)



図表-2 野生鳥獣による農作物被害額(府県別・令和4年度)



図表-3 野生鳥獣による作目別被害割合(令和4年度)



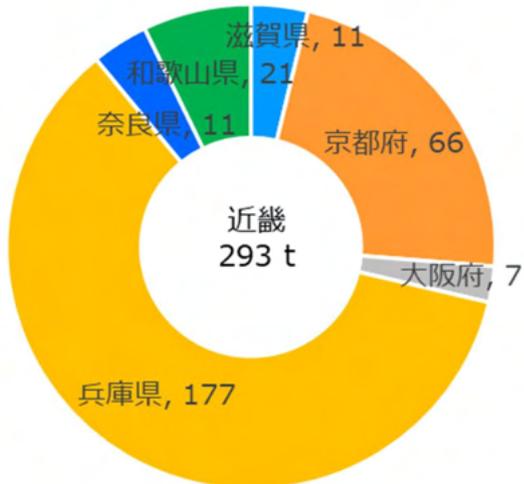
資料：農林水産省調べ

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

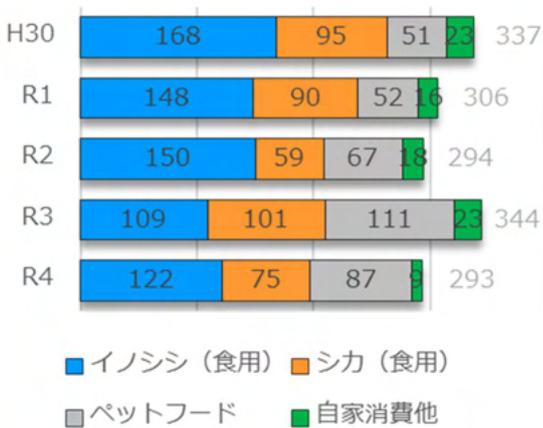
② 野生鳥獣のジビエ利用

- 野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用する動きが広がっています。
- 近畿の利用量は全国の14%を占めており、令和4年度のジビエ利用量は293 tです。（図表－1）
- 食肉として利用したものは、ほとんどがイノシシ及びシカですが、近年ペットフードが増加傾向にあります。（図表－2）
- ジビエ利用量を府県別にみると、兵庫県が最も多く、次いで京都府、和歌山県の順となっています。（図表－3）

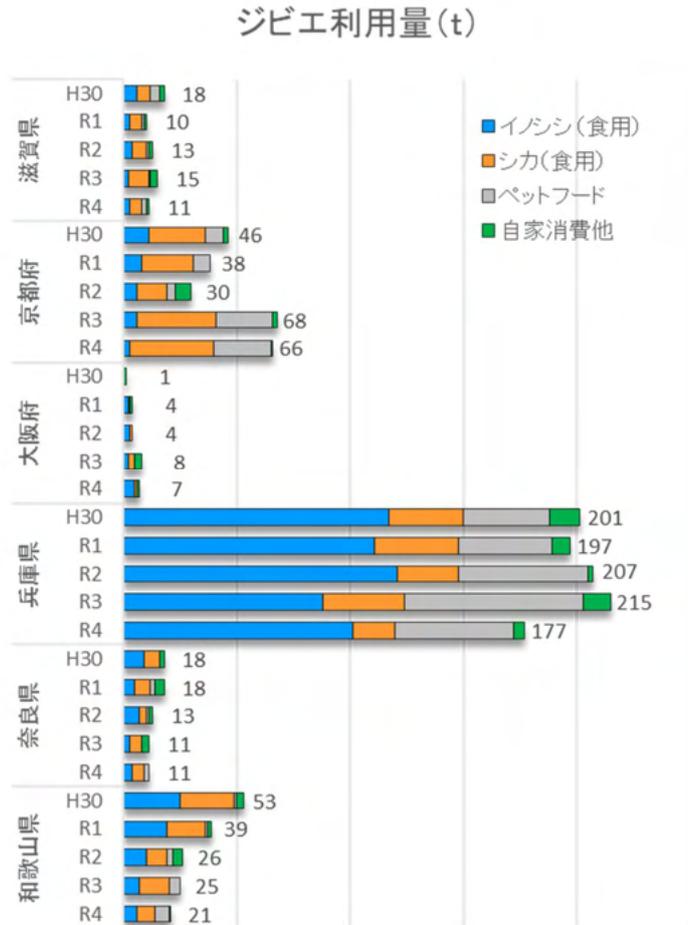
図表－1 令和4年度 ジビエ利用量



図表－2 ジビエ利用量の推移



図表－3 府県別ジビエ利用量の推移



資料：農林水産省統計部『令和4年度野生鳥獣資源利用実態調査』

(6) 都市農業の振興

- 都市農業は、①新鮮な農産物の都市住民への供給、②身近な農作業体験や交流の場の提供、③災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。
- 農林水産省では、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくため、都市住民と都市農業者との交流促進、理解醸成の取組としての周辺環境対策、農業体験会、マルシェの開催や防災空間整備等について支援しています。

新鮮な農産物の供給

(マルシェの開催：神戸市)



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割

身近な農業体験・交流の場の提供

(野菜の収穫体験：大阪市)



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

災害時の防災空間

(防災協力農地：摂津市)



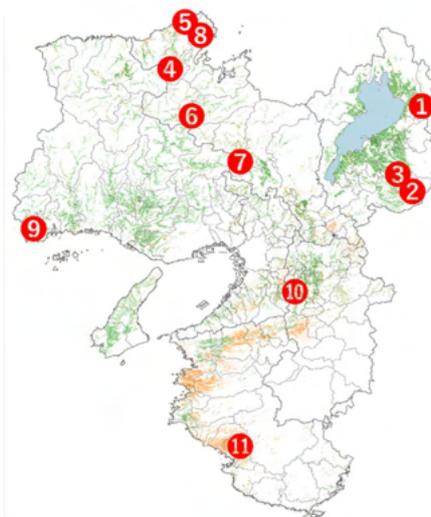
火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

(7) 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成推進

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能の弱体化が懸念されます。
- 農林水産省では、地域コミュニティ機能の維持・強化に向け、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を推進しています。

近畿の農村RMO事業実施地区

①東草野農業振興会（滋賀県米原市）
②羽ばたけ鮎河自治振興会（滋賀県甲賀市）
③桜谷地域農村RMO推進協議会（滋賀県日野町）
④与謝地域山村活性化協議会（京都府与謝野町）
⑤宇川連携協議会（京都府京丹後市）
⑥中六人部地区農村RMO事業推進連絡協議会（京都府福知山市）
⑦摩気地域振興協議会（京都府南丹市）
⑧伊根町農村RMO推進会議（京都府伊根町）
⑨豊かな郷づくり協議会（兵庫県赤穂市）
⑩葛城山麓地域棚田振興協議会（奈良県葛城市）
⑪秋津野地域づくり協議会（和歌山県田辺市）



農村 RMO について（農林水産省ホームページ）<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/>

5 災害対策

(1) 主な自然災害による農業被害

- 近年、自然災害により農林水産業に大きな被害が発生しており、農林水産被害額は、特に豪雨や台風等の風水害によるものが増加傾向にあります。
- 農林水産省としては、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に農業被害を把握することとしており、近畿農政局では管内各府県、各地方拠点と連携して被害状況を情報収集し、密接に連携して対応しています。
- 令和5年度においては、近畿でも6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号、8月の台風第7号により、農作物や農業用ハウスの損壊などの農業被害が見られました。災害復旧制度等も活用しつつ、被災地では復旧が進められています。

1. 令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号による農林水産関係の被害状況

令和5年6月1日から3日にかけて台風第2号の影響により、梅雨前線の活動が活発となり、西日本から東日本にかけて太平洋側を中心に大雨となりました。近畿では6月2日には大雨となり、特に大きな被害があった奈良県、和歌山県では大雨や土砂崩れ等による農業用ハウスの破損の他、水稻や野菜、果樹等の被害が発生しました。

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被害

単位：億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	1.0	24.8
樹体	18.8	18.8
家畜	0.0	0.4
畜産物(生乳)	-	0.0
農業用ハウス	0.1	8.6
農業用倉庫・処理加工施設	0.0	0.9
畜産用施設	-	1.1
共同利用施設	-	3.4
農業・畜産用機械	0.1	2.0
その他	0.0	0.5
農作物等被害額計	20.9	60.8
農地・農業用施設関係	-	165.7
林野関係	-	112.3
水産関係	-	6.1
被害額合計	20.9	344.8

6月豪雨・台風2号被害・復旧状況
(和歌山県)



農地の被害(みかん畑)
(令和5年6月)



復旧状況
(令和6年3月)

2. 令和5年台風第7号に係る農林水産省関係の被害状況

令和5年8月15日から16日にかけて本州に上陸した台風第7号の影響により、西日本を中心として中部地方を含む広い範囲で大雨・暴風となりました。近畿では8月15日には大雨・暴風となり、特に大きな被害があった京都府、兵庫県では暴風や冠水等による農業用ハウスの破損の他、農作物等の被害が発生しました。

令和5年台風第7号に係る被害

単位：億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.9	3.8
樹体	0.0	0.1
家畜	0.1	0.1
畜産物(生乳)	-	-
農業用ハウス	0.8	1.4
農業用倉庫・処理加工施設	-	0.2
畜産用施設	0.1	0.2
共同利用施設	-	0.0
農業・畜産用機械	-	0.2
その他	0.2	0.1
農作物等被害額計	2.2	6.0
農地・農業用施設関係	-	128.3
林野関係	-	165.2
水産関係	-	6.1
被害額合計	2.2	305.7

8月台風7号被害・復旧状況
(兵庫県)



水路の被害
(令和5年8月)



復旧状況
(令和6年5月)

(2) 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

- 頻発する豪雨、地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」等に取り組んでいます。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、府県知事は「防災重点農業用ため池」を指定するとともに、防災工事等を集中的・計画的に進めるための防災工事等推進計画を策定しています。令和5年3月末時点で近畿の防災重点農業用ため池は12,518箇所となっています。(図表-1)



平成30年7月豪雨で決壊したため池(京都府塩津古池)

図表-1 農業用ため池数と防災重点農業用ため池数

区 分	農業用ため池数 (令和5年12月末時点)		防災重点農業用ため池数 (令和5年3月末時点)	
	箇所数	割合%	箇所数	割合%
滋 賀	1,436	0.9	474	0.9
京 都	1,507	1.0	611	1.1
大 阪	3,600	2.4	2,486	4.7
兵 庫	21,752	14.4	6,060	11.3
奈 良	4,228	2.8	966	1.8
和 歌 山	4,723	3.1	1,921	3.6
近 畿	37,246	24.6	12,518	23.4
全 国	151,191	100.0	53,399	100.0

